

平成19年度11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会
環境農林水産分科会会議録

平成19年11月28日～11月30日・12月3日～12月4日

場 所 第4委員会室（11月28日～30日、12月4日）
南那珂農林振興局（12月3日）

平成19年11月28日（水曜日）

午前10時24分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員（8人）

主	査	押川修一郎
副主	査	山下博三
委	員	外山三博
委	員	井本英雄
委	員	中野一則
委	員	満行潤一
委	員	松田勝則
委	員	権藤梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳憲一
環境森林部次長 （総括）	野村秀雄
環境森林部次長 （技術担当）	寺川仁
部参事兼 環境森林課長	鈴木康正
計画指導監	徳永三夫
環境管理課長	堤義則
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
技術検査監	星野次郎
林業公社対策監	池田隆範
山村・木材振興課長	楠原謙一

木材流通対策監	河野憲二
国土保全対策監	江口勝一郎
林業技術センター 所長	黒木由典
木材利用技術 センター所長	有馬孝禮

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐哲也
政策調査課主査	千知岩義広

○押川主査 ただいまから普通会計決算特別委員会環境農林水産分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程及び審査の進め方については、お手元に配付の日程案及び分科会審査の進め方のおり、こういう方向で実施させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そのように決定をいたします。

続きまして、通常の決算審査についてであります。まず、執行部の説明は、お手元に配付の説明要領により行います。また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いをいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審議の進め方についてありますが、その場合には、主査においてほかの分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けるという確認がなされたので、よろしくお願いをしたいということで、主査会で調整をするということですので、そういうやり方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、執行部入室のため、暫

時休憩をいたします。

午前10時24分休憩

午前10時29分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

環境森林部の審査であります。

それでは、平成18年度決算について、執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、班ごとをお願いをしたいと思いますので、執行部の説明が終了した後をお願いをしたいと思います。

○高柳環境森林部長 それでは、環境森林部の平成18年度決算につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております普通会計決算特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。2ページにかけまして、長期計画に基づく施策の体系表を掲げております。左端の4つの区分に沿いまして、平成18年度環境森林部の主要施策の主な内容について御説明をいたします。

まず初めに、左端一番上にあります「快適な環境を享受できる社会」についてであります。右端の①二酸化炭素等排出削減行動の推進につきましては、温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化防止活動推進センターが実施しますフェスティバルの開催を支援するなど、広く県民に対し地球温暖化防止の普及啓発を実施いたしました。

次に、②の4Rと廃棄物の適正処理の推進につきましては、廃棄物監視員を増員するとともに、民間団体の協力を得て、不法投棄に関する情報ネットワークを強化し、不法投棄等不適正処理の早期発見、指導、原状回復の徹底などを図ったところであります。

次に、③の良好な大気環境の保全、及び④の良好な水環境の保全につきましては、大気や水質の常時監視を実施するなど、大気汚染や水質汚濁の未然防止に努めるとともに、合併処理浄化槽の整備促進に努めました。

次に、⑥の県民参加による豊かな森林づくりの推進につきましては、平成18年度から導入しました森林環境税を活用しまして、県民等による森林づくり活動や、児童生徒等を対象にした森林環境教育などへの支援を行いました。

続きまして、⑦自然豊かな水辺の保全と創出につきましては、五感を用いたわかりやすい水辺環境指標の普及を図るとともに、市町村が実施します河川浄化活動への助成及びテレビなどによる広報など、県民への啓発を実施いたしました。

次に、⑨の生物多様性の確保につきましては、「野生動植物の保護に関する条例」に基づきまして、県内の希少野生動植物の保護を図るとともに、有害鳥獣による農林作物への被害対策を行い、野生鳥獣の適正な保護・管理を図りました。

⑩環境学習の推進につきましては、学校や地域での環境に関する研修会などへ環境保全アドバイザーを派遣するとともに、環境学習に取り組むエコ幼稚園・保育所の活動を支援いたしました。

⑪の県民、NPO・ボランティア、事業者、自治体等のパートナーシップによる環境保全活動の推進につきましては、県民、事業者等で構成する「環境みやざき推進協議会」と連携し、県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」の実施など、環境保全活動の推進等に努めました。

次に、左端2段目の「安全で安心して暮らせる社会」についてであります。⑫の県土の保全

対策の推進につきましては、山地災害から県民の生命や財産を守るために、治山事業や保安林整備事業などを実施するとともに、森林環境税を活用し、公益保全上重要な森林を対象に荒廃林地の再造林等を行うなど、水資源の涵養や県土の保全に努めました。

続きまして、左端の3つ目でございますが、「力強い産業が営まれる社会」についてであります。⑬健全で多様な森林の整備・保全につきましては、水源の涵養や土砂の流出防止等の公益的機能を果たすため、市町村と一体となって植栽未済地の解消や間伐等の推進に努めます。

次に、⑮環境に配慮した林業経営の推進につきましては、地域森林計画を策定するとともに、林道や作業道の開設等、適正な森林施業の推進に努めました。また、森林整備地域活動支援交付金によりまして、森林所有者等が行う現況調査等に対し支援を行い、森林の適切な整備を推進いたしました。

次に、⑰グローバルな競争に打ち勝つ木材産業の構築につきましては、木材製品の加工・流通体制の充実強化を図るため、人工乾燥施設や原木の大径化に対応した製材加工施設等の整備に努めました。

次に、⑱県産材の需要拡大の推進につきましては、県外出荷拡大に向けた新たな需要先を開拓するための商談会の開催や集出荷体制を整備するとともに、県内における木材需要の拡大を図るため、公共施設の木造化や内装木質化などに対する支援を行いました。

次に、⑲特用林産の振興につきましては、乾しいたけや木炭などの生産基盤の整備を支援するとともに、生産から流通に至る履歴が確認できる乾しいたけのトレーサビリティシステムの確立に向けた支援を行いました。

次に、⑳未来を拓く新たな技術開発・普及につきましては、林業技術センターにおいて地域林業に密着した試験研究を行い、その開発した技術等の生産現場への早期移転に努めました。また、木材利用技術センターにおいて、杉を中心とした県産材の利用技術の開発等の試験研究を推進するとともに、普及指導や企業相談等を通じまして技術指導を行いました。

次に、㉑の森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成についてですが、林業就業に必要な技術等を取得するための研修などを行い、新規の林業就業者の確保を図るとともに、地域林業の中核的担い手として意欲的に活動できる森林組合などの育成強化に努めました。

続きまして、4つ目、左端の「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」についてであります。右端の㉒の地域資源を生かした産業の育成につきましては、森林のいやし機能を活用したモデル地域の取り組みに対しまして、支援を行いました。

以上が環境森林部の平成18年度主要施策の主な内容でございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。環境森林部の平成18年度の決算状況につきまして御説明いたします。表の一番下の合計欄をごらんください。環境森林部全体の決算額は、一般会計、特別会計合わせまして、予算額が400億1,981万9,000円に対しまして、支出済額342億5,514万7,368円、繰越額が、繰越明許費で46億7,489万7,000円、事故繰り越しで7億7,705万4,000円となっております。この結果、不用額は3億1,272万632円となりまして、執行率は85.6%となっておりますが、繰越額を含めました執行率は99.2%となっております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

ます。監査における指摘事項についてであります。まず、表の一番上にあります(1)収入事務につきまして、木材利用技術センターにおいて、電柱等及び自動販売機類設置に係る行政財産使用料の調定の時期がおくれているものがございました。また、表の一番下の(5)不適正な事務処理につきましては、林業技術センターにおいて不適正な事務処理について指摘がございました。今後このようなことが発生しないよう、チェック体制をさらに強化し、適切な事務処理に努めてまいります。

最後に、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきましては、3件の意見・留意事項がございましたが、これにつきましては、後ほど関係課長から説明いたします。

以上、環境森林部の主要施策の主な内容と決算状況等を御説明いたしました。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○鈴木環境森林課長 各課の説明に入ります前に、まず、今回の不適正な事務処理につきまして、平成18年度の予算に係るものについて御説明いたします。

お手元に配付しております平成18年度予算執行に係る不適正な事務処理説明資料の1ページをごらんください。この資料は、お手元の普通会計決算特別委員会資料の4ページ及び5ページをあわせて見ていただきますと、備考欄の平成18年度不適正な事務処理に係る支出額、これを記載したものでございます。今回の不適正な事務処理に係る環境森林部の支出科目は、下から5段目の造林費が、右側の不適正な事務処理に係る支出額の欄にありますように、預けと書きかえを合わせまして10万5,244円、次の

林道費が37万4,180円、治山費が54万9,848円。2ページをごらんください。上から6段目、林業災害復旧費が34万5,901円であり、この結果、環境森林部の所管する平成18年度予算に係る不適正な事務処理の支出額の合計額は、このページの右側の一番下の合計欄に記載しておりますように、預けが114万6,378円、書きかえが22万8,795円、合わせまして137万5,173円でございます。

なお、この不適正な事務処理の支出額を仮に不用額に計上しました場合、不用額が100万円を超えるもの、または執行率が90%未満となるものは、1ページの下から3段目、治山費で、現在の不用額と合計しますと125万5,113円となります。

なお、今回の不適正な事務処理に係る環境森林部関係の支出額は、すべて西臼杵支庁及び中部と南那珂の農林振興局に係るものでございます。以上でございます。

○押川主査 ただいま不適正な事務処理の説明をいただきました。ここで一度質問を受けたいと思いますので、委員の方で質問があれば挙手をもってお願いいたします。

○外山委員 今の説明で確認したいんですが、例えば1ページの造林費の不適正な処理で10万というのがありますね。これは支出済額の中に入っているんですね。

○鈴木環境森林課長 支出済額の中に入っております。

○外山委員 ということは、県の正式な決算書類には、流用した分も支出額で計上してあるということですね。

○鈴木環境森林課長 含まれております。

○外山委員 部長にまずお尋ねしたいんですが、決算調書をつくる手順、これは環境森林部

の分は環境森林部でつくって、財政のほうに持って行って最終的に合計するんですか。つくり方の手順を教えてください。

○高柳環境森林部長 事務的には、各課でそれぞれ予算科目、費目に応じて決算処理、事務処理を行いまして、それを部としてまとめまして、当然財政課のほうと調整をしながら、最終的にはつくり上げていくという処理だと思っております。

○外山委員 今、説明がありました不適正な流用、この分が現実には決算書では使ったという形で処理をされております。実際は余っておるはずなんだけれども、それをほかのほうに流用した。私から言うならば、これは虚偽の決算書なんです。正しい分もあるが、流用の分は虚偽の決算書。きのう本会議で図師議員が知事に、「虚偽のこういう決算書を出すことについてどういう見解をお持ちですか」という質問がありましたね。知事は何も答弁しなかった。同じ質問を部長にしたいんですが、この決算書は自分の部でまとめた決算書ということを確認しましたから、これをここに提示される今の立場の考えをお尋ねします。

○高柳環境森林部長 今回の不適正な支出につきましては、私どもこの問題については真摯に受けとめ、大変申しわけなく思っております。決算の事務処理に当たりましては、当然、担当部局との調整・連携のもとに作業を全庁的に進めておりますので、それに従った形で処理をしたということでございます。ただ、委員御指摘のように、そういうものが入っているじゃないかということについては、私ども、その以前にこういう不適正な支出執行があったことにつきまして大変申しわけなく思っております。その決算の処理につきましては、担当部局との連携

をとりながら、作業を進めたということでございます。

○外山委員 確かに不適正な処理、決算書ということは今、部長が認められましたね。であるなら、この決算書はそういう形の決算書を出すべきであって、横のほうにただし書きでも書いて、そういう決算書を当然出すべきだと思うんです。各部と調整じゃなくて、環境森林部だけでもそういう決算書を出すべきだと思うんですが、どうですか。

○高柳環境森林部長 決算は、確かに各部の議決いただいた予算についての執行状況結果でございますが、これが議案として議会に提出される場合には、全庁的な立場でどういう処理をするかという一定の方針のもとに各部が作業しております。ただ、委員会での説明につきましては、委員おっしゃいましたように、そういう必要性ということもあろうかと思ひまして、環境森林課長のほうから説明をしましたようなことで、この分科会に御説明をさせていただいたということでございます。

○外山委員 虚偽の分の資料はこっちから要求したから出してもらったので、これを要求しなければ、虚偽の決算書を出して、はい、審査してくださいということになってしまったんです。そこを、決算書をつくる段階での作業を真摯に反省してもらって決算審査に臨んでもらわないと、おかしいなという気持ちがするものですから、そのことを申し上げました。

それから、もうちょっと具体的にお聞きしたいんですが、予算執行するときに、書きかえ、裏金等々があったわけですけども、現場の決裁、これは金額によって違ってきているんですか。担当がこのお金をこういうふうに使いたいというときに、どういう決裁の仕方になってい

るんですか。

○鈴木環境森林課長 金額の幾ら幾らというのは資料を持ってきておりませんが、基本的に、出先においてもそういう決裁区分というのがございまして、それによって処理をしているものと思っております。

○外山委員 係長決裁とか、課長決裁とか、長の決裁とか、金額によって決められているということですか。

○鈴木環境森林課長 係長決裁というのはございませんけれども、具体的な資料がありませんが、課長あるいは所長という段階で決裁区分が決められていたかと思えます。

○外山委員 なぜこういうことを聞くかということ、今度の裏金と書きかえた場合の最終的な責任がだれの決裁でやったかということを確認しないことには、この審査がきちっとできないと思ったものだから、その辺のところを確認をして、金額によって最終的な責任者はだれなのかと確認したいものですから、調べて教えてください。

○鈴木環境森林課長 失礼しました。出先における決裁につきましては、すべて所属長が決裁をしております。

○井本委員 本会議場で図師議員が、執行命令をした人が罰せられるんじゃないかという質疑をしたんだけど、それに対して答えは、はぐらかした答えだったんだけど、実際そういうことがあるのか。最終的な決裁責任者が罰せられていなくて、実際それを実行した人が罰せられていたんじゃないかという質疑を本会議場でしましたね。それに対して答えがなかったんだけど、そういう事実はあるのかないのか。ないならいいんだけど、そう

いうことを調べたことがあるのか、教えてください。

○鈴木環境森林課長 所属部におきまして、すべてその関係した人を調べまして、どういうことであったのかというのをやったわけなんですけど、今度の不適正な支出につきましては、公的なものと認められるとか、程度につきましても分類がされております。例としましては、ユニフォームとかいうものを買っている例もございしますが、そういったものにつきましては、やはりやったところの責任ということで、返還というのが出てまいります。ほかのものにつきましては、基本的に今回結果が出てきましたのは、組織的な責任ということで、それぞれ課長、補佐、課長補佐級、出先では課長などがございますが、それ以上の方で返還という形で責任といたしますか、返還を求めるといことにしております。

○榎藤委員 井本委員の質問をかいつまんで言えば、課長補佐、係長といる中で、図師議員の質問というのは、係長が処分を受けて、補佐とか課長とかが受けていない例があると。環境森林部のこの4件か5件の中に、関係した部分としてあるのかどうかということを知っているわけですが、返還とかそういうことじゃなくて、処分の問題です。

○鈴木環境森林課長 調査結果では、環境森林部に関係するものにつきましては、そういうものはございません。

○榎藤委員 重ねて申しわけないけれども、係長がされて課長がされていないとかいうケースはないということですね。

○鈴木環境森林課長 環境森林部の関係ではありません。

○外山委員 今の決裁の件ですけれども、不適

正な処理がなされた決裁については、出先は全部所属長の決裁、これは、所属長が決裁したという確認は全部とってあるんですか。所属長の決裁ということであれば、所属長の決裁印がないとおかしいですね。この確認はできているんですか。

○鈴木環境森林課長 それについては詳しくはしておりませんが、基本的には、通常の正式な書類として処理をされておりますので、所属長の決裁を押す、あるいは代決者がいます場合には、課長等でございますけれども、課長等で代決をするということでございます。

○外山委員 私が聞いているのは、その確認をきちっととってあるんですかということを知りたいんです。所属長の決裁がしてあるのかどうか。

○鈴木環境森林課長 書類については、権限のある者、所属長の決裁がとれていると。すべてではございませんが、先ほど言いましたように代決というものもございますが、決裁が終わっているというぐあいに聞いております。

○外山委員 聞いておるんじゃないかと、ちゃんと責任者として確認をしてあるのか。この件に関して、裏金に関して確認はしていないんですか。聞いておりますというのはだれから聞いたんですか。

○押川主査 不適正な処理の今回の決裁について、それぞれの責任者がすべて網羅しているかという質問ですから、そのことについて教えてください。

○鈴木環境森林課長 今回の件につきましては、私どもの出先機関ではありませんので、支庁と農林振興局でございますので、農政水産部が調査しておりますので、私が「聞いております」と言いましたのは、農政水産部のほうでそうい

うぐあいに確認をしまして、その結果、形の上では適正に処理をされているということでございます。

○外山委員 環境森林部では出先の書きかえ等はないんですか。

○鈴木環境森林課長 環境森林部では書きかえ、預けはございません。

○外山委員 不適正な処理のさっきの説明は何ですか。

○鈴木環境森林課長 説明不足で申しわけございませんでしたけれども、御存じのように、環境森林部につきましては、支庁、農林振興局、ここに林務関係がございます。経費としましては、環境森林部のほうから支庁なり農林振興局に費用というのを令達するということでございます。その分を調査しましたときに、最後に申しましたけれども、支庁と農林振興局の不適正な支出を調査しまして、林業費とか、造林費とか、私どもが所管している科目がございますけれども、そこから支出をしているということでございますので、その分を御報告申し上げたところです。支庁は地域生活部の所管でございますので、失礼いたしました。

○外山委員 最終的なチェックの責任者は振興局長、西臼杵支庁長ということですね。

○鈴木環境森林課長 今回の調査は人事課がやっておりますので、最終的には人事課でございますが、それぞれの調査につきましては、各所管部で行っております。

○井本委員 もう一回、ここだけの資料じゃなくて、だれがどんな処罰を受けたのか、そして皆さん方も何万円か、何十万円か、負担したんでしょう。そういう一覧表を出してもらえませんか。どういう措置というか、処罰を受けたのか、だれが何ぼ払ったとか、例えば課長補佐ま

で今度は返還させられたんですか。その下に処罰を受けた人がおるわけでしょう。その人たちの役職名と、どういう処罰を受けたのか、その辺も出してもらえませんか。あるんでしょう。

○鈴木環境森林課長 その名簿はございます。基本的には、先ほど言いましたように、現在の補佐級あるいは補佐の人が幾ら、課長が幾ら、次長級が幾ら、部長が幾らということでございますので、それは一覧をお出しするということになるんでしょうか。

○井本委員 お願いします。そして、皆さん方はそちらで終わった終わったと思っているかもしれないけれども、あくまでもチェック機関は議会なんだから、我々が最終的に全部突き合わせて、これでよしとせんければ、チェックは終わったと私は思っていないんです。あんたたちは終わった、もう終わりだと。終わっていないと私は思っている。この前もらったこれについても、黒いテープが全部してあるけれども、これを外したやつを持ってきなさいよ。通帳を業者が持っているわけでしょう。それと我々は突き合わせん限りは、何が何やらわからんわけ。現物ももちろん見なければいかんし、我々は最終的にそこまで突き合わせん限りは納得しませんよ。我々議会は笑い物になっているんだから。そういう覚悟で、ひとつそういうところまで出してください。部長、どうですか。

○高柳環境森林部長 私どもが、組織として不適正支出でございましたのは林業技術センターのみでございます。これは需用費で備品を購入したということですが、それについては今、御要望のあった部分について、処分とそれについて出せますが、ただ、支庁と農林振興局の分については、所管がそれぞれ農政水産部と地域生活部の所管になりますが、そこまでの要望でござ

いますか。

○榎藤委員 さっきの環境森林課長の外山委員への答えの中で、費目として自分たちが責任を負うのであれば、どこでどういうふうに支出したって自分たちが責任を持たないかんのじゃないですか。調査をどういうふうに受けたとか、そういうことじゃなくて、自分たちがお金の支出を責任持って、さっき言われた54万9,000円、34万5,000円、そういうものについて私のところじゃありませんわということは、決算をまじめに承認してくださいという姿勢じゃないですよ。さっきから井本委員が言う基礎データ、そういったものも我々が納得しないと——私は、去年監査をした関係で、いろんなことを特に言われているんです。そういったことを含めて、調査委員会の調査のやり方は調査委員会のやり方ですよ。議会が求める資料を見せてもらわんと議会は納得せんというのが、井本委員と私らの意見なんです。その資料がないと審議はできないということになれば、休憩して資料をそろえてください。口頭で今までは100万以上とか、10%以上とか、政策評価がどうだと聞いてきたけれども、今回については特にこういう事件があるわけだから、従来の審査ではいかんというふうに委員がみんな思っているんです。

○鈴木環境森林課長 申しわけありません。提出する資料につきまして、確認でございますけれども、9月5日に不適正な事務処理に関する全庁調査報告書の中に具体的に分類をしまして、書きかえとか預けで項目まで出している資料がございます。これを環境森林部の中で整理して出すということでもよろしゅうございますか。

○押川主査 分科会方式での決算審査をやっ

おりますから、林業センターのみの今回のそういう関連の資料を今すぐ提出してください。そして、暫時休憩で、後ほどまた資料がそろった段階で審査をするということによろしいでしょうか。

○外山委員 先ほど預けと書きかえの説明がありましたね。これでは予算の事項のどの部分が流用されたかというのはわからないから、どの予算の項目の事項を流用したかという明細も提出をぜひお願いしたいと思います。

○鈴木環境森林課長 実は、今回提出する資料につきましては、決算の際は課ごとに分けて出すのが妥当だろうということで、本当は普通会計決算特別委員会資料の、課ごとに構成をしておりますこれで説明をしようと思ったんですが、例えば予算執行に係る不適正な事務処理説明資料の1ページから説明いたしますと、1ページは造林費、林道費、治山費ということで、それぞれ課がはっきり分かれております。例えば造林につきましては森林整備課、林道費は森林整備課、治山費は自然環境課ということでございますが、林業災害復旧費につきましては、林道と治山と2つございまして、2つにまたがっております。具体的に支出をずっとやっていきますときに、どちらから支出をしたものが不明でございます。かつ令達したもののの中から、例えば具体的に申しますと……。

○外山委員 災害復旧費はわかります。ただ、例えば造林費の項目を見ると、いろいろあるんです。どれから流用したかということのをなぜ聞きたいかというのは、来年の予算編成のときには、予算は要らなかったんじゃないかと、余ってほかに流用したんだからということを確認したいから、例えば造林費はどの部分が流用されたかという明細を出してほしいと。災害復旧費

は、トータルで出してもらわなくてもいいですよ。

○鈴木環境森林課長 決算は、具体的な流れを言いますと、事業ごとにそれぞれ精算をいきまして、それを積み上げていって、最終的に目で出てきます。款項目の形に整理をしていきます。

○外山委員 事業ごとに聞いているわけです。

○鈴木環境森林課長 その事業ごとにが、令達をする際には、幾らということで令達をするものですから、例えばこの事業から幾ら出して、この事業から幾ら出してという分類が正直言ってできません。

○榎藤委員 事業の予算があるでしょう。その実績というのはわからんということですか。

○外山委員 例えば造林費は39億あるんです。つかみだから、どこから流用したかわからんというのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○鈴木環境森林課長 流れを申しますと、例えば出先に令達をする際には、いろんな事業のものを集めまして、例えば造林費なら造林費、林道費なら林道費として流します。それで出先は実際に執行をするものですから、それをまとめたもので執行していくものですから、今度はそれをどこから出したのかという話になりますと、具体的にはどこと特定ができません。例えば県単とか、国庫とか、そこら辺もございまして、ちょっと話が飛んでしまいますけれども、この前、会計検査が参りましたのも、国費の分と県単の分を分けたい、国費の分にそういう不適正なものがあれば返還をしてもらおうということで会計検査が入ったわけです。現実には、会計検査のこの前の結果の講評では、国費が入っていることはわかったと、今後、その額の把握をしたいということでございましたけれども、現実

には難しいと。例えばほかの県でそういう例がありましたけれども、それも結局最終的には、払う払わないというあれはあるんでしょうが、案分と。例えば国費がこの事業については2分の1、これは3分の2とか、いろいろ国費が入っていきまして、県単もあるということになりましたら、具体的には2分の1か3分の1ぐらいの費用を返してもらおうと。

○**権藤委員** いろんなやつを集めているから、お金に色がついていないというのはわかるわけけれども、予算と実績はつかんでいるわけでしょう。

○**外山委員** 私は造林費だけ取り上げて言っていますが、ここに予算書があるんです。予算書の造林費の中には、例えば流域循環資源林道整備費というのが6億5,000万とか、流域何とかというのは701万7,000円とか、細かく分けて事業ごとに事項がずっとあるわけです。当然我々は予算審査するときに、この事項の予算の範囲で事業をやっておると認識をしていた。まとめてぼんとやるからどういうふうに使われておるか分かりませんという今の説明は、我々の認識と相当乖離しています。

○**鈴木環境森林課長** 誤解を与えて申しわけありませんが、事業につきましては、事業に係る予算としまして、執行はいたします。その事業につきまして、これは幾ら、これは幾らというのは決まっておりますので、おっしゃるように、その範囲内でしか執行はできません。ところが、実際に、例えば本庁でそういう事業を組みまして、出先に流す際には、幾つかの事業をまとめて金額を令達をする。入ってくるときには、それぞれ振り分けをしまして入ってくるんですが、問題は、不適正な支出に係る支出調書の中には、令達した中から予算執行して出している

ものですから、今度はどれを特定して不適正に持っていったかというのがよくわからないんです。

○**外山委員** ちょっとわかりにくいんです。出先に令達するときには、各出先に分けて出すでしょう。出先には、当然この事業費は幾らですよということを明細書いて渡すはずですよ。そうすると、そこの所属長は、その予算をずっと使っていて、担当でも余った、これとこれとが余ったからこれを別のほうに流用したということに多分なるのじゃないかと思うんです。だから、令達した分のどの分が流用されたということにはわからないとおかしいんじゃないですか。それがわからんというのはちょっと理解できないです。

○**鈴木環境森林課長** 令達する場合には、この事業で幾らという流し方をする場合もございませぬけれども、例えば流用されているいろんな事業費につきましては、ある程度プールをした形で流しております。事業に使えるものとして実際に、内訳は本庁でやっているんですが、必要な額をそういうぐあいに流しておりますけれども、問題は、先ほど申しますように、出先で支出をする際に、どの事業の費目を使って不適正をしたかというものが、文書上、後から見ますとわからないということです。

○**権藤委員** わからないという説明はあれですが、要するに令達をした書類を出しなさいよ。事業の件名ごとに現場で予算管理をしているわけだから、その実績把握はできているはずだから、その中に埋没している未使用部分が、右側に出てきている部分が、その中に含まれているはずだから、予算と実績と、この中に入っているだろうという説明を流れ的にしてもらわんと、口でぱつと言ったってわからんですよ。

○外山委員 議会で時間かけて予算審査をして、事項ごとにこの事業は幾らと。令達するとき、中部には幾ら、ここには幾らということは当然この事業については分けて出す。受け取ったほうも、その事業の枠の中で所属長は決裁をしていかないと、どんぶりで造林費というようなことだけあるというようなことでやるから、結局は流用していくような温床がそこにあるんじゃないですか。もうちょっときちっとした処理が、予算の範囲でやっていくという厳しい立場に立った処理が現場でなされておるならば、こういう流用というのはなかったと思う。そういうアバウトで大づかみで全体でこのくらいまだ予算があるからというようなやり方をしてしまったものだから、私は、こういう事態になったと思うんです。そこあたりからちゃんとしていく必要があると思うんです。どうでしょう、これは部長に。

○高柳環境森林部長 今いろいろ御意見、御要望がありました件については、口頭だけでは理解しにくい部分もありますので、今の御意見、御要望を踏まえまして、整理をさせていただいて、出せるものについては、資料を調整しまして、お出ししたいと思っております。さきの処分の返還金も含めましてですね。

○押川主査 それでは、暫時休憩ということではよろしいでしょうか。午後からということではよろしく願いいたします。

午前11時20分休憩

午後4時1分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

なお、職員処分関係の資料に伴う個人名の開示並びに備品台帳の開示に伴う業者名の開示が予想されますので、本件につきましては、秘密

会により審査したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 異議なしと認め、秘密会とすることに決定いたします。

それでは、委員、事務局職員、関係説明員以外の方は退場をお願いいたします。

ただいまから本分科会を秘密会といたします。

秘密会の議事の内容をほかに漏らした場合は、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。なお、資料につきましては、終了後、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔午後4時2分 秘密会に入る〕

〔午後5時0分 秘密会を終わる〕

○押川主査 執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

午後5時0分散会

平成19年11月29日（木曜日）

木材利用技術
センター所長

有馬孝禮

午前10時4分開会

出席委員（8人）

主	査	押	川	修一郎
副	主	査	山	下博三
委	員	外	山	三博
委	員	井	本	英雄
委	員	中	野	一則
委	員	満	行	潤一
委	員	松	田	勝則
委	員	権	藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高	柳	憲	一
環境森林部次長 （総括）	野	村	秀	雄
環境森林部次長 （技術担当）	寺	川		仁
部参事兼 環境森林課長	鈴	木	康	正
計画指導監	徳	永	三	夫
環境管理課長	堤		義	則
環境対策推進課長	飯	田	博	美
自然環境課長	坂	本	成	海
森林整備課長	金	丸	隆	一
技術検査監	星	野	次	郎
林業公社対策監	池	田	隆	範
山村・木材振興課長	楠	原	謙	一
木材流通対策監	河	野	憲	二
国土保全対策監	江	口	勝	一郎
林業技術センター 所長	黒	木	由	典

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長 （総括）
農政水産部次長 （農政担当）
農政水産部次長 （水産担当）
農政企画課長
農水産物監 ブランド対策
団体調整監
地域農業推進課長
担い手対策監
営農支援課長
農業改良対策監
消費安全企画監
農産園芸課長
畜産課長
家畜防疫対策監
農村計画課長
技術検査監
国営事業対策監
農村整備課長
水産政策課長
漁業調整監
漁港漁場整備課長
漁港整備対策監
総合農業試験場長
県立農業大学校長
畜産試験場長
水産試験場長

後	藤	仁	俊
西	田	二	朗
黒	岩	一	夫
佐	藤	信	武
玉	置		賢
服	部	修	一
假	屋	義	成
岡	崎	吉	博
土	屋	秀	二
米	良		弥
吉	村		豊
吉	田	周	司
小	八	重	雅
荒	武	正	則
押	川	延	夫
佐	藤	公	一
桑	畑	政	廣
矢	方	道	雄
原	川	忠	典
桑	原		智
那	須		司
関	屋	朝	裕
野	田	和	彦
齋	藤		尚
松	尾	通	昭
児	玉	盛	信
田	代	一	洋

事務局職員出席者

議事課主幹

壺岐哲也

○押川主査 ただいまから、普通会計決算特別委員会環境農林水産分科会を再開いたします。

本日も、不適正な事務処理等に関与した業者名並びに職員名が出るのが予想されますので、秘密会として行いたいと思います。

昨日は、職員処分関係の資料、支出関係書類についての審査をしたところでございますが、本日は、昨日御要望のございました公共事業事務費の流れ、不適正な事務処理の確認事例、不適正な事務処理に係る支出額等々についての審査を行いたいと思います。

審査の進め方については、委員協議でもお諮りしましたが、不適正な事務処理に関し、午前中に環境森林部、午後からは農政水産部の審査を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔午前10時4分 秘密会に入る〕

〔午前11時49分 秘密会を終わる〕

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時8分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開をいたします。

農政水産部の審査であります。

なお、備品台帳の原本の確認が可能ですが、執行部において不適正な事務処理にかかわる調査を行うことに当たり、業者名を公表しないことを前提に調査を行っていますことから、備品台帳原本の確認など業者名が明らかになるおそれがある場合には、守秘義務を課すため、秘密会といたします。また、職員の処分の関係で職員の個人名が明らかになる場合も、同様に秘密

会といたしますので、委員及び執行部の皆さん、御協力をお願いいたします。なお、秘密会の議事の内容をほかに漏らした場合、委員は懲罰、県職員は地方公務員法による制裁の対象となりますので、御留意ください。また、一般に公開される議事録についてですが、秘密会の部分を削除した形での閲覧となります。

本日最初に予定をしておりますテーマは、科目別の不適正な事務処理ほか4件であります。

ここでお諮りいたします。

本件につきましては、業者名及び処分された職員名のやりとりが予想されますので、秘密会により審査したいと存じますが、御異議ございませんか。

○外山委員 それは冒頭からですか。

○押川主査 そうです。

○外山委員 必要な時点から秘密会にすればいいので、冒頭しばらくは秘密会にする必要はないと思います。

○押川主査 では、そういうことでありますから、秘密会になるおそれがあるときにまた提案をさせていただきたいと思います。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

私ども、今回の不適正な事務処理につきまして該当所属が多数ございました。ここに改めておわびを申し上げる次第でございます。

それでは早速でございますけれども、平成18年度の決算に係ります不適切な事務処理につきまして、農政企画課長のほうより御説明をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○押川主査 ただいま部長のほうから、分科会のことについての農政のほうのお話をしていた

できました。今から不適正な事務処理の資料説明ということでありますから、先ほど申しましたとおり、これから先は個人名あるいは業者名等が出るおそれがありますから、秘密会としたと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そのように取り計らいをさせていただきますので、恐れ入りますが、マスコミの皆様方、御退席をお願いいたします。

〔午後 1 時 9 分 秘密会に入る〕

〔午後 3 時 41 分 秘密会を終わる〕

○押川主査 執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

午後 3 時 41 分散会

平成19年11月30日（金曜日）

木材利用技術
センター所長

有馬孝禮

午前10時7分開会

出席委員（8人）

委員長	押川修一郎
副委員長	山下博三
委員	外山三博
委員	井本英雄
委員	中野一則
委員	満行潤一
委員	松田勝則
委員	権藤梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳憲一
環境森林部次長 （総括）	野村秀雄
環境森林部次長 （技術担当）	寺川仁
部参事兼 環境森林課長	鈴木康正
計画指導監	徳永三夫
環境管理課長	堤義則
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
技術検査監	星野次郎
林業公社対策監	池田隆範
山村・木材振興課長	楠原謙一
木材流通対策監	河野憲二
国土保全対策監	江口勝一郎
林業技術センター 所長	黒木由典

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長 （総括）
農政水産部次長 （農政担当）
農政水産部次長 （水産担当）
農政企画課長
農水産物監 ブランド対策
団体調整監
地域農業推進課長
担い手対策監
営農支援課長
農業改良対策監
消費安全企画監
農産園芸課長
畜産課長
家畜防疫対策監
農村計画課長
技術検査監
国営事業対策監
農村整備課長
水産政策課長
漁業調整監
漁港漁場整備課長
漁港整備対策監
総合農業試験場長
県立農業大学校長
畜産試験場長
水産試験場長

後藤仁俊
西田二郎
黒岩一夫
佐藤信武
玉置賢
服部修一
假屋義成
岡崎吉博
土屋秀二
米良弥
吉村豊
吉田周司
小八重雅裕
荒武正則
押川延夫
佐藤公一
桑畑政廣
矢方道雄
原川忠典
桑原智
那須司
関屋朝裕
野田和彦
齋藤尚
松尾通昭
児玉盛信
田代一洋

事務局職員出席者

議事課主幹

壺岐哲也

○押川主査 連日、環境森林部の皆様方には御苦勞さまでございます。ただいま中間の主査会ということで9時45分から主査会が開催されましたので、おくれて開会しますことを心からおわびを申し上げたいと思います。

それでは、18年度決算について、環境森林部の説明をお願いを申し上げたいと思います。

○鈴木環境森林課長 それでは、環境森林課の平成18年度の決算及び主要施策の成果につきまして御説明いたします。

まず、平成18年度普通会計決算特別委員会資料の3ページをごらんください。環境森林課の決算の状況は、表の一番上の段にありますように、予算額32億3,987万9,000円に対し、支出済み額は31億4,727万3,800円で、不用額は9,260万5,200円、執行率は97.1%でございます。

次に、環境森林課のインデックスがついております8ページをごらんください。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについてでございますが、上から3段目の(目)林業総務費で、不用額は9,003万4,946円でございます。これはほとんどが給料、職員手当等及び共済費の人件費の執行残でありまして、当初、県単独で予算措置しておりました人件費を国庫補助事業に振りかえ、財源の有効活用を図ったことによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書をごらんください。

環境森林課の説明に入ります前に、まず、この報告書の記載内容と各課の説明方法について御説明いたします。具体的に環境森林課の報告をごらんいただきながら御説明いたします。

青いインデックスの環境森林課のところ、ページでいいますと163ページをお開きください。このページの上のほうにあります1、自然と共生した環境にやさしい社会、その下の1)地球温暖化防止に貢献する社会づくり、その下の(1)二酸化炭素等排出削減行動の推進、そしてその下の施策の目標までは、先日、部長が説明しました前の総合長期計画であります「元気みやざき創造計画」の施策体系により記載しております。次の施策の進捗状況以下につきましては、政策評価とこの報告書の連携を図るため、政策評価における施策評価シートから引用しております。なお、施策評価シートにつきましてはお配りしておりませんが、県庁ホームページで確認できるほか、議会図書室にも備えております。この施策の進捗状況でございますが、これにつきましては、上の(1)の二酸化炭素等排出削減行動の推進に係るほかの部局やほかの課の施策をあわせての評価である場合が多く、次にあります施策推進のための主な事業及び実績に掲げる環境森林課の事業だけの評価ではございません。つきましては、各課の説明では、施策の目標と施策の進捗状況については説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。下の(1)の二酸化炭素等排出削減行動の推進に係る施策評価シートの施策を構成する主要事業一覧から、環境森林課に係る事業を掲げております。なお、平成18年度の予算額の欄がございますが、これにつきましては2月補正の最終予算額でございます。

次に、164ページをごらんいただけますでしょうか。下のほうから2つ目の項目で、施策の成果指標・数値目標等という事項で表を掲げてお

りますが、これは施策評価シートに掲げる成果指標をここに引用しております。ただし、環境森林課の事業に係る指標がない場合には記載をしておりません。

163ページにお戻りください。そういうことで163ページを見ていただきますと、このページの事業につきましては、施策の成果指標・数値目標がございません。

次に、施策の評価であります。原則として、施策評価シートの環境森林課に係る事業についての評価を引用して記載しております。

報告書についての記載内容と各課の説明方法につきましては以上でございます。

それでは、環境森林課の主な事業について御説明いたします。163ページでございますが、上から4行目の(1)の二酸化炭素等排出削減行動の推進であります。中ほどの表をごらんください。宮崎県庁エコアップ推進でございますが、右端の主な実績内容にありますように、県庁の環境マネジメントシステムによりプログラムの設定・管理等を行い、事務事業における省エネや省資源などに努めました。この県庁環境マネジメントシステムと県庁地球温暖化実行計画に基づきまして省エネ等に努めたことにより、下の表にありますように、平成18年度の県庁全体の温室効果ガス排出量は前年度と比べ減少しております。今後とも、毎週水曜日の「地球にやさしい行動の日」における午後6時の一斉消灯や、ノーマイカーデーといった取り組みなどを通じて、職員一人一人の環境保全活動の一層の推進に努めてまいります。

次に、164ページの2行目でございますが、(1)の環境学習の推進であります。中ほどの表をごらんください。上の段の環境アドバイザー派遣では、右端の主な実績内容にあります

ように、環境アドバイザーの登録が83人となり、学校、地域、職場で開催された研修会や講演会に、アドバイザーを計89回派遣し、5,688名が受講するなど、環境保全意識の向上や活動の実践の促進に努めたところであります。

下の段の未来の宮崎を担うこどものための環境学習促進では、右端の主な実績内容にありますように、環境保全に取り組む幼稚園等をエコ幼稚園・保育所として新たに14カ所認定したほか、小・中学生の自主的な環境活動グループであるこどもエコクラブの活動の推進や、これらの子供たちの活動発表や交流の場としてのこども環境フェアの開催を通じて、子供たちへの環境学習を推進したところであります。今後とも、アドバイザーの派遣等を通じて、学校や地域、職場での環境学習を推進しますとともに、幼児期から環境学習を推進し、県民一人一人の理解と活動の促進を図ってまいります。

次に、165ページをごらんください。(2)の県民、NPO・ボランティア、事業者、自治体等のパートナーシップによる環境保全活動の推進であります。中ほどの表をごらんください。上の段のエコみやざき推進では、県民団体、事業者、行政等で構成する環境みやざき推進協議会と連携しまして、右端の主な実績内容にありますように、県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」や、県民大会の開催、会報誌による啓発など、県民の環境保全意識の向上や実践活動の促進に努めたところでございます。今後は、県民全体の実践活動をさらに推進するため、その中心的な役割を担う環境みやざき推進協議会の会員の拡大を図るとともに、取り組み内容の一層の充実に努めてまいります。

下の段の環境情報センター運営では、県民への環境に関する情報提供や学習の拠点として、

右側の主な実績内容にありますように、情報提供や環境講座の開催等通じて、県民に対するさまざまな環境問題に関する意識の普及に努めました。なお、下の表にありますように、近年、環境情報センターの利用者数が減少傾向にありましたことから、平成18年7月に、利用が多い県立図書館へ移転をいたしました。今後とも、県民のより幅広い環境学習ニーズにこたえられるよう、県立図書館とも連携し、事業の一層の充実に努めてまいります。

次に、167ページでございますが、(1)の環境に配慮した林業経営の推進であります。下の表をごらんください。上の段の森林計画樹立では、右端の主な実績内容にありますように、改定時期であった一ツ瀬川流域について、森林法に基づき、地域森林計画を作成するとともに、大淀川ほか3流域について、林道計画等に係る地域森林計画の変更を行いました。また、今年度、19年度に作成する大淀川流域の森林計画のための流域の空中写真撮影を行いました。

下の段の森林整備地域活動支援交付金では、右端の主な実績内容にありますように、市町村長と森林所有者等が協定を締結して行う森林整備推進のための森林現況の調査等の地域活動に対する支援として、宮崎市ほか30市町村に対し、交付金を交付したところでございます。

次に、168ページの(6)の未来を拓く新たな技術開発・普及でございます。下の表をごらんください。林業普及指導では、県下31名の林業普及指導職員を配置し、右端の主な実績内容にありますように、森林所有者等に対する林業技術や林業経営の巡回指導を行うとともに、指導的な林業者や林業普及指導職員の資質向上のため、各種研修に参加したところでございます。

次に、169ページの試験研究では、右端の主

な実績内容にありますように、林業技術センターにおいて、再造林対策の一環とした杉小型挿し穂による苗木生産技術の開発に関する研究など18課題を設定し、試験研究に取り組んだところでございます。

以上が、環境森林課の決算の状況と主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

環境森林課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○堤環境管理課長 環境管理課につきまして御説明申し上げます。

同じく、特別委員会資料の3ページをお開きください。環境管理課の予算額は6億7,531万9,000円で、支出済額は6億6,207万1,091円であります。不用額は1,324万7,909円となりまして、執行率は98.0%であります。

次に、11ページをお開きください。事項別の執行状況であります。目の執行残が100万円以上のものは、上から3番目の欄の環境保全費で、不用額1,324万7,909円で、執行率は98.0%であります。不用額の主なものは、下から4番目の欄の負担金補助及び交付金で、不用額830万4,000円です。これは市町村に対する合併処理浄化槽整備の補助で、市町村の実績が見込みを下回ったことによる818万円が主なものとなっております。また、その下の欄の扶助費の不用額234万3,377円ですが、これは旧土呂久鉦山に係る公害健康被害に対する医療費等の実績が見込みを下回ったものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックスの環境管理課のところ、ページ

でいきますと170ページをお開きください。1、自然と共生した環境にやさしい社会についてあります。(1) 二酸化炭素等排出削減行動の推進であります。新規事業のこども地球温暖化防止活動推進員であります。環境教育推進校10校におきまして、家庭での温室効果ガス削減行動に関する環境学習を実施し、保護者等との実践と周辺への削減行動の普及により、地域における地球温暖化防止活動を推進したところでもあります。

次に、171ページ、(1) 良好な大気環境の保全であります。主な事業の大気汚染常時監視であります。県内の大気汚染の状況を17の測定局で測定し、大気汚染の未然防止に努めたところでもあります。測定項目11項目のうち、環境基準の設定してある5項目の状況は、光化学オキシダントが環境基準を達成していなかったものの、その他の項目は環境基準を達成しており、大気のおおむね良好でありました。

次に、公害保健対策であります。土呂久地区住民健康観察検診の実施や、公害健康被害認定者に対する補償給付を行ったところでもあります。

1枚おめくりいただきまして、173ページをごらんください。(2) 良好な水環境の保全であります。主な事業の水質環境基準等監視であります。河川等の水質汚濁の未然防止を図るため、宮崎市を除く県内の河川や地下水の水質汚濁の状況を測定いたしました。水質の状況は、一部の地点で環境基準を超えていたものの、全体ではおおむね良好な状況でありました。

次に、合併処理浄化槽等普及促進であります。第2次生活排水対策総合基本計画に基づき市町村が実施する浄化槽の整備を促進するため、市町村へ助成したところでもあります。整備状況はおおむね計画どおり進捗しております。

1枚おめくりいただきまして175ページをごらんください。(3) 化学物質対策の推進であります。主な事業のダイオキシン類対策であります。大気や河川、地下水などの水質、下水処理場などの発生源の排水などを測定したところでは、その状況は、すべての調査地点で基準を達成しておりました。

次に、(2) 自然豊かな水辺の保全と創出であります。176ページをお開きください。美しい川・きれいな水ふれあい事業であります。河川浄化を推進するため、水の透明度やにおい、周辺の音など、五感を用いたわかりやすい水辺環境指標の普及を図るとともに、地域実践活動への助成や、テレビCMによる啓発を行ったところでもあります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

環境管理課の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○飯田環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課につきまして御説明を申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きください。上から4段目、環境対策推進課のものがございまして、予算額は7億7,054万9,000円であります。支出済額は7億6,400万9,561円であります。不用額が653万9,439円となりまして、執行率は99.2%であります。

次に、事項別の執行状況であります。12ページをお開きください。12ページの目の執行残が100万円以上のものは、上から3番目の欄の環境保全費であります。不用額653万9,439円のうち、主なものは、下から5番目の欄の負担金補助及び交付金301万9,450円です。これは宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業交付金の工事の発注のおくれにより実績がなかったための執行

残と、産業廃棄物処理施設適正化促進事業補助金、いわゆるトラックスケールでございますが、その補助金の申請者の辞退1件による執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックスの環境対策推進課のところ、ページでいいますと177ページをお開きください。自然と共生した環境にやさしい社会についてであります。4行目の(1)4Rと廃棄物の適正処理の推進であります。まず、表の一番上の改善事業、廃棄物適正処理推進ネットワーク強化についてであります。これは、民間団体と廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定を締結いたしまして、全県的な情報ネットワークを構築するとともに、保健所に配置しております廃棄物監視員を2名増員し、不適正処理の早期発見、指導、原状回復等の徹底を図ったところであります。

次に、公共関与推進であります。財団法人宮崎県環境整備公社を事業主体に、公共関与による産業廃棄物処理と県央11市町村の一般廃棄物処理をあわせて行う廃棄物総合処理施設「エコクリーンプラザみやざき」が、平成17年11月に本格稼働いたしました。18年度は、エコクリーンプラザみやざきの安全で安定した運営を推進するため、地元住民の理解を得ながら関係機関と連携し、財団法人宮崎県環境整備公社に運営費補助等の支援を行ったところあります。

次に、廃棄物適正処理取組情報提供等についてですが、これにつきましては、県や市町村の廃棄物対策の取り組みや、廃棄物の現状についての情報を、マスメディアの活用、パンフレットの配布、事業者に対する講習会、不法

投棄防止啓発キャンペーン等を通じて提供し、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進を図ったところであります。

1枚開いていただきまして178ページの新規事業、産業廃棄物処理施設適正化促進についてありますが、これは産業廃棄物税の課税の適正化・公正化を図るため、産業廃棄物処理業者が設置するトラックスケール設置費用の一部を支援したものであります。18年度は14事業者に対して補助を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

環境対策推進課の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○坂本自然環境課長 それでは、自然環境課の平成18年度の決算及び主要施策の成果について御説明をいたしたいと思っております。

委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。表の中ほどの自然環境課の欄をごらんいただきたいと思います。予算額128億8,747万3,000円に対しまして、支出済額107億2,060万7,585円、繰越明許費14億491万4,000円、事故繰越額7億4,581万7,000円、不用額1,613万4,415円でございます。執行率は83.2%となっておりますが、繰越額を含めた執行率は99%でございます。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、目の執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

自然環境課のインデックスのあるところ、16ページをお開きいただきたいと思います。表の上から2行目の(目)治山費が執行率85.1%になっております。これは緊急治山事業等において、国の予算内示の関係や、今年の台風による災害で工法の検討に日時を要したこと等により

まして繰り越しとなったものでございます。

次に、19ページでございます。19ページをお開きをお願いいたします。表の上から4行目の(目)林業災害復旧費が執行率60%となっております。これは治山施設災害復旧事業におきまして、昨年の台風等による災害で工法の検討に日時を要したこと等により工期が不足し、繰り越しとなったことによるものでございます。また、不用額1,145万2,000円につきましては、国庫負担金の決定がくれたことや、設計変更により工事費が削減できたこと等によるものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の青いインデックスでございますけれども、自然環境課のところをお開きいただきまして、左側の180ページをごらんいただきたいと思っております。(1)の県民参加による豊かな森林づくりの推進でございます。施策推進のための主な事業及び実績の上から2番目の㊦でございますが、森林づくり応援団育成・支援事業でございます。この事業は、平成18年4月から導入いたしました森林環境税を活用いたしまして実施したものでございまして、県民の皆さんによる森林づくり活動を促進するため、16の団体の森林づくり活動に対し、活動費の助成を行いますとともに、29の団体に約3万1,000本の苗木の提供を行ったところでございます。

また、近年盛んになっております企業の社会貢献活動の一環といたしまして、森林づくり活動に取り組んでいただくために、企業と森林所有者との仲介等を行い、雲海酒造と旭化成の2社が森林づくり協定の締結に至ったところでございます。

その下の㊧でございますが、森林環境教育推進も森林環境税を活用した取り組みでございます。指導者の派遣や教材の提供など、16の学校や地域での森林環境教育の実践活動を支援いたしたところでございます。

次に、右側の181ページをごらんいただきたいと思っております。上段の四角の中の県木「フェニックス」緊急保護対策でございます。この事業は、南方系の害虫、ヤシオオオサゾウムシによる県木フェニックスの枯死被害の蔓延を防止するために、民間所有の被害木の伐倒・駆除への助成を行っているものでございまして、平成18年度は57本の処理を行ったところでございます。

次に、183ページをお開きいただきたいと思っております。中ほどの(4)でございます。生物多様性の確保でございます。施策推進のための主な事業及び実績につきましては、次の184ページをごらんいただきたいと思っております。一番上の事業の野生鳥獣適正化でございます。この事業では、野生鳥獣の適正な管理と被害の防止を図るために、特定鳥獣であるシカの生息調査を行いますとともに、鳥獣保護区周辺の野生鳥獣による被害を防止するために、電気柵等の設置を行ったところでございます。

次の㊨地域で取り組む野生猿対策推進モデルでは、野生猿による農林作物等の被害を軽減するために、宮崎市、延岡市及び串間市の3カ所におきまして、接近警報システムを活用した地域住民による猿の追い払い事業を行ったところでございます。

次に、右側の185ページをごらんいただきたいと思っております。(1)の県土の保全対策の推進でございます。施策推進のための主な事業及び実績の最初の事業、山地治山でございます。この事業は、荒廃山地や荒廃危険山地などの復旧

整備を行うものでございまして、18年度は諸塚村黒の谷地区ほか66カ所におきまして、谷どめ工や山腹工等を実施したところでございます。

次に、一番下の緊急治山でございまして、この事業は、災害発生年に緊急に行います復旧整備事業でございまして、18年度はえびの市の脇村地区ほか5カ所におきまして、谷どめ工等に取り組んだところでございます。

以上が、自然環境課の決算状況と主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査に係る指摘事項に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

自然環境課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○金丸森林整備課長 それでは、森林整備課につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。一般会計の欄の5行目の森林整備課であります。予算額179億7,977万2,000円、支出済額145億4,406万3,614円、明許繰越額32億6,998万3,000円、事故繰越額3,123万7,000円、不用額1億3,448万8,386円でございます。この結果、右の方でございますけれども、執行率は80.9%となっております。その横の繰越額を含めた執行率では99.3%でございます。

特別会計につきましては、特別会計の欄にございますように、2つの特別会計の合計額を記載しております。予算額2億8,854万5,000円、支出済額2億8,213万9,875円、不用額640万5,125円でございます。特別会計の執行率は97.8%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの、または目の執行率が90%未満のものにつきまして御説明をいたします。

22ページをお開きください。一番上の段、(目)林道費が執行率76.7%となっております。これは、県営の補助公共事業であります森林保全林道整備事業等の事業費の一部を、梅雨や台風の影響等により翌年度へ繰り越したことに伴うものであります。

次に、23ページをお開きください。上から3段目の(目)林道災害復旧費が、執行率が75.3%、不用額1億3,407万8,000円となっております。これは、市町村営の林道災害復旧事業の一部が、事業主体である市町村において事業が繰り越しになったことに伴うものであります。そのうち、事故繰り越しの欄に計上しております3,123万7,000円につきましては、美郷町の宇目須木線及び椎葉村の川内奥村線におきまして、施工中にのり面崩壊等が発生し、その復旧に時間を要したことによるものであります。また、不用額につきましては、国に対しまして、18年災の査定決定額の全額を当年度に交付されるように要望しておりましたが、最終的な国の予算調製の結果、要求額のうちの1億818万3,000円が次年度に交付されることとなったことと、繰越予算において、事業主体であります市町村において2,589万5,000円の執行残が発生したことによるものであります。

次に、25ページをお願いいたします。山林基本財産特別会計であります。一番下の計の欄の右端にございますように、執行率は98.0%でございますが、目で執行残が100万円以上のものがございます。恐れ入りますが、1ページ前にお戻りください。(目)基本財産造成費で、不用額が183万3,390円、執行率が89.4%でございます。不用額の主なものは、旅費、需用費、委託料などの節約等による執行残でございます。

次に、27ページをお開きください。下から3

段目の拡大造林特別会計についてであります。執行率は97.7%でございますが、目で執行残が100万円以上のものがございます。これも恐れ入りますけど、1ページ前の26ページをお願いいたします。上から3段目、(目)拡大造林事業費で、不用額が456万9,254円でございます。不用額の主なものは、旅費、需用費、委託料などの節約等による執行残でございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の189ページをお願いいたします。森林整備課のインデックスがついていると思います。上から3段目、(3)の自然とのふれあいの場の確保であります。表の上の段のひなもり台県民ふれあいの森管理委託であります。この事業は、小林市のひなもり台県民ふれあいの森におきまして、施設の維持管理とともに、県民を対象としました木工教室等の森林・林業体験や、森林レクリエーション活動などの研修会の開催等の委託を行ったものでございます。

次に、190ページをお開きください。上から3段目、(1)の県土の保全対策の推進であります。新規事業の水を蓄え、災害に強い森林づくりであります。この事業は、森林環境税を財源としまして、公益保全上重要な森林を対象に、荒廃林地への広葉樹造林を約13ヘクタール、針葉樹と広葉樹から成る混交林への誘導を約322ヘクタールなど実施いたしまして、水を蓄え、災害に強い森林づくりの推進を図ったものであります。

次に、191ページをお願いいたします。上から3段目、(1)の健全で多様な森林の整備・保全であります。表の下段の森林機能保全緊急整備でございますが、この事業は、森林・林業

振興基金を活用して、水源の涵養や、県土の保全を図るための再造林や除間伐の推進を図ったものであります。平成18年度は、造林、除間伐等を4,104ヘクタール実施いたしております。

次に、193ページをお願いいたします。真ん中より少し上のほうの2)(1)の環境に配慮した林業経営の推進であります。恐れ入りますが、次の194ページをお願いいたします。この表の一番上でございますけれども、森林保全林道整備事業についてであります。この事業は、林道の開設・改良等行うものでありまして、平成18年度は、荻原波帰線ほか22路線34工区で事業を実施いたしております。

以下、道整備交付金等の事業をお示ししております。

主要施策の成果に関する報告は以上でございます。

次に、監査の指摘要望事項について御説明いたします。山林基本財産特別会計及び拡大造林事業特別会計につきまして、意見・留意事項がございました。恐れ入りますが、薄い冊子の宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書をごらんください。特別会計の歳入歳出の状況等につきましては40、41ページに記載してございます。下のほうの意見・留意事項等があります。いずれも、林業を取り巻く経営環境が厳しい中で、森林の持つ多面的機能にも配慮し、長期的視点に立った事業推進が望まれる。また、多額の借入金を抱えているので、諸経費の節減に努めるなど、なお一層の経営改善に向けた取り組みが望まれるという意見がございました。この点につきましては、今後とも、長伐期への施業転換等を図りまして、森林の持つ多面的機能の維持増進に努めますとともに、これまで以上に効率的な事業執行や管理経費の縮減等に取り

り組んでまいりたいと考えております。

森林整備課の説明は以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の平成18年度の決算及び主要施策の成果について御説明いたします。

先ほどの委員会資料の3ページをお開きください。一般会計につきましては、表の山村・木材振興課の欄になりますが、予算額39億2,285万5,000円に対し、支出済額39億2,000万5,827円、不用額284万9,173円、執行率は99.9%であります。

次に、特別会計につきましては、同じページの下から3段目、山村・木材振興課の欄になりますが、予算額2億5,542万7,000円に対し、支出済額2億1,497万6,015円、不用額4,045万985円、執行率は84.2%であります。

次に、29ページをお開きください。目の執行残が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明します。

一般会計ですが、表の一番上の段になります。

(目) 林業振興指導費が、不用額284万9,173円となっており、その主な原因は、下のほうにあります補助金のところですが、林業担い手対策基金事業の補助によるもので、これは林業事業体に対する労災保険等の掛金助成が、就業日数が見込みより少なかったことにより、一部不要となったことによるものでございます。

次に、30ページですが、特別会計についてです。目の段にあります林業振興指導費で、不用額が4,045万985円で、これは林業・木材産業の経営改善のための設備投資などに対して行います林業改善資金でありまして、貸付額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

一般会計及び林業改善資金特別会計の決算事項別明細につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果であります。お手元の報告書の青いインデックス、山村・木材振興課のところ、ページで言いますと196ページをお開きください。主な事業について御説明します。上から4行目、(2)の効率的で安定的な原木供給体制の整備であります。表の中の2段目にありますが、優良原木安定供給体制整備では、右端の欄にありますように、葉枯らし乾燥材生産への助成や、原木市場での葉枯らし乾燥材販売コーナーの設置に取り組んだところです。

次に、198ページをお開きください。(3)のグローバルな競争に打ち勝つ木材産業の構築であります。表の中の1段目、宮崎スギ乾燥材生産技術向上対策では、右端にありますように、乾燥技術研修会の実施や乾燥施設整備工場への個別指導などを行い、杉人工乾燥材の品質向上に努めたところです。

一番下の林業・木材産業構造改革事業では、右端にありますスイングヤーダーなどの高性能林業機械の導入を初め、木材加工施設やプレカット工場の整備などを行ったところです。

次に、200ページをお開きください。(4)の県産材の需要拡大の推進でございます。表の中の上の段、力強い宮崎スギ県外出荷体制づくりでは、右端の欄にありますように、首都圏等における大手住宅メーカーなどへのトップセールスや、共同集出荷体制の整備への支援などを行ったところです。

右の201ページの上の段、木の香あふれる街づくり推進では、右の欄にありますように、学校や福祉施設などでの木造化、内装木質化に対して支援を行ったところであります。

次に、203ページをお開きください。(5)の特用林産の振興であります。表の中の2段目、特用林産物生産・流通振興対策では、右の

欄にありますように、シイタケ等の産地生産体制の整備について助成を行うとともに、食の安全・安心にこたえるため、乾シイタケのトレーサビリティ体制の整備に対する助成を行ったところでもあります。

次に、206ページをお開きください。(6) 未来を拓く新たな技術開発・普及であります。表にあります木材利用技術センター運営では、右端の欄にありますように、試験研究20課題、杉成分の科学的有効利用に関する研究ですとか、杉材を利用した建築工法の開発など、20課題を設定し、試験研究に取り組んだところです。また、技術相談件数が県内民間企業等から550件あり、これに対する指導等を実施したところでもあります。

右の207ページの(1) 森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成であります。事業につきましては、めくっていただきまして208ページ、林業担い手対策基金ですが、この事業では、本基金の運用益等活用しまして、右端の欄にあります人づくりとしまして、林業就業を目指す高校生に対する育英資金の貸与や、基盤づくりとして高性能林業機械の共同利用の推進、さらには就労環境づくりとして労災保険等の掛金助成などを通じまして、林業担い手の確保・育成を図ったところでもあります。

以上が、決算の状況と主要施策の成果でございます。

次に、決算審査意見書の意見・留意事項についてでございますが、先ほどの薄い冊子で宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書の47ページをお開きください。(11) で、林業改善資金特別会計に関する審査の意見・留意事項等が一番下のほうに記載してございます。1つには、貸付金の収入未済額の償還

促進についての努力、もう一つが、翌年度への繰越金が多額となっていることから、資金の効果的な活用についての検討との意見でございます。

まず、収入未済額の償還促進努力につきましては、借受者などへの督促状の送付ですとか、直接面談等により収入未済金の回収に努めました結果、中ほどの片仮名のイにも書いてありますが、18年度は前年度に比べまして67万円の未済額の減少となったところでもあります。しかしながら、上の表の右の方に書いてありますが、収入未済額としまして、平成18年度末現在で1,576万9,715円の収入未済金が依然としてありますことから、今後とも償還促進に努めてまいります。

次に、資金の効果的な活用につきましては、片仮名のウのところに書いてありますが、平成18年度の貸付金は、林家や木製材業者の設備意欲投資の高まりによりまして、貸付額が2億1,167万円と、前年度に対しまして26.7%増加しております。今後とも、林業経営の改善等に資するため、当資金の一層の活用に向けて融資制度の説明会の開催など、さまざまな機会を通じまして制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

山村・木材振興課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○押川主査 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 環境森林課、成果に関する報告書の167ページですが、森林計画樹立ということで書いてあります。木を植えるのをほかのところもやっていますね。樹立計画というのをここで中心的に立ててほかのところと調整しているという感じと受け取っていいんですか。

○徳永計画指導監 林業全体の計画を市町村も含めて立てていくと。県全体の林業計画を施策を立てていくと、目標値をです、ということになります。

○井本委員 大ざっぱに言ってどういう計画なのか。このごろ我々、関心があるのは、宮崎県は針葉樹を植え過ぎたんじゃないのかなと。広葉樹をもうちょっと植えて、害獣が、猿やイノシシやシカが里においてきているのも、広葉樹が植えてないから上に実がないと。昔、九州もツキノワグマがおっいたらしいですね。ツキノワグマがいなくなったり、大型獣がいなくなったのも、上のほうで食べるものがなくなったという話を聞いたことがあるんです。害獣といっても、本来は山の上ですんでいるのが食うものが下においてきたということで聞いているんです。この前、本会議場で社民党の太田君が、上のほうに広葉樹林を、下のほうに針葉樹林をとるという感じでやったらいいじゃないかという話やりましたけれども、大ざっぱに言えばそんな計画で進んでいるんですか。

○徳永計画指導監 森林計画は、中身的には造林の計画、針葉樹とか広葉樹をどれだけ植えましょうと、林道を5年間でどれだけ抜きましよう、保安林をどういう指定しましよう、いわゆる森林資源の10年間の計画を流域ごとに立てていくということになります。ですから、その計画の中で、委員がおっしゃるように、適地適木、尾根沿いには広葉樹でいきたいと思いますという植栽の考え方もうたいながらやっております。そういう計画を全県下でつくるということになっております。

○井本委員 針葉樹が40%を超えると大型の動物はすめなくなるらしいですね。今、宮崎県は61%でしょう。これを減らしてその分、広葉樹

を植えるというような、そういう大きな計画みたいなものはあるんですか。その辺はどうですか。

○徳永計画指導監 今の段階で全体的な計画はないんですが、今から収穫期を迎えますので、伐採が多くなるということで、伐採後の75%ぐらいを植栽して、あとの25%ぐらいは自然に戻していこうという方向的なものが必要じゃないかということで、今検討をしているところです。

○井本委員 この前の5号台風では、流木が北浦のいけすのところにそれこそおびただしく流れてきていて、その流木のおかげでいけすがめちゃくちゃになったということでありました。その流木も、針葉樹は根がないものだから全部倒れて、そのまま放置していたのが流れてきたということだったらしいですけど、今、海で働く人たちも、海も山と関係しているんだということで、全国的に、我々が木を植えにやいかんと。しかも広葉樹を植えにやいかんという流れになっていると思うんです。ひとつ広葉樹と針葉樹との兼ね合いを考えながら大きな計画を立てていただきたいというふうに思います。これは要望であります。

引き続きいいですか。173ページですが、合併処理浄化槽については、後の検査体制がうまくいってないんじゃないかというのをよく聞かれますが、これはどうですか。

○堤環境管理課長 合併処理浄化槽の検査といいますか、維持管理には、清掃、保守点検、それから、清掃や保守点検がうまくいっているかどうかを別の団体が検査する法定検査といったものがございます。いわゆる率が非常に低いというのは法定検査のほうでございまして、法律の7条に基づく検査というのは、設置してから3月を超えて5カ月以内に検査するというもの

がございます。これは設置状況がどうかといったものを見るわけですが、これについては100%今は実施しております。問題は、その後、毎年検査をする11条検査というものでございますけれども、これが11.1%ということで非常に伸び悩んでいる状況でございます。現在、市町村や保健所、それから浄化槽協会であるとか法定検査機関と連携しながら、この11条をどういうふうにして上げていくかということを検討中でございます。

○井本委員 わかりました。175ページのダイオキシンの関係ですが、さっきは説明も何もかも飛ばしましたけれども、大きな流れとして、ダイオキシンは今までの政策は間違っていたのかなど、厚生省かな、そういうふうを考えているんじゃないかと私なんか思っているんですね。というのは、ダイオキシンで人が死んだこともないし、学校で燃やしていたのも何もかも取っ払って、あの損害が恐らく何千億だろうと思うんですね、あれのために。大きな山が動いて結局虫も1匹も出なかったということになっているんじゃないかと私なんか思うんです。環境省か何か知らんけど、あの辺の動きはどうなっているんですか、このダイオキシンに対しては。

○堤環境管理課長 法律ができて、県は環境中の測定をすることが義務づけられておりまして測定をしているわけです。確かに私どもが環境中の測定をして、本県内では環境基準を超えるような数値は出ておりません。ただ、法律に規定がありますので測定は実施しておるわけですが、環境省のほうで法律改正とかそういう動きは特に聞いておりません。

○井本委員 まあ、いいでしょう。わかりました。最後に1つだけ、監査の41ページのは林業

公社の件と理解してよろしいんですか。

○金丸森林整備課長 この特別会計につきましては、県が所有している森林、それと県が分収造林を行っております。それを特別会計で管理しているということで、林業公社とは関係ございません。

○榎藤委員 まずは、災害等においては、明許繰り越し、事故繰り越しという部分が多い金額があるわけですが、我々としては、時間差があつて、予算審査のときに明許繰り越しを、決算に基づいたものということでは、決算が後であるがゆえに、この表を見ても、工事がおこなわれているというようなことで概括的に書いてあるだけで、どの件名が幾ら、どうだというのはないわけですね。しかし、本来は、予算をもらって、幾ら使って、幾ら繰り越すという意味では、議案としての審査を受ける受けんということでは、むしろ決算のほうでそういう資料を提示し、議会の承認をもらうというのが筋ではないかなと。そういう意味で、明許繰り越しあるいは事故繰り越しについては、件名別の明細表を本来からいけば添付すべきじゃないかというふうに思いますので、これは気がついた時点からでいいと思いますが、とりあえず今回は、3月に審査した予算の資料にあるじゃないかと言えばそれで済むわけですが、一括じゃなくて、個別をここで承認を受けるということが決算審査の本来の姿じゃないかというふうに思います。私たちが予算を探してこなきゃいかんのだけど、資料の一貫性としてそういう姿勢でやるべきじゃないかということですから、これは主査の会議で横断的にも御議論をいただいとおきたいというふうに思います。

それから、意見書のところからいきますが、47ページです。先ほど一部説明をいただいたん

ですが、収入未済と貸付金等の収納率、収入未済が大きいということですが、ここの何がどうということじゃなくて、林家の経営の状況等でこういうことになるんだろうと思うんです。これについては、例えば県税においては、市町村と一緒にいくというようなこともやっておりますが、18年度においてどのような努力がされたのか、そのあたりを、47ページの貸付金あるいは収入未済、減ったとは言いながら、その努力されたことを報告してもらいたい。

○楠原山村・木材振興課長 林業改善資金、無利子の資金であります。18年度末で1,576万円残っておりますけれども、現在これが18件ございます。18年度は67万円減少しておりますけれども、借受者本人あるいは連帯保証人、この方たちに督促状、あるいは森林組合等とも一緒になりまして直接自宅を訪問したり、面談を繰り返しております。この結果、18年度は67万円を回収いたしまして、その分が減少したということでもあります。確かに、そういった方というのは、滞納期間が数年にわたっている場合があるわけですが、今後とも粘り強く回収に努めていきたいと思っております。

○榎藤委員 これについては、林家の経営が苦しい、後継者がいない、高齢化が進む、そういう中で、不納欠損の時効の停止という問題等が、一部払い込みがされればそういうことが停止になるわけですが、ずっと行ってだめ、行ってだめといって何十年かたてば、不納になっていく可能性が非常に高いのかなというふうに思いますので、当事者の支払い能力はもちろんあると思いますが、保証人や、子供さんとかそういう人に財産が残っていくものかなと、プラスもあればマイナスも。そういうことも含めて、特

に高齢の方等については非常に難しい問題だとは思っています。もう少し研究して、督促状の送付もそうですが、森林組合はある程度はわかっていると思うんですが、そこら辺で個別管理というか、プライバシーは別にして、そういうもの等で足を運ぶとか、息子さんに会うとか、そういうようなこと等をやっぱりしていくことが必要ではないか。きめの細かさですね、そういうふうにするものですから、答弁としてはよろしいですが、そういうことを研究していただくということをお願いをしたいなと思います。

それから、引き続き、議会資料の6ページです。これで監査の指摘が、これは細かな問題ということなのかどうか分かりませんが、一応監査結果として指摘を受けております。これについては説明の中では特に触れられなかったんですが、対処はこれは適切に済んでいると、時間の関係で一々聞きませんが、そういうことで各課対応していただいているんですね。

○楠原山村・木材振興課長 6ページの一番上の指摘事項で、電柱等の行政財産使用料について調定の時期がおくれているということでもあります。これにつきましては、18年度について、本来4月1日に調定しなければならなかったものを12月とおくれたものであります。19年度は既に4月できちんと対応をしたところであります。

○押川主査 あとの課においてもそういうことでやっておられるということによろしいですか。

○鈴木環境森林課長 ほかの課がございまして、あとの課もやはり指摘……。

○榎藤委員 監査委員との間でいつまでにこうしましたというのを報告していればいいと思うんです。だから、そうですねということで、こ

それはそういうことで説明されなかったんですね。

○鈴木環境森林課長 そのとおりでございます。

○榎藤委員 それから、主要施策の報告書ですが、環境森林課の場合は163ページ、私が申し上げているのはA、B、CのCです。一部に努力を要するという評価のものが、ほかのところも含めて3つぐらいあったと思うんです。170ページの環境管理課とか。こういうもの等については、直接の課ですから、そういう判定が、要するに施策の評価委員会のほうでシートを通じて評価をされたということですから、該当する課としても、ベストではないと、A、B、CのCだと、そういう意味でのものというのがあるんだろうというふうに思うんです。ここでは一々申し上げませんが、私が申し上げたいのは、評価委員会の評価様式と従来からの施策評価の様式ですね、こういったものとして、一部に努力を要するというのは何なのかというのがここでもわかるような形の部分が、次年度以降についてはあったほうがいいんじゃないか、ないといかないんじゃないかというような気がするんですが、それはこの資料の中で読めますか。

○鈴木環境森林課長 163ページで見てくださいと、二酸化炭素等排出削減行動の推進につきましては、主要事業としまして、環境森林課のところに挙がっております事業が1つでございます。それから、170ページの(1)を見てくださいと、これも削減行動の推進ということが書いてございます。この2つの事業、それからもう一つは、施策評価のシートの中では、総合政策課でございますけれども、9ページをごらんいただきますと、同じように(1)で削減行動が挙がっております。今申し上げま

した4つの事業を総合的に見まして評価をしているということですが、委員御指摘のように、一部に努力を要するというものがございました場合には、説明の方法につきましては少し考えさせていただきたいというぐあいに考えております。

○榎藤委員 他の部署と連携して進めにやいかん、あるいは市町村とやらにやいかんというのは、確かに難しいと思うんですが、そういうものが一部努力を要するという評価になっているのかなという気もしますので、そういったところについては、こういうことですよというのわかるようにしてほしいということを要望しておきたいと思います。

それから、164ページです。環境アドバイザーの派遣、それからたくさんの人に参加をしてもらっておるんですが、こういったものが、評価も「概ね順調」というふうになっているんですが、そのときだけで終わらないというような形で積み上げていくようなことが必要なのかなというふうに思います。特に子供等も参画をしてもらって、非常にいいと思うんです。ただ、私が思うのは、木を植えるというだけじゃなくて、パンフレットとかで、苗木をつくるとか、あるいはさっきお話が出たように、針葉樹だと動植物のバランスが壊れるとか、余り難しいことは必要ないと思うけど、木を植えるという作業だけじゃなくて、そういう流れを小さいころから指導していくとか、教育をしてもらおうということは大事なかなというふうに思いますので、これは要望にさせていただきます。

引き続き、165ページです。これは県立図書館に移したということがいいのかどうかというのはあるんですが、図書館はスペースが足りんというのは前から聞いているんですね。それに

そういうものを移して、もっと狭くなるんじゃないかというようなことがあります。これはもう受け入れたわけですから、いいんだろうと思うんですが、図書館自体の問題かもしれませんけど、協議の段階ではスムーズに受け入れてくれたんですか。

○鈴木環境森林課長 スペースが狭いということは記録では残っておりませんが、協議をしまして、図書館は毎日約2,000人ぐらいの利用があるということで、今まではアゲインビルにございましたが、そこは訪れる人がそんなにいないということで、図書館に移動させていただいたということがございます。

○榎藤委員 次に、168ページです。農業改良普及員も同じですが、普及指導というのは、鳥インフルじゃないけど、問題が起きれば、その部とか課でそればかりせにやいかんというようなことも出てくるかもしれません。そういう中で、例えば巡回車の日誌とか、あるいはエリアでどれぐらいの広さに1人おるとか、そういったことはどんなふうになっておるんですか。

○徳永計画指導監 今、県下に34名の林業指導員を配置しております。県内を10地区に分けて34名で指導していく、巡回していくという体制をとっております。

○榎藤委員 次に、172ページですが、土呂久の住民検診なんですけれども、多分かなり高齢化が進んでいると思うんです。それと隔年ごとに半分と倍というような受診者かなというふうに思っておりますが、これはあくまでも町立病院かどこかに来てもらって受診をするというやり方なんですか。どんどん高齢化していくと、来れない人も出てくるんじゃないかという気もするんです。1年置きに多い少ないがあると、それから、実際の受診者が病院で受けて、

どんなふうにして足を確保されているのかということ。

○堤環境管理課長 まず、1年置きに多い少ないがあるということですが、平成18年度は、土呂久地区に居住歴のある方、鉱山での従事歴のある方、全員に対しまして健康観察検診を行っております。その結果、経過観察が必要であると認められる方については、次の年に二次検診という形で実施しておりますので、変わっているということがございます。検診は高千穂保健所で実施をいたしております。役場のほうから車を派遣していただいて実際に送り迎えするだとかそういったことで実施しております。現在、平均年齢78歳ということがございます。以上でございます。

○榎藤委員 次に進ませていただきます。176ページですが、10年ほど前、宮崎市は、特に大淀川から飲み水を取っておるというようなことで、九州の中でもワースト2だ何だと大騒ぎをしたことがあったんです。そういう意味で、今は改善されているんだろうと思うんですが、実際にデータその他は、県単でやっている1,000万の事業の中にそういうものが入っているのか、あるいはそれは別なところでやっていますよということなのか、そのことをちょっと。

○堤環境管理課長 測定につきましては、水質環境基準等監視、173ページでございます。こちらのほうで河川等の測定を行っております。

○榎藤委員 宮崎市は、特に飲み水として、30数万の飲み水として取っているんですが、事実を聞くのは恐縮なんですけど、今は改善されてきておるんですね。

○堤環境管理課長 確かに平成3年でしたか、国土交通省の発表で、九州ワースト1というのがございましたけれども、ちょうど水を取って

いる柏田のところに相生橋がございますが、あそこで*宮崎市のほうが測定しております。現在は、環境基準の2に対して1ぐらいの数字になっておりまして、非常に改善をされております。

○**榑藤委員** 次に、177ページ、3億7,600万の公共関与推進という県単事業であります。説明を聞いたところ、これはエコクリーンプラザみやぎきの補助というような形でしたが、これには県の例えば環境担当が決算とか予算とかそういうものに入って、中身を十分に審議していますよということはどうなんでしょうか。

○**飯田環境対策推進課長** この主な内訳につきましては、処理施設の周辺整備、環境整備の支援事業ということで、要するに公民館とかそういうものについての補助をやっておりまして、事務局が公社のほうにございます。そのほうでちゃんと資金管理をやっておりまして、その3億円につきましては、実際やったものについて審査した上で2分の1を補助するというものでございます。それと、あとにつきましては運営費補助というのがございます。公社のほうに県の職員が派遣されておりますので、その方々の人件費相当額ということで運営費補助をやっております。もう一つは、エコクリーンプラザを環境施設として有効に活用するために、そこに委託をして、施設の視察とか、どういうものを産業廃棄物でやっているのかとか、減量化とか、リサイクルとか、そういうものについての研究というか、そういうものを学んでいただくために委託料を出しているというものでございます。

○**榑藤委員** ほとんど労務費負担ということで考えていいんですか、その3億何ぼというのは。

○**飯田環境対策推進課長** 3億円は、基本的に

は施設整備の補助ということですよ。3億円を毎年、14年度から18年度まで15億を積み立てて公社のほうに差し上げておりまして、あと15億については市町村のほうの手出しをして、合わせて30億ぐらいの事業をあの地域の周辺整備、基本的にはハードですね、そういうものに充てようというものが一つと、運営費ですね、人件費補助とかそういうものになっております。

○**榑藤委員** 次に184ページです。第10次の鳥獣保護事業計画を策定したということですよ。さっきからシカだ猿だという話は出てきているんですが、9次と10次でどういうところを主眼として、テーマ等で、あるいはお金も伴うんだらうと思うんですが、力を入れるということになったんだらうかということ。

○**坂本自然環境課長** 第9次と第10次の鳥獣保護計画の違う点というか、そういったことでございますけれども、鳥獣保護計画の中では、鳥獣をどう管理していくか、そこ辺の考え方は余り変わらないところですけども、有害鳥獣対策等につきましては、駆除の標準期間というのがあるわけですよ。例えば猿につきましては、今まで60日であったところを90日にするとか、要するに、近年、シカとか猿とかこういった有害鳥獣の被害がふえておりますので、そのあたりの対策を強化しようというふうなところを充実させたところがその違いでございます。以上でございます。

○**押川主査** ほかにございませんか。

○**中野委員** 監査委員の指摘事項の中の47ページ、林業改善資金特別会計、仕組み、中身がよくわかりませんので、教えてほしいということと、2～3質問したいと思うんですが、歳入の中の調定額というのはどういう意味なんです

※36ページに訂正発言あり

か。

○楠原山村・木材振興課長 まず、林業改善資金の概要ですけれども、昭和51年から、国が3分の2、県が3分の1で資金造成を行っております。造成額が約9億7,000万です。現在、利子等も含めまして資金に使える金が10億1,700万ほどございます。それで、47ページにあります調定額、18年度においては2億1,000万ほど貸し付けているわけですが、当然貸付期間が3年とか5年とかあります。そういう中で返ってきたお金と、10億のうちに使われていない金額がございまして、その分が入ってくるというのが7億900万の中身になります。

○中野委員 そういう中で、繰越金が多額ということで、検討が望まれるということですが、貸し付けが少なくなれば繰越金がふえるという形になると思うんです。貸付者が少なくなると繰越金が指摘されているわけですが、実際はどんなふうになるつもりなんですか。県に戻したいとか。戻せるんですかね。

○楠原山村・木材振興課長 確かに繰越金が、18年度で受け入れた分が、47ページのAに書いてありますけれども、5億9,500万ほどあります。先ほど申しましたように、資金需要というのは、最長10年間貸しているわけですが、ここ最近の貸し付けを見ますと、18年度が2億1,000万、5年前の13年、14年といった時期が4,000万ほどであります。そういった関係でまだこういった繰り越しが多いわけですが、ここ数年では、13年、14年が3,000万から5,000万、15年が1億5,000万、17年が1億6,000万、18年が2億1,000万ということで、貸し付け需要は今高まってきております。今、素材生産等がふえる傾向にありますので、そういったものへの対応ということで、資金需要は高まってくる

んじゃないかと考えております。

○中野委員 ということは、監査委員の意見・留意事項の指摘は当たらないということですね。需要が高まれば減るわけですから。

○楠原山村・木材振興課長 監査委員の指摘は、それでもまだ、18年度で言いますと、17年度から来た分が約6億近くあるということは、もっとさらに努力しろという指摘だろうと思うんですが、ここ5～6年の中では資金需要は高まっております。参考に申しますと、この繰越金は5年前が8億ぐらいあったわけですが、18年度末で4億7,800万というところまで減少しておりますので、我々としましては、今後一層その活用に向けて周知していきたいと思いません。

○中野委員 非常に努力されて収入未済額が減っておるわけですが、滞納しているので一番長いのはどのぐらいなんですか。

○楠原山村・木材振興課長 この資金は51年から始まっていますが、一番長い方では53年からの方がおられます。53年度。

○押川主査 金額は。

○楠原山村・木材振興課長 少しお待ちください。失礼しました。53年で一番金額が大きい方の分が、18年度末で220万5,000円でございます。

○中野委員 不納欠損額は18年度はゼロですが、過去に不納欠損処理をされた例というのはあるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 本県ではありません。

○中野委員 大分昔から滞納がある人がおって不納欠損がないということですが、かなり事務処理もきちんとされて、時効中断等もされておる結果だと思うんですが、時効中断の処理はきちんとされておるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 時効間近になっているような案件も、そういう管理は大事ですので、そうならないようにしております。

○中野委員 53年からの延滞者については、これは営業を旨としない貸し付けだから、10年間放置しておけば、民法上の適用で時効になると思うんですが、その間に、10年以内に一部回収もされているということで時効中断がされているわけですか。

○楠原山村・木材振興課長 はい、そのとおりです。

○榎藤委員 今の関連で。個人名は塗りつぶしてもいいけれども、今言われたので、これはきちっとやってくださいよと私、さっき言ったんだけど、決算の資料として、どういう貸し付け状況、個別になっておると、個人名は塗りつぶしてもいいですよ、そして、下手したら不納欠損になりかねないというようなところ等については、こうこうしますと、しておりますというようなこと等の特別な報告を求めたいと思います。

○押川主査 今の意見に対して、ありましたとおり、名前は伏せてもらっても結構でありますから、関連する資料を各委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。では、中野委員。

○中野委員 報告書のほうですが、180ページと190ページについてです。180ページの㊦で森林づくり応援団育成・支援事業、190ページの水を蓄え、災害に強い森林づくり、これは、18年度からスタートした森林環境税をもって新規事業という説明だったですね。確かに新規事業だから、これがスタートだと思うんですが、中身を見ますと、180ページ、植栽用苗木の提供とか、こういうのは過去恐らくあったんじゃない

かろうかなと。190ページにしても、広混交林のいろんな森林づくり、これはさっき指摘がありましたから、いいことではありますが、これに似たような事業というのは過去にあったんじゃないかと思うんですが、そういうことはなかったでしょうか。

○坂本自然環境課長 180ページの森林づくり応援団育成事業の中の苗木の提供といったお話でございますけれども、この事業につきましては、その上段に、みやざき悠久の森推進事業というのがございます。この中でも、県内で森林づくりというか、森づくりというか、そういったことを進めることが非常に重要だという話の中で、苗木の提供等についても一部やってきております。

○金丸森林整備課長 190ページの新規事業の水を蓄え、災害に強い森林づくり事業ですけれども、この事業につきましては県営事業で実施しております。したがって、過去こういうような事業はございませんでした。ただ、条件といたしまして、県営事業ですので、公益保全、いわゆる公益性を守るために必要であると市町村、県が認めまして、森林所有者の方には伐採制限等の制限を加えた上で実施をしております。

○中野委員 森林環境税が創設されて、その使い道は前に説明があったんですが、新しい税収があってそれをこういうのに使うのは、もちろん使わないかんわけですが、こっちでこの税金が新しく生まれて一つの事業に取り組む、本来は事業があってその分だけ逆に減ったということになると、何のための森林環境税だろうかという気もしましたので、そういうことがないようにひとつ今後は、そんなふうにはしていないかもしれませんが、心して20年度以降も取り組

んでほしいと御要望申し上げておきます。

○押川主査 ほかにございませんか。

○外山委員 ちょっとアバウトな質問になりますが、戦後、家が全部焼けて、木を切り出してはげ山になって、それから宮崎県は拡大造林をずっとやってきた。黒木知事時代、松形知事時代。まだその延長上の施策をやっておると思うんですが、私は、現在考えたときに、木をちょっと植え過ぎたかなという気がします。造林を。さっき針葉樹と広葉樹の比率を25%ぐらいにしたいという話があったんですが、経済の原則というか経済的な視点から見たときに、今こんなに杉材の価格が落ちたのは、需給のバランスが壊れて生産量のほうが多過ぎる、需要はそれだけないということですね。政策も、短期的に今やらずにちゃいけない政策と、長期的に50年、100年を見据えた政策があると思うんです。特にこの造林関係の仕事というのは、長期的な視点に立たなくちゃいけないんですが、そういう面で、さっき25%と言われたのが何か根拠があるのかどうか。どうですかね、将来の杉の需要の見通し、非常に難しいですね。しかし宮崎県は山林県だから、そういう長期的な視点を押さえながら政策を決定していく必要があると思うんですが、どうですか、長期的に見て、これから杉の需要の見通し、どのように思っておられますか。

○楠原山村・木材振興課長 今、宮崎は120万立方ほど杉、ヒノキ含めて生産しているわけですが、最近では100万台を維持しております。日本の需要というのは以前1億立方ほどあったんですが、現在は8,000万立方台まで確かに全体の需要は減ってきております。これは住宅着工の減少等によろうかと思っております。ただ、委員の皆さん御存じのように、まだ外材が8割

というのが全体的な状態です。今、中国、インドで木材需要が高まっております。あと、原油高等で、実際は為替もあるんですけども、輸送コストが非常に高くなっている。ロシアでは今、関税が20%ですが、2009年1月には80%にするというのを正式表明されております。こういったことから、日本で使われている合板ですとか集成材、今、柱の集成材なんかヨーロッパからほとんど来ているわけですが、こういったものが非常にコスト高、この傾向は資源不足等もあって続くと思っております。今、在来工法の住宅では3割しか木材は使われていない。国でもこれを何とかして6割まで戻そうという政策をしようとしていますので、国産材需要としては長期的には高まってくると考えております。

○外山委員 黒木知事時代のことは私はわかりませんが、松形知事のころ、初期のころは別として、だんだん半ばのころから木材の価格は落ちてきた。その中で松形知事が常に言っておられたのは、世界的な木材の関係を見たときに、自然環境の保護で外国は輸出を余りしなくなる。そういうことを見て、宝の山になるんだということを20年ぐらい前から言ってこられた。私も子供のころから山に行って、自分の山を植えて手入れもずっとしてきました。ところが現実に今見たときに、宝の山に全然なっていないんですね。そういうふうに信じて植えた人は私の周囲に大分おる。ところが全然宝の山になっていない。将来確かに杉材は必要でしょうが、さっき言われたように、25%ぐらいの広葉樹林に戻るぐらいでいいのか。逆にそこ辺を考えたときに、今の山の、針葉樹の50%ぐらいでいいのかなという気もするし、ここは若い幹部の方がおられますから、ぜひ世界の状況、いろ

んな状況を勘案していただいて、将来、杉がどのくらい必要かということは相当精査して研究してほしいなと思います。

そこで、例えば杉山を切って放置しますね。杉を切って、そこで再造林せずに切ったら、その山はどんな状況になってきますか。

○徳永計画指導監 切って放置しますと、災害の発生が、大体10年ぐらいのときに一番発生しやすい状況になります。といいますのは、杉を伐採して伐根が10年ぐらいで腐ってくるということで、それまではその根が辛抱してくれるんですが、10年ぐらいで腐って、10年から15年ぐらいが発生の頻度が多いという状況になります。本県の場合は、温暖多雨ということで、いわゆる在来種が結構杉の下にも、昔の広葉樹の種とかが埋まっております、そこから萌芽して、3～4年たてば広葉樹に自然に戻るといったような状況にあります。土質の悪いところとかシカ害の多いところにつきましては、なかなか広葉樹林化しないという状況も見られます。そういうところが今2,000ヘクタール程度見受けられるという状況にあります。

○外山委員 昔は、田舎のほうの家庭というのは、杉林があって、雑木林もありました。木をふろやらかまどのまきに使っておったから、雑木林をたいがい持っておりました。私のところもそうです。まきが必要なときは雑木林を切って放置しておく、またそこは雑木林になるんです。災害を考えたら杉よりも広葉樹のほうがいいですよ。これは言われておるとおり。だから、切った後、そこに広葉樹が生えてくるといった見通しがあれば、例えば綾の奥の天然林といえますか、あれは何にも手を入れずに置いてああいうふうになるわけでしょう。杉山もほっておいたら、まず、雑木林になりますね、雑木

林の中で成長力の大きい木がどんどん繁茂していったら、100年もたてばすばらしい山になると思うんです。ですから、そういうところまでこれからの造林計画というのは考えて、自然林の綾の奥みたいなやつも100年後にはしかるべきところに残すと。ただ、急傾斜のところなんか確かに災害があるから、杉を植えずに広葉樹の植林をするというのは今やっておられますね。こういうことは必要だろうけれども、そういうことを感じるものですから、ぜひここにおられる皆さん方はそういう視点で考えてほしいなと、そのことを一言申し上げておきます。

○押川主査 どなたか回答はありますか。

○寺川環境森林部次長 先ほどから御指摘ありますように、針葉樹、広葉樹というお話がありますが、長期的な視点を踏まえて50年後、100年後どうなるかということも考えながら、森林は、公益機能の発揮という面と林産物の供給という両面がありますから、山村にとっては大事な資源でもありますので、そういうことも含めながら考えていきたいというふうに思っております。

○有馬木材利用技術センター所長 先ほどからのお話の中で、杉の需要がどれぐらい今後あるかということでもありますけれども、まず、宝の山になったかどうかというお話ございましたが、残念ながら価格の点では宝の山になっているという現況にはございません。ただ、はっきりしていることは、資源としての充実という点では大変心強いものがあると私は思っております。

先ほどの価格の問題は、国内の需要のバランスというだけではなくて、それがほとんど今、形としてなしていない。需要のバランスの問題ではないと思っております。杉の価格が現在こ

の価格になっているのは、これは国際価格になったということでもあります。木材資源というのが国際価格になっているという状況でございます。そう考えますと、木材の資源というのが、資源問題が、国際的な視点で考えておこなうていけないということになりますと、やはり、我が国の資源というものは大変重要な位置づけにあると思っておりますし、特に運搬の問題を含めてエネルギーの問題、それから、実際にバイオエネルギーの問題、今まで化石燃料に頼っていたのを少しでも廃材を使うとか、そういったことも実は出てくることだけは間違いございませんし、むしろ資源の取り合いが生じていると。そう考えますと、先人たちが努力してくださったものが、実は、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、みんなねらっているという状況にあるのではないかと私は思います。そのときの価格設定の力というのがこちらにあるかどうか、これがこれからの最大の課題ではないかと私は考えておりますし、そういう点では何とか宝の山になるように、そのためには技術的に負けてはいけないという側面もございます。例えば製材一つにしましても技術的に負けてはいけません。そういう点から考えますと、宮崎県の過去ここ20年以上やってきた努力というのは、技術的な側面というのは大変高くなってきておりますし、外国産材に負けない技術的なレベルに達してきたという状況にあらうかと思っておりますが、それが残念ながらまだ山に還元されるほどの値段、国際価格はそれぐらい低い状況にあるということが多分一番私は問題ではなかろうかというような感じがしております。資源量という点では非常に重要なことで、次のステップに資源をつなぐためにこの資源量をいかに利用していくか、この財産を使いながら次のステッ

プに資源をどのようにつないでいくかというのは、私は非常に重要な課題だと思っておりますし、その担い手が宮崎県にあるということは、これはだれも疑うことはないとは私は、木材の利用の立場から言いますと感じております。それは外国の方々が非常に、韓国、それから中国、その他のところが注目されているというのも、そういう背景にあるのではないかといいに考えております。

○外山委員 今おっしゃったこと、一部はそのとおりだと思うし、一部、私は異論があるところはあります。しかし、ここで議論はしませんので、また別席をゆっくり設けますから、一回やりましょう。ぜひ今話を部内で議論してほしいと。いろんな考えがあると思う。若い人は若い人の考えがありますから、ぜひ部内でそういう議論をしていただきたいと思っております。以上です。

○堤環境管理課長 先ほど権藤委員の質問に対しまして、相生橋の測定機関を宮崎市と申し上げましたけれども、正しくは国土交通省でございますので、訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○井本委員 180ページの企業の森づくり事業で、旭化成と雲海がなったということですが、大体どういうことをするものですか。

○坂本自然環境課長 企業の森づくりでございますけれども、近年、各企業とも、森づくりというか、森林の公益的機能に着目をいたしておりまして、民間の会社でも、企業の社会貢献活動の一環として森づくりをしようという機運が高まっております。具体的に申し上げますと、旭化成につきましては、五ヶ瀬川上流部の日之影町でございますけれども、ここに町有林が10ヘクタールございました。ここで実は植栽をや

られたところですが、この山がシカ害で、地元の方が何遍植えても、町のほうは何遍植えてもなかなか成林しなかったというようなところがございます。ここに旭化成が企業の森づくりということで参加をしていただいて、植栽の経費も出していただきますし、そしてまた、今後の下刈り等についても、企業のほうから御支援をいただきながら山づくりを進めていきたいと思いますというふうな話で進んでおります。以上でございます。

○井本委員 経費はどのくらいかかっているんですか。

○坂本自然環境課長 ここにつきましては、面積が10ヘクタールございまして、協定期間が15年というふうになっております。現在の協定の中では、15年間で3,700万ほど投資をされるという計画になっているということでございます。

○押川主査 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了したいと思います。執行部の皆様、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時5分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。農政水産部の審査であります。

まず、最初に昨日の「不適正な事務処理」で要求のありました資料について説明をお願いしますが、不適正な事務処理に関与した業者名等のやりとりが予想されますので、本件につきましては秘密会により審査したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 異議なしと認め、秘密会とするこ

とに決定しました。

それでは、委員、事務局職員、関係説明員以外の方は退場願います。

ただいまから、本分科会を秘密会といたします。秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。

それでは、ただいまから資料を配付いたしますが、終了後回収させていただきますので、よろしくお願います。

〔午後1時5分 秘密会に入る〕

〔午後1時36分 秘密会を終わる〕

○押川主査 それでは、18年度決算について執行部の説明を求めます。

○後藤農政水産部長 それでは、引き続きまして、平成18年度の決算につきまして御説明させていただきます。

まず、平成18年度の主要施策の主な内容についてでございます。お手元の普通会計決算特別委員会資料の1ページ、表紙から2枚めくっていただきたいと思っております。長期計画に基づく施策の体系表をごらんいただきたいと思っております。農政水産部といたしましては、平成17年度にスタートいたしました宮崎県総合長期計画に基づきまして、各種施策を積極的に推進してまいっております。

まず、左側の一番上からでございますが、「快適な環境を享受できる社会」についてであります。自然と共生した環境にやさしい社会に向けて、きれいな空気・きれいな水の確保を進めずため、農業集落排水施設の整備等に努めました。

次に、ゆとりある快適な生活空間のある社会に向けて、地域の特性を生かした美しいみやぎづくりを進めるため、棚田の保全、環境に調

和した農業生産基盤の整備や、さらには、計画的かつ適正な土地利用のために効果的な地籍調査の推進に努めました。

次に、「安全で安心して暮らせる社会」についてでございます。災害や事故に強い社会に向けて、災害に強い県土づくりを進めるため、農地、海岸の保全、防災施設の整備等に努めたところでございます。

次に、「力強い産業が営まれる社会」についてでございます。たゆみなく挑戦する農業が展開される社会に向けて、明日の農業を支える意欲あふれる担い手づくりを進めるため、集落営農組織や認定農業者、農業法人等の多様な担い手の確保・育成と、価格安定制度、融資制度等農業経営の体質強化のための総合的な支援に努めたところでございます。

また、安全・安心・健康でおいしい食を供給する個性あふれる産地づくりを進めるため、みやぎブランドづくりに努め、さらには、消費者の信頼に支えられた食と農の絆づくりを進めるため、トレーサビリティシステムの構築や、県民運動としての食育の推進、さらに2ページのほうの上にまいりますけれども、環境とともに歩む循環型農業づくりを進めるため、エコファーマーの認定推進等に努めたところでございます。

続きまして、水産業につきましては、健康で豊かな生活を支える水産業が展開される社会に向けて、豊かな資源の持続的利用と水産技術の開発を進めるため、資源の回復・維持に向けて、種苗の生産放流、魚礁・漁場の整備に取り組むとともに、競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給を進めるため、制度資金の活用や水産ブランド認証等に取り組んだところでございます。

また、多様な水産業担い手の確保と多面的機能を有する魅力ある漁村の創造を進めるため、技術指導によるリーダーの育成や女性グループの組織化、さらには多様な機能を有した漁港・漁村の整備等に努めました。

最後に、「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」についてであります。個性と魅力ある地域が形成される社会に向けて、魅力ある農山漁村づくりを進めるため、グリーン・ツーリズムを推進し、さらには、生活排水処理施設や集落道等の生活環境の整備に努めました。

以上が、平成18年度の主要施策の主な内容でございます。詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。平成18年度の決算状況につきまして御説明申し上げます。

2の平成18年度決算事項別明細説明資料の(1)でございますけれども、平成18年度課別歳出決算額集計表でございます。最下段になりますけれども、農政水産部の合計といたしまして、最終予算額530億484万6,177円に対し、支出済額468億7,374万2,829円となっております。執行率は88.4%、繰越額を含めると99%となっております。

なお、詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。平成18年度農政水産部に係る監査結果報告書指摘事項等でございます。農政水産部の監査における指摘事項につきましては、5ページから7ページにかけて掲載のあるとおりでございます。そのうち、5ページでございます指摘事項の第1番目になりますが、(2)の収入事

務につきましてであります。農業改良資金貸付金の収入未済額の件に対しての改善につきましては、経営改善指導を行いますとともに、保証人を交えた面談も行うなどいたしまして、償還金の分割納付を含め、延滞者個々の実情に応じたきめ細やかな償還指導を行いまして、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

また、指摘事項、2つ目、3つ目となりますが、(4)の契約事務に記載いたしております複写サービスに係る契約と、その下の用地調査事務委託の件に対しましての改善につきましては、財務規則で定められた必要書類の作成について、認識を改めました上で、チェック機能の充実強化を図っていくことといたしました。また、(5)の不適正な事務処理につきまして、30の機関において指摘がございましたが、このことにつきましては説明を割愛させていただきます。

なお、お手元の平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきましても、指摘事項がございましたが、このことにつきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○玉置農政企画課長 続きまして、農政企画課の平成18年度予算に係る決算状況等につきまして御説明をいたします。

初めに、お手元の横紙の平成18年度普通会計決算特別委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。決算事項別明細説明資料、

(1) 課別歳出決算額集計表の農政企画課のところでございますけれども、農政企画課は一般会計のみでございます、平成18年度の最終予

算額は24億8,583万368円になってございまして、これに対する支出済額は24億8,444万6,773円となっておりますのでございます。その結果、不用額は138万3,595円となっております、執行率は99.9%ということでございます。

続きまして、当課の決算事項別明細は8ページ目から10ページとなっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。なお、各課の説明におきましても、目の執行残が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のもののみにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今度は、白い厚い冊子の「主要施策の成果に関する報告書」をお開きいただきたいと思っております。

農政水産部の各課の記載内容と説明方法につきましては、さきの環境森林部の分科会で御説明したとおり、施策体系につきましては、前計画のみやざき創造計画の施策体系により記載してございまして、また施策の目標から評価につきましては、施策評価シートから引用しているところでございます。

ページ数としまして273ページ、農政企画課と青いインデックスがついているところがあると思っておりますので、そこをよろしく願いしたいと思っております。

まず、上から4行目の(1)知恵と工夫でつくる「みやざきブランド」の新展開でございます。主な事業といたしまして、新みやざきブランド推進対策というものを掲げてございますけれども、一番下の施策の評価の欄の①にありますように、「いただきます」をキーワードにしたテレビCMを起点とします産地の取り組みなどの情報発信によりまして、安全・安心は宮崎というイメージ定着に取り組んだところでござ

います。

続きまして、274ページに行きますけれども、②にありますように、商品ブランドの認証制度によりまして、宮崎ならではの商品づくりというものに取り組みまして、花で初めての商品となります「みやざきオリジナルスイートピー」など5商品・10産地を新たにブランドに追加いたしましたして、累計で30商品・64産地という形になったところでございます。

さらに、③にありますように、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、分析農薬数を60種類拡大いたしまして合計290種類にしますなど、「宮崎方式」という形で呼ばれる残留農薬検査体制の強化というものを図ったところでございます。

あわせて、量販店などと安定的な取引を推進するために、大消費地におきまして「情熱みやざきスペシャルフェア」などPRキャラバンを実施いたしまして、取引先とのパートナーシップの強化といったものを図ったところでございます。今後とも、選んで買うなら宮崎産というような消費者の信頼を勝ち取っていくために、本県農業に携わる人々と一体となってブランドの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、中段の（2）でございすけれども、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築というところでございます。主な事業といたしまして、みやざきブランド輸出促進にございすけれども、東アジアを対象に農業団体の行う輸出の取り組みを支援するため、施策評価の①、②にありますように、台湾、マレーシア、香港、シンガポールなどで、海外市場調査とか農産物フェアを進めてきたところでございます。その結果、高級量販店においては継続的な取引が行

われまして、カンショや完熟キンカンなどの農産物の輸出額については、平成17年度の1.4倍となります7.8トンの輸出が行われたところでございます。引き続き、こういった東アジアを中心に、継続的な取引、販路の拡大というのを努めていきたいと考えてございます。

275ページの中段の（4）新たな技術な技術開発・普及と情報化による営農支援につきまして、産学公連携による宮崎県農水産試験研究機能発揮促進事業というものを実施したところでございます。共同アドバイザーを1名委嘱しまして共同研究体制を整備いたしまして、つぼみの落ちないスイートピーの栽培技術など26の課題により、技術開発の推進に努めたところでございます。この結果、次の276ページにありますけれども、スイートピー等の新品種の育成とか、温暖化に対応した米生産技術、促成ピーマンの多収技術などの開発、残留農薬体制の強化といったものを含めて、その取り組みの拡大が図られたところでございます。

今後においても、地域において緊急性が高い、そして早期に普及を目指す課題、最先端技術の開発などに取り組んでいきたいと思っております。

最後に、監査委員の決算審査意見等に関して特に報告すべき事項はございません。

農政企画課は以上でございす。

○岡崎地域農業推進課長 地域農業推進課でございす。地域農業推進課の平成18年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の3ページを再度お願いいたします。地域農業推進課は、一般会計及び特別会計がございすが、まず、一般会計について御説明いたします。平成18年度一般会計の予算額は、地域農業推進課の欄でござ

いますが、35億7,934万5,000円で、これに対する支出済額は34億5,136万9,064円でございます。また翌年度への繰越額は、明許繰り越して1億730万3,000円、不用額は2,067万2,936円となり、執行率は96.4%となっております。

次に、特別会計でございます。表の下から5段目でございますが、予算額は1億272万2,000円で、これに対する支出済額は4,874万400円あります。また不用額は5,398万1,600円で、執行率は47.4%となります。

次に、当課の決算事項別明細は、11ページから14ページまででございますが、一般会計の目における予算の執行残額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、一般会計におきまして執行率が90%未満のものはございません。

11ページをお願いいたします。一般会計でございますが、中ほどから下、目の農業改良普及費におきまして、不用額312万9,700円で、執行率97.1%となっております。不用額の主なものにつきましては、ニューファーマー確保・育成総合支援事業の執行残によるものであります。

次に、12ページの中ほどから下、(目)農業振興費でございます。事業の繰り越しによるものが1億730万3,000円、不用額が1,669万2,661円で、執行率94.1%となっております。事業の繰り越しにつきましては、経営構造対策事業並びに新山村振興等農林漁業特別対策事業におきます事業主体の着工のおくれにより繰り越したものでございます。また不用額の主なものにつきましては、新山村振興等農林漁業特別対策事業の執行残によるものでございます。

14ページをお願いいたします。農業改良資金特別会計でございます。(目)農業改良普及費におきまして、不用額5,398万1,600円で、執行

率47.4%となっております。これは就農支援資金対策費で、就農支援資金貸付金の執行残が主なものであります。この貸付金は、新規就農に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございますが、借り受け希望者が就農準備のための研修期間を延長したため、貸し付けが次年度になったものでございます。

続きまして、主要施策の成果についてその主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の277ページをお開きください。4行目、(1)の施策、元気な地域農業の確立を図るため、地域農業支援総合対策事業などの事業に取り組み、地域農業みずからの合意形成による集落の将来プランづくりや、集落営農の推進に必要な農業機械の導入、遊休農地の解消・整備への支援を行うとともに、担い手への農地の利用集積を促進してきたところであります。

次の278ページをお願いいたします。中ほどの施策の評価についてであります。元気な地域農業創出プランづくりを契機といたしました集落営農の組織化や、新規参入希望者への実践研修等によりまして、新しい担い手の確保が図られるとともに、耕作放棄地の復元支援や農地保有合理化事業の推進体制の強化によりまして、認定農業者や農業法人の規模拡大が進んでおります。今後とも、元気な地域農業を支える担い手の確保・育成対策に重点的に取り組んでまいります。

次に、(2)の施策、本県農業を支える企業的経営体や組織の育成を図るため、担い手育成総合支援対策事業に取り組み、担い手育成総合支援協議会と一体となって、認定農業者への経営改善、能力向上支援や農業経営の法人化の推進、集落営農の組織化・法人化など、担い手へ

の支援を進めてきたところであります。

279ページの施策の評価といたしまして、平成18年度の認定農業者数は、目標を上回る8,354経営体となりまして、また農業法人数は、集落営農法人やJA出資型農業法人の設立等により、目標数を確保し、おおむね想定した成果を上げたところであります。今後とも、農業者の高齢化や農家数の減少は続くものと考えられますことから、引き続き、認定農業者や農業法人などの核となる担い手並びに新規就農者等の多様な担い手の育成確保に努めてまいります。

次に、280ページをお願いいたします。1行目、(3)の施策、次代を担う多様な担い手づくりを図るため、ニューファーマー確保・育成総合支援事業などの事業に取り組みまして、新規就農者に対するリース施設等の整備、みやざき農業実践塾における農業研修の実施など、新規就農者の確保・育成に対する支援を初め、女性、高齢農業者の能力発揮に向けた環境整備に対する支援などを実施したところであります。

めぐりまして282ページの中ほどをお願いいたします。施策の評価といたしましては、新規就農相談センターへの専門相談員の配置による相談活動の充実を図るなど、就農啓発から経営定着までの各段階における体系的な施策を実施した結果、年間の新規就農者数は年々増加傾向にありまして、平成18年が243人とほぼ目標を達成しております。今後とも、団塊の世代の退職など離職者等中心に就農希望者がふえるものと見込まれますが、中でも、特に農地や住宅の確保など、就農定着までのハードルが高い新規参入者がより就農しやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、283ページをお願いいたします。4行目、(1)都市と農山漁村の交流促進を図るた

め、新グリーン・ツーリズム総合推進対策事業などの事業に取り組み、本県グリーン・ツーリズムの一層の推進を図るため、県内の実践者等で組織いたしますみやざきグリーン・ツーリズムネットワーク交流会への支援を行いますとともに、地域ぐるみでの都市住民の受け入れ体制を整備するため、話し合い活動や都市・農村交流の取り組みの推進を行ってきたところであります。

施策の評価といたしましては、インストラクターなどの資格取得者数や、体験交流ツアー実施団体数、農林漁業体験民宿数におきまして、想定した以上の成果を得ておりまして、今後とも引き続き、グリーン・ツーリズムの普及啓発に努めますとともに、ネットワーク交流会への支援を行い、事業推進を行いたいと考えております。

次に、284ページをお願いいたします。1行目、(2)農山漁村地域の生活環境の整備を図るため、中山間地域等直接支払制度推進事業などの事業に取り組みまして、集落協定に基づく耕作放棄防止活動や、水路・農道等の維持管理活動などの取り組みを支援してきたところであります。

施策の評価といたしましては、本制度の協定締結面積が目標値を上回っておりまして、交付金を活用して継続的な農業生産活動や多面的機能の確保が図られたところであります。今後とも、集落機能の維持強化を図るとともに、自立かつ継続的な農業生産活動が可能となる推進体制の整備に向けた取り組みを行っていくことといたしております。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべ

き事項はございません。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○米良営農支援課長 初めに、お手元の平成18年度決算特別委員会資料の3ページをお開きください。営農支援課は3段目でございますけれども、営農支援課におきましては、一般会計並びに農業改良資金特別会計がございます。一般会計につきましては、最終予算額32億4,385万1,000円に対しまして、支出済額31億7,566万1,032円となっております。翌年度への繰り越しが5,472万円、不用額が1,346万9,968円となり、執行率は97.9%でございます。

下段の特別会計でございますけれども、営農支援課、最終予算額1億3,749万8,000円に対し、支出済額2,382万9,429円となっております。不用額が1億1,366万8,571円となり、執行率は17.3%でございます。

次に、決算事項別の明細であります。営農支援課分は15ページから19ページに掲載しております。

16ページをごらんください。農林水産業費・農業費の(目)農業振興費につきましては、不用額が1,053万7,865円となっております。これは、次ページの負担金補助及び交付金が主なものでございます。不用額が生じた理由としましては、各融資機関に支払う利子補給金と各市町村に支払う利子助成金の確定額が予算額を下回ったことによるものでございますけれども、確定額と予算額に特に大きな差を生じたのは、農業近代化資金の過年度融資分に係る利子補給金であります。これは主には、肥育素牛の導入等のために、家畜購入育成資金につきまして繰り上げ償還が行われたことによりまして、利子補給の対象となる融資残高が減少した

こと等によるものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思っております。農業改良資金特別会計でございますが、(目)農業振興費につきましては、不用額が1億1,366万8,571円となっております。これは貸付金が主なものでございます。平成18年度におきましては、年度内の借り受けを予定していた複数の農業者に事業計画の変更等に伴う借り受けの先送りが生じたことによりまして、貸付金について、予算額1億2,000万円に対しまして貸付額が941万円にとどまったためでございます。

以上が決算事項別の明細でございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の285ページをお開きください。4行目、(2)の施策、本県農業を支える企業的経営体や組織の育成につきましては、主な事業、㊤元気な農家をつくる経営健康診断に取り組みまして、本県農業の担い手の育成及び経営強化を図るため、農家経営モニタリングシステムを整備し、経営革新プランの作成支援を行いますとともに、経営コンサルティング及び事後指導を実施したところであります。

また、利子補給金・助成金の事業による各種農業制度資金への利子補給・利子助成や、農業改良資金貸付の事業による資金の貸し付けを行い、農業者の経営改善や規模拡大等について資金面からの支援を図りました。

施策の評価といたしましては、農業経営の体質強化や担い手の取り組みを総合的に支援することによりまして、経営の改善が図られたところであります。

次に、286ページをお開きください。中段に

あります（２）の施策、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築につきまして、主な事業、重要病害虫防除対策について取り組みました。無人ヘリコプターを活用した効率的な防除技術や、ウイルス病など新規発生病害虫の防除対策の確立を図りました。また、287ページの㊟農産物安全・安心日本一推進について取り組み、農薬適正使用の指導強化や生産履歴記帳の徹底、地域特産農産物の防除に必要なマイナー作物の農薬登録等を推進いたしました。

施策の評価といたしましては、農産物の安定生産とともに、安全な農産物の生産体制の強化を図ったところでございます。

次に、288ページをお開きください。（４）の施策、新たな技術開発・普及と情報化による営農支援につきまして、主な事業、農業改良普及センター運営について取り組み、農業・農村の担い手の育成確保を図り、地域農業の課題解決とその振興を図るため、183名の普及指導員が県内8センターに駐在で活動を展開しました。また、農業eラーニング整備について取り組み、女性農業者等が在宅で農業経営管理能力を身につけられるよう、パソコンを活用した通信教育システムを整備しました。さらに、新しい農業改良普及体制について取り組み、農業者の高度で多様なニーズに対応していくため、普及指導員の資質向上を図るとともに、大学や民間の専門家、地域の先進農家、74人を普及指導協力委員として委嘱することにより、普及活動の高度化や対応分野の拡大を図りました。

施策の評価としましては、普及センターでは、毎年、地域からの課題を把握した上で活動課題を設定し、普及指導活動を展開しておりまして、平成18年度は計421課題に取り組み、71%の課題で目標を達成しておりまして、おおむね順調

に施策が推進されているものと考えております。

次に、289ページをごらんください。中段の（１）の施策、食卓と産地を安全・安心でつなぐ仕組みづくりにつきまして、主な事業、みやぎき食の安全・安心総合推進について取り組み、生産段階における安全・安心な食の生産技術の開発普及を進めますとともに、販売段階における食品表示の適正化を強化するなど、県民の安全・安心な消費生活の確保に努めました。

施策の評価につきましては、イチゴやナスなどの5品目において天敵防除の実証を行うとともに、食品表示ウォッチャーによる情報提供や、食品を扱うスーパー等を対象にした個別巡回調査により、食品表示に対する監視体制の強化を図ったところでございます。

次に、291ページをお開きください。（２）の施策、県民総参加による食農ネットワークづくりにつきまして、主な事業、㊟食ルネサンス「いただきます」推進について取り組みました。毎月16日の「ひむか地産地消の日」を中心とした普及啓発を行いますとともに、学校給食における地元農産物の活用や、地産地消推進協力員による自主的な活動への支援等を実施しました。

施策の評価につきましては、「いただきます」を合い言葉に、食と農のきずなづくりを進める「いただきますから始めよう」宣言の普及PRや、学校給食を通じた地元農林水産業への理解促進等を図るとともに、地産地消推進協力員による地域に根差した自主的な活動を推進してきたところであります。

次に、293ページをごらんください。（１）の施策、環境と調和した生産活動の推進につき

まして、主な事業、㊦元気みやぎエコ農業3倍化プラン推進について取り組み、環境保全型農業への転換を図るため、堆肥を利用した化学肥料低減技術や、天敵等を利用した農薬低減技術の研究開発及び現地実証を行い、生産現場へ普及定着するための活動を展開いたしました。

施策の評価につきましては、環境保全型農業に取り組みエコファーマーについて、野菜や水稲で着実な増加が見られたところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における審査意見についてでございます。監査における指摘事項として、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況意見書でございますが、これにおいて指摘事項がありました。お手元の審査意見書の38ページをごらんいただきたいと思います。(2)農業改良資金特別会計に関する意見・留意事項であります。ごらんのように、貸付金の収入未済額については、前年度に比べ増加しているの、引き続き償還促進についての努力が望まれるという御意見であります。農業改良資金の償還等に当たりましては、従来から督促とあわせまして、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、各農林振興局、農業改良普及センター及び農協等が連携して、延滞が発生した初期の段階からのきめ細かな営農経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行っているところでございます。しかしながら、農産物の輸入自由化や自然災害の影響等による作柄不良等によりまして、経営不振に陥って、償還が困難となった借受者が増加したことや、長期間にわたって償還金を延滞している借受者の固定化などによりまして、償還指導は年々困難の度合いを増しつつあります。このため、保証人を交えた面談も行

うなどしまして、償還金の分割納付も含め、延滞者個々の実情に応じた経営指導を積極的に行っているところでありますが、今後ともきめ細かな償還指導を実施しまして、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

営農支援課は以上でございます。

○小八重農産園芸課長 農産園芸課の平成18年度の予算に係る決算状況について御説明いたします。

横書の紙の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。農産園芸課は一般会計のみであります。平成18年度一般会計の最終予算額は24億2,322万4,000円で、支出済額は23億6,942万3,250円となっております。翌年度の繰越額は、明許繰り越しで4,301万7,000円となっております。不用額は1,078万3,750円で、執行率は97.8%となっております。

次に、20ページをお開きください。農産園芸課における決算事項別についてお話しします。

まず、農業総務費でございますが、不用額114万6,609円であります。これについては、主に川崎市にあります県有地の整備に伴う工事請負費の残でありまして、それが66万となっております。入札残であります。

続きまして、21ページの農作物対策費でございますが、不用額958万1,845円となっております。その主なものは、負担金補助及び交付金の797万余でありまして、強い産地づくり対策事業で、事業主体における入札残478万1,000円、元気みやぎ園芸産地確立事業で、同じく事業主体における入札残277万2,000円となっております。

以上が決算事項別の説明であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書です。農産園芸課は295ページであります。295ページ

の（２）本県農業を支える企業的経営体や組織の育成につきまして、青果物価格安定対策事業であります。この事業では、右の主な実績内容欄にありますように、指定野菜価格安定対策事業以下５つの国及び県の事業によりまして、野菜価格が低落時に農家への価格差補給交付金の交付を行ったところであります。平成18年度は、これらの制度全体で約9億1,600万の補給金の交付が行われ、農家経営の安定に努めたところであります。

続きまして、296ページ、施策の評価については、そういうこととおおむね想定した成果を上げたものと考えており、今後とも担い手農家の安定的な経営の確保のために、効果的な制度の運営に努めてまいります。

続きまして、中ほどの（２）輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築についてであります。

まず、水田農業みやざき構造改革支援事業についてでありますけれども、この事業は、現在進めています米政策改革大綱の趣旨を踏まえながら、米の的確な需要調整や担い手を中心とした水田農業の構造を総合的に推進するため、地域振興作物の定着拡大、さらには地域の自主的な取り組みを支援する産地づくり対策、水田農業の経営の規模拡大に必要な機械・施設等の条件整備、さらには県産米の安定販売を目指した販売体制の整備等に取り組んだところであります。

次に、297ページ、強い産地づくり対策についてであります。この事業は、農産園芸作物に対する産地競争力強化のための支援といたしまして、国庫事業により、主な実績内容にありますように、野菜の低コスト耐候性ハウス、さらには水稻及び葉たばこの乾燥調製施設、さらには野菜・果樹等の集出荷貯蔵施設などの整備に取

り組んだところであります。

その下の元気みやざき園芸産地確立事業であります。県単事業でありますけれども、地域の特徴を生かした産地づくりを基本に、施設園芸産地の強化を図るため、機能強化ハウス等の整備や、生産性の効率化や高付加価値化を図るため、予冷施設やカンショの収穫等の機械施設の整備に取り組んだところであります。

続きまして、298ページ、中ほどの葉たばこ日本一産地基盤強化についてであります。この事業では、葉たばこ生産農家で組織する宮崎県たばこ耕作組合の産地基盤強化に係る活動に対して助成するとともに、生産農家が経営基盤強化を目的に実施する天地返しや、わき芽処理剤散布装置などの圃場管理機械の整備を進めたところであります。

その下の「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業についてであります。この事業では、市町村やJAごとに地域の特性を生かしたブランド産地ビジョンを策定し、そのビジョンに基づいて、産地オリジナル品種の育成や鮮度保持技術などの課題に取り組むとともに、ブランド化に必要な生産施設や育苗施設などの生産条件整備を進めるなど、本県花卉のブランド産地化に努めた事業であります。

続きまして、299ページです。中ほどのみやざきの果樹トップブランド確立対策でありますけれども、本県果樹のブランド化を促進するため、温州ミカン日南一号や日向夏などのブランド品目の生産条件整備として、根域制限栽培施設や省力化の整備を実施するとともに、商品性向上対策や消費拡大対策を実施したところであります。

次に、一番下の青果物等県域輸送合理化促進事業についてであります。輸送コストの低減を

目的に、JAごとに輸送した体制を、県域でまとめて輸送する一元分荷販売・一元配車体制に変えていくための検討や、それを実施するための冷蔵コンテナの積載率を向上させるための混載試験、さらには、JA物流みやぎきに貸与している川崎市の県有地の整備等を進めて、合理的・効率的輸送を行う体制整備に努めたところでもあります。

次に、300ページです。施策の評価でありますけれども、今御説明しましたようなさまざまな事業の取り組みによりまして、消費者ニーズや地域の特性に応じた特徴ある商品ブランド品目が育成されますとともに、競争力のある産地が形成されつつあります。今後とも引き続き、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築に向けた取り組みを推進してまいりたいと思います。

続きまして、302ページです。一番上の(3)効率的で生産性の高い農業を支える基盤につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業であります。この事業では、桜島の降灰による作物被害防止のための被覆施設、洗浄施設を計画的に整備し、農家経営の安定に努めたところでもあります。

施策の評価については、降灰防止被覆施設の導入により、収益性の高い新しい営農体系に取り組む集団がふえつつあります。また、今後とも、この事業を活用して計画的かつ継続的な事業実施を推進してまいりたいと思います。

最後に、303ページの(1)環境と調和した生産活動の推進であります。事業としまして、農業用廃プラリサイクル促進であります。農業用廃プラスチックの適正処理体制を確立するため、農家がハウスの被覆資材やマルチ資材を購入する場合に、排出時の運搬処理経費を前払いするデポジット制度の普及推進を図るとともに、

集積所の拡充など、生産者が利用しやすい回収・運搬体制の整備に取り組んだところであります。

施策の評価としましては、デポジット制度の周知により、農業用廃プラスチックの回収量は増加しつつありますので、引き続き本制度の推進に取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき指摘事項はありません。

農産園芸課は以上であります。よろしくお願ひします。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。初めに、お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。畜産課におきましては一般会計のみでございます。畜産課の欄ですが、平成18年度最終予算額は49億5,985万円、支出済額4億8,597万8,342円、翌年度への明許繰越額が4億1,332万4,000円、不用額が6,054万7,658円で、執行率90.4%、繰越額を含めた執行率は98.8%となります。

次に、当課における決算事項別の明細ですが、22ページから25ページまでとなっております。

まず、翌年度への明許繰り越しについてでございますが、23ページをお開きいただきたいと思います。(目)畜産振興費の繰越額1億1,832万4,000円でございますが、畜産基盤再編総合整備事業ほか1事業におきまして繰り越しを行ったものであります。また、次のページの(目)家畜保健衛生費の2億9,500万円でございます。本年の1月から2月に発生しました高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業の経営支援事業で繰り越しを行ったものであります。いずれも事業主体の事情によりまして事業が繰り越しになったものでございます。

続きまして、不用額についてでございます。22ページにお戻りいただきまして、まず、畜産総務費の不用額431万1,890円でございますが、これは、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業で従事しました職員の時間外勤務手当等の執行残でございます。

次に、23ページをお開きください。畜産振興費の不用額2,205万8,174円でございますが、その主なものは負担金補助及び交付金の1,947万5,000円でございますが、これは系統原種豚センター整備事業及び飼料基盤活用促進事業等で、入札などに伴う不用残でございます。

次に、24ページをごらんください。(目)の家畜保健衛生費の不用額3,343万7,307円でございますが、この主なものは、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業の焼却・埋却・消毒などの初動防疫事業に係る執行残でございます。

以上で決算事項別説明を終わります。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の304ページをお願いいたします。輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築への取り組みについてでございます。主な事業といたしまして、まず、優秀種雄牛安定確保対策事業におきましては、直接検定、現場後代検定などの実施によりまして、産肉能力の高い優秀な種雄牛の造成を行いました。

305ページをごらんください。一番上の新規事業、「宮崎牛」生産体制強化事業におきましては、肉用牛農家の飼養管理技術及び飼養環境の改善を図りまして、畜産経営の安定を図ったところでございます。

上から3つ目の新規事業、力ある酪農地域づくり推進事業におきましては、搾乳時間を短縮

するために搾乳ユニット自動搬送装置の導入を行いまして、作業の効率化による労働環境の改善を行ったところでございます。

その下の新規事業、国産粗飼料安定確保対策事業におきましては、耕畜連携による稲わらの収集確保対策や、耕作放棄地解消のための水田放牧実証を行いまして、国産粗飼料の安定確保を図ってまいりました。

次に、その下の新規事業、系統原種豚センター整備事業につきましては、系統豚「ハマユウ」の交雑母豚供給体制の強化を図るため、高原町におきまして、経済連の種豚センター及びふん尿処理施設の整備を行いまして、みやざきハマユウポークのブランド化の一層の促進を図ったところです。

次に、その下の改善事業、「みやざき地頭鶏」ブランド対策事業につきましては、みやざき地頭鶏の安定的な生産・流通体制の整備を図るため、美郷町におきまして、素びな供給センターの整備などを行いまして、ブランド化の推進を図ったところでございます。

次に、306ページをお開きください。上から1番目と2番目の家畜伝染病予防事業及び家畜伝染病リスク管理体制強化事業におきましては、家畜伝染病の発生防止や蔓延防止のため、家畜伝染病予防法に基づき、牛の結核病などの伝染病の検査やワクチン接種の推進、防疫演習の開催等を実施することによりまして、家畜防疫体制の強化を図りました。

307ページをごらんください。その結果、施策の評価にございますように、肉用牛におきましては、優秀な種雄牛が造成されますとともに、県内における中核的な肉用牛経営体の育成が推進され、さらには中山間地帯での生産体制の整備等が図られました。また、先月、鳥取県で開

催されました全国和牛能力共進会におきましては、大変優秀な成績をおさめることができたところでもございます。

また、⑥にありますように、家畜伝染病の発生を未然に防止するための防疫体制の強化が図られたところではありますが、本県におきまして、高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、さらなる家畜防疫体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、1枚飛びまして309ページをお開きください。環境と調和した生産活動の推進への取り組みでございます。主な事業として、家畜排せつ物管理利用推進対策事業に取り組み、県内一円で家畜排せつ物の処理施設整備や堆肥運搬等の機械の導入を行いまして、野積みなり、素掘りなりといった不適切な処理の未然防止を図ったところがございます。

その結果、施策の評価にございますように、計画的な家畜排せつ物処理施設の整備や、耕畜連携による良質堆肥の生産なり利用の強化が図られ、資源循環型畜産の展開が推進されております。今後とも、健全な畜産経営の発展のため、家畜排せつ物の適正な処理・管理等に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査結果についてでございますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

畜産課は以上でございます。

○佐藤農村計画課長 農村計画課でございます。平成18年度予算に係ります決算状況について御説明をいたします。

初めに、お手元の平成18年度決算特別委員会資料の3ページをお開きください。農村計画課におきましては一般会計のみでございます。平成18年度の最終予算額は52億4,613万8,000円

で、これに対する支出済額は52億3,539万4,441円でございます。また、翌年度繰越額は明許繰り越しで1,050万円、不用額は24万3,559円となり、執行率は99.8%でございます。なお、繰越額を含めました執行率は99.9%でございます。

次に、当課における決算事項別の明細については、26ページから28ページまでとなっております。目における予算の執行残額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。以上で決算事項別説明を終わります。

続きまして、主要施策の成果について御説明をいたします。

平成18年度主要施策の成果に関する報告書の310ページをお開きください。4行目、(2)の施策、計画的かつ適正な土地利用の促進につきまして、主な事業、地籍調査でございます。地籍調査は、一筆ごとの地籍を明確化するもので、土地に関する最も基本的な調査であります。平成18年度は、都城市ほか19市町村において、面積74平方キロメートルの調査を実施いたしました。下段の表にございますように、18年度までの県全体の進捗率は56%となっております。地籍調査によりまして、土地所有に関する権利の保全や明確化、課税の公平化及び公共事業等における用地取得事務の円滑化などが図られております。

次に、311ページをお開きください。4行目、(3)の施策、効率的で生産性の高い農業を支える基盤の整備につきまして、主な事業、土地改良事業負担金であります。土地改良事業負担金は、国営土地改良事業及び緑資源機構事業に係る県及び地元負担金でございます。平成18年度は両事業合わせて8地区で執行いたしました。国営事業及び関連する県営事業等による畑地かんがい施設の整備にあわせて、作物の品質

向上や新品目の導入が図られるなど、大規模畑作の産地づくりが進められております。

次に、312ページをお開きください。2行目、(2)の施策、環境を保全し、心やすらぐ田園空間の創造につきまして、主な事業、農地・水、農村環境保全向上活動支援実験事業であります。この実験事業は、国の施策導入に向け、県下15地区の13市町におきまして、モデル支援を通じて実施体制、事業の要件など施策の実効性を検証するとともに、制度への取り組みについて啓発推進を実施しました。モデル地区の取り組みを通じて、平成19年度から農地・水・農村環境保全向上活動支援事業への体制構築などに活用されたところであります。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○原川農村整備課長 農村整備課でございます。決算特別委員会資料3ページをお開きください。農村整備課におきましては一般会計のみでございます。農村整備課の平成18年度一般会計の予算額は233億13万9,809円で、これに対する支出済額は194億9,315万1,351円でございます。また、翌年度への繰越額は37億4,301万4,000円、不用額は6,397万4,458円となり、執行率は83.7%でございます。なお、繰越額を含めた執行率は99.7%でございます。

次に、決算事項別明細でございますが、29ページをお開きください。3行目、(目)の農業振興費でございます。執行率が89.4%、不用額が267万8,775円となっておりますが、これは工法の変更等に日時を要したことなどにより、3億3,594万5,000円を翌年度に繰り越したこと

や、中山間ふるさと保全基金事業におきまして、予定していた地域住民活動支援の地区数が少なかったという理由により、不用額を生じたものでございます。

次に、30ページをごらんください。3行目、農地総務費でございます。執行率が89.9%、不用額が6,042万9,446円となっておりますが、これは、県費措置の職員の人件費を補助公共事業の人件費へ振りかえたことによるものでございます。

次に、7行目、土地改良費でございます。執行率が78.6%となっておりますが、これは用地交渉及び関係機関との調整に日時を要したことにより、26億1,481万を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、31ページをお開きください。中ほどの農地防災事業費でございます。執行率が86.8%となっておりますが、これも土地改良費と同様、用地交渉、関係機関との調整に日時を要したことにより、4億8,660万3,000円を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、主要成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の313ページをごらんください。4行目、(1)の施策、良好な水環境の保全についてでございます。主な事業及び実績でございますが、農業集落排水事業により、都城市の石山地区ほか4地区で汚水処理施設などの整備を行いました。

下段の施策の評価であります。関係部局と連携を図り、第2次宮崎県生活排水処理対策総合基本計画に基づき、整備が進められております。今後とも、農村の生活環境の改善を図るため、効率的な整備を推進する必要があると考えております。

次に、314ページをお開きください。3行目、(1)のうるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりについてでございます。主な事業及び実績でございますが、里地棚田保全整備事業により、日之影町の大菅地区ほか2地区で、棚田におきます農業用排水施設の整備を行いました。

施策の評価でございますが、地域住民と連携しながら環境に調和した整備に取り組み、各種イベントを通じて都市住民との交流や維持保全活動が定着しつつございます。今後とも、環境と調和した農業生産基盤の整備を進める必要があると考えております。

次に、315ページをごらんください。4行目、(1)の県土の保全対策の推進についてでございます。主な事業及び実績でございますが、2つ目の県営特殊土壌対策事業により、高鍋町の南牛牧地区ほか13地区で、農地の保全を目的とした排水路などの整備を行っております。

2ページめくっていただきまして318ページをお開きください。施策の評価でございますが、農地や農業施設などの災害を未然に防止することに努めておりますが、引き続き、計画的に事業の推進を図ることが必要であると考えております。

次に、319ページをごらんください。4行目、効率的で生産性の高い農業を支える基盤の整備についてでございます。主な事業及び実績でございますが、320ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業によりまして、国営事業受益地である宮崎市の中尾地区ほか16地区で畑地かんがい施設の整備を行いました。

2つ目の経営体育成基盤整備事業におきましては、都城市の横市地区ほか18地区で、担い手への利用集積を図りつつ、水田の区画整理を行

いました。

次に、322ページでございます。施策の評価でございますが、用排水路や畑地かんがい施設の整備により、生産性や収益性の高い農業への転換や、大規模な畑作の産地づくりが進められております。また、水田の整備により、担い手農家への土地利用集積や営農組合の設立が行われ、農業生産性の向上や経営体の育成確保が図られております。今後とも、担い手の育成に不可欠な基盤の整備を図る必要があると考えております。

次に、323ページをごらんください。2行目、(2)環境を保全し、心やすらぐ田園空間の創造についてでございます。主な事業及び実績でございますが、農村総合整備事業により、日之影町の日之影地区で農業集落道等の整備を行いました。

324ページをお開きください。施策の評価でございますが、自然や景観などの地域資源を活用し、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤や農村生活環境基盤が総合的に整備されております。今後とも、農業・農村の多面的機能の維持のために計画的な整備を進めるとともに、地域活性化のため、地域住民活動を推進するリーダーの育成を図っていく必要があると考えております。

次に、325ページをごらんください。4行目、(2)農山漁村地域の生活環境の整備についてであります。主な事業及び実績であります。中山間地域総合整備事業により、日南市の酒谷地区ほか12地区で営農飲雑用水施設などの整備を行いました。

326ページをお開きください。元気のいいふるさとづくり事業により、国富町の綾川地区ほか31地区で農業集落道などの整備を行いまし

た。

施策の評価でございますが、これらの事業により、農村地域における生活環境基盤の改善などが図られております。今後とも、生活関連施設の整備を推進する必要があると考えております。

最後に、監査結果についてでございますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

農村整備課は以上でございます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。初めに、当課の決算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の3ページをお開きください。水産政策課には一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計の2つの会計がございますので、まず、一般会計から御説明いたします。平成18年度は、予算額17億193万3,000円に対し、支出済額16億9,493万1,520円、不用額700万1,480円となっており、執行率99.6%となります。次に、特別会計のほうでございますが、予算額1億9,644万6,000円に対し、支出済額4,504万4,057円、不用額1億5,140万1,943円となっており、執行率22.9%となります。

次に、目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。34ページをお開きください。目の水産業総務費でございますが、不用額が250万9,508円となっております。これは主に時間外手当などの人件費の執行残によるものでございます。

次に、39ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。目の水産業振興費でございますが、不用額が1億5,140万1,943円となっております。これは水産業を取り巻く環境が厳しく、設備投資欲が減

退していること、低金利情勢により無利子のメリットが低下したことなどから、貸付金において多額の不用額が生じたことが主な要因であります。なお、今年度は10月末現在、約3,300万円の貸し付け申請があり、既に18年度の実績を上回っている状況でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。報告書の327ページをお開きください。

(1)の資源づくりと持続的利用の推進についてでございます。主な事業でございますが、初めに、新規事業の離島漁業再生支援交付金でございます。この事業は、平成18年度から21年度までの4年間、島野浦漁業集落が実施する漁場の生産力向上に関する取り組みや、集落の創意工夫を生かした新たな取り組みへの支援を行うものでございまして、平成18年度は、植樹・魚つき林の保全や、これまで価値のなかった未利用魚を利用して揚げ身やさば節等の製作と販売を実施しております。

次に、新規事業の高度漁業情報活用推進でございます。この事業では、操業効率を向上させるため、水産試験場が保有しております漁海況調査データをわかりやすい表に加工し、操業中の漁船にインターネットを通じて提供するシステムを開発いたしました。

次に、漁獲管理対策では、漁獲可能量、いわゆるTAC制度に基づきまして、マイワシ、マアジ、サバ類について、漁獲の多い漁協とパソコンネットワークで接続し、迅速で的確な漁獲管理を実施いたしました。今後も、資源管理の普及啓発を行うとともに、関係機関・団体等と連携を図り、実効性の高い資源管理に努めてまいります。

次に、328ページをお開きください。下から8行目、(3)の健全な生態系を有する内水面

の創造でございます。主な事業でございますが、次のページの漁業取締監督でございます。取り締まり関係機関や財団法人宮崎県内水面振興センター等との連携した漁業取り締まりを行った結果、ウナギ稚魚関連で6件、その他で5件を検挙しております。今後も、関係機関等との連携により、内水面の秩序維持を図るとともに、遊漁者等へのさらなるルールの周知徹底により、密漁・密放流の防止に努めてまいります。

次に、331ページをお開きください。(1)の自立した水産業経営の確立についてでございます。主な事業でございますが、水産金融対策では、漁業近代化資金におきまして28件、約5億円分の利子補給を行いました。また特別会計でございますが、沿岸漁業改善資金貸付では14件の2,671万円の融資を行っております。

次のページをお開きください。改善事業の元気のいいJFづくり推進でございます。この事業では、漁協の合併など組織再編、事業改革を図るために、関係する漁協等に対して指導助言を行いますとともに、漁業者への経営指導事業に対しての助成等を行いました。今後も、関係団体と連携し、引き続き漁協の組織再編、事業改革を促進するとともに、漁業者の経営の向上を図るための支援に努めてまいります。

次に、333ページをごらんください。(2)の安全・安心な水産物の生産流通体制の強化についてでございます。主な事業でございますが、おさかな消費拡大と流通対策でございます。右側に記載しておりますが、水産物ブランド認証、学校給食への地元水産物の提供、料理教室の開催、イベントフェアへの出展、鮮度保持マニュアルの作成などを実施し、本県水産物の販売促進等に積極的に取り組みました。なお、水産物ブランド認証につきましては、淡水魚として初

めて「五ヶ瀬やまめ」を選考し、ことしの7月に認証されております。今後も、水産物の付加価値を高めるため、地元に基づいたブランドづくりを進めるとともに、漁業者による水産物加工や販売の取り組み等を進めてまいります。

次に、335ページをお開きください。(2)の多様な担い手の育成についてでございます。主な事業でございますが、水産業・漁村の多様な担い手づくり総合対策でございます。地域漁業を担うリーダーとして漁業士の認定を行うとともに、青年漁業者の中心として、漁業経営改革に意欲的に取り組むグループとして中核的漁業者協業体の経営改善計画の認定や、計画の達成のための研修や情報提供、指導等を行ったところでございます。今後とも、新規就業者の確保を初め、地域漁業のリーダーの育成や意欲ある担い手の経営改善の取り組みに対し、支援を行ってまいります。

最後に、監査結果についてでございます。一般会計につきましては、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

特別会計の沿岸漁業改善資金につきましては御報告いたします。監査における指摘事項として、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査において指摘事項がありました。お手元の審査意見書の39ページをお開きください。一番下の意見・留意事項等でございますが、貸付金につきましては、需要に応じた資金規模とするため資金の一部減額が行われているが、なお不用額が多額となっている。引き続き、資金需要を踏まえた効果的な制度の活用が望まれるという意見でございます。先ほどの決算状況のところでも御説明いたしましたが、片仮名のエのところに記載されておりますように、不用

額の主なものは貸付金の執行残でございます。本特別会計では、沿岸漁業者等への無利子の貸し付けを実施しておりますが、水産業を取り巻く環境が厳しく、設備投資意欲が減退していることなどから、特に平成17年度と18年度の貸し付け実績が少なかったことが不用額の要因となっております。なお今年度は、10月末現在13件、3,374万円の貸し付け申請があり、既に18年度貸し付け実績であります2,671万円を約700万円上回っている状況でございます。今後とも、同資金に関する情報提供を関係機関等と連携して実施を行い、資金の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

水産政策課は以上でございます。

○関屋漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。初めに、お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。漁港漁場整備課におきましては一般会計のみでございます。平成18年度の最終予算額は56億2,786万9,000円で、これに対する支出済額は43億6,577万3,170円でございます。翌年度繰越額は、明許繰り越しで12億3,216万2,000円で、不用額は2,993万3,830円となり、執行率は77.6%ですが、繰越額を含めた執行率は99.5%となります。

それでは、事項別明細について御説明いたします。漁港漁場整備課分は資料の40ページから44ページとなっております。

まず、40ページをお開きください。下から3行目の(目)水産業振興費につきましては、不用額が1,807万3,732円となっております。これは、18年度はコイヘルペスウイルス病の大量発生がなかったことから、コイの回収経費等が執行残となったことによるものであります。また、執行率が84.9%となっておりますが、これは漁場の整備事業が繰り越したことによるものであ

ります。繰り越しの理由につきましては、後ほど主要施策の成果のところでお説明いたします。

次に、42ページをお開きください。(目)漁港建設費につきましては、不用額が1,074万円となっております。これは漁港の整備事業で入札に伴う残があったことによるものであります。また、執行率が70.1%となっておりますが、これは漁港の整備事業等が繰り越したことによるものであります。

次に、43ページをお開きください。(目)海岸保全費につきましても、執行率が72.0%となっておりますが、これも漁港海岸事業が繰り越したことによるものであります。

以上が決算事項別の明細でございます。

続きまして、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。お手元の成果に関する報告書の337ページをお開きください。まず、4行目の(1)県土の保全対策の推進の施策についてであります。主な事業では、漁港の公共海岸保全について取り組み、鵜戸漁港において消波工、また、門川漁港ほか1港で護岸や陸閘を整備したところであります。

施策の評価でございますが、漁港海岸においては、護岸工や陸閘等の整備によりまして、台風時の波浪や高潮による浸水被害の防止が図られたところであります。なお、5,571万6,000円が繰り越しとなっておりますが、これは関係機関との調整に日時を要したためであります。

次に、338ページをお開きください。4行目の(1)資源づくりと持続的利用の推進の施策についてであります。主な事業では、資源培養管理対策推進で、魚のリリースサイズ選別用のステッカー作成や、実践漁業者協議会を開催したところであります。また、栽培漁業定着化促

進で、マダイ、ヒラメ等の放流用種苗生産を目標どおり実施するとともに、カンパチの量産化技術の開発に取り組んだところであります。さらに、漁場の水産基盤整備では、沈設型魚礁等の人工構造物による魚礁漁場造成などを行ったところであります。

339ページの下のほうにあります施策の評価でございますが、資源回復計画の策定作業を漁業者と連携して実施したり、マダイ等の稚魚の放流を実施したところであります。今後も、本県沿岸漁業の振興を図るため、財団法人宮崎県水産振興協会を核といたしまして、マダイ、ヒラメ、カサゴなど、合計で100万尾を目標とした稚魚の放流の継続や、日向灘の海域条件に適した魚礁整備などを計画的に推進してまいりたいと存じます。なお、2億1,780万円が繰り越しとなっておりますが、これは関係機関との調整に日時を要したためであります。

次に、340ページをお開きください。中ほどにあります(2)環境にやさしい生産体制の確立の施策についてであります。主な事業では、漁場保全対策に取り組み、県内の養殖漁場を中心としまして、水質や赤潮プランクトン等の調査を実施しましたほか、養殖場の漁場改善計画実践を推進したところであります。

施策の評価でございますが、安全で高品質な養殖魚生産のための指導や検討会を行ったほか、種苗の安定供給のための需給調整等を実施したところであります。

次に、341ページをごらんください。4行目の(3)健全な生態系を有する内水面の創造の施策についてであります。主な事業では、内水面漁業振興対策に取り組み、河川の資源増大を図るため、アユ、ウナギ等の稚魚を計画どおり放流し、またブラックバス等の外来魚の駆除を

実施したところであります。

次に、342ページをお開きください。2行目の(3)安心を支える漁港・漁村機能の充実の施策についてであります。主な事業では、漁港の水産基盤整備に取り組み、地域水産物供給基盤整備で都井漁港ほか2港、広域水産物供給基盤整備で川南漁港ほか5港、その他漁港漁場機能高度化や、漁港環境整備、港整備交付金でそれぞれ1港において、防波堤や岸壁等を整備したところであります。なお、9億5,864万6,000円が繰り越しとなっておりますが、これは関係機関との調整に日時を要したためであります。

343ページをごらんください。下のほうにあります施策の評価でございますが、漁港の整備に対する漁業関係者からの要望は依然として高いため、今後も重点的・効率的な整備が必要と考えております。

平成18年度主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査結果についてでございますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○押川主査 執行部の説明が終了いたしました。ここで3時5分まで休憩を入れたと思います。

午後2時53分休憩

午後3時6分再開

○押川主査 それでは、再開をいたします。

質疑のある方はよろしくお願ひいたします。

○井本委員 273ページ、安全・安心な農作物をつくる分析体制が、全国トップの宮崎方式と言われているわけですが、聞いたところでは、

大分県にはそれをしのぐものがあるという話で、それを直接販売するところに持ってきて、そこで見せて、一日300万ぐらい売り上げるとか何とか、聞いたことはありますか。聞いたことないですか。それならいいですわ、また本会議場の質問に回して。

次は、293ページですが、環境保全型農業に取り組むということで、環境保全型農業というのは、具体的にどんなことをやっているんですか。

○米良営農支援課長 環境保全型農業といいますが、例えば、土づくり等で化学肥料を減らすとか、あるいは農薬を減らすとか、環境に負荷を与えるようなものをできるだけ少なくして行うような農業、そういうのを環境保全型農業と言っております。

○井本委員 それで今までと同じように農作物も前のものができるということですか。

○米良営農支援課長 そこで技術が要るわけでご覧になって、例えば、化学肥料を減らしても有機肥料等で補うような栽培方法、あるいは化学肥料を減らして天敵等で補うような方法、そういう技術確立に取り組んでいるところであります。

○井本委員 291ページに「いただきます みやざき県民運動」というのが書いてあります。これは非常にいいなと思っておるんですが、いただきますというのは、感謝しますということで、つくってくれた人に感謝する、あるいはこれを用意してくれたお父さん、お母さんにも感謝するとか、いろんな意味の感謝ということでやっているわけでしょうけれども、そもそもの哲学みたいなものがあつたんでしょうかね、基本的な。

○吉田消費安全企画監 私もよく存じ上げない

んですが、仏教だとか何とかの世界で、聞きますと、あなたの命を私の命にさせていただきますというんですか、それぞれ万物、生き物の命を自分の体に入れて生かさせていただきますという、最後のいただきますを言っているんだという説をお聞きしております。

○井本委員 いや、そういうことを聞いているんじゃないかと、例えば教育委員会あたりと打ち合わせをした上でこういう施策を取り組んできたのかと、そんなことですよ。

○吉田消費安全企画監 そういうことをございます。各団体、130ぐらい団体が入っていただいておりますが、その中で、ブランドもやっておりますが、いただきますという、命を大切にしていこうということで、食育とか地産地消を進めていこうということで取り組んでいるところでございます。

○井本委員 わかりました。じゃ、次に行きます。303ページですが、農業用廃プラリサイクル促進というのがありますね。デポジット制度というのが書いてありますが、これはいつごろから始めたんですか。平成15年ぐらいからずっとやっているということですか。

○小八重農産園芸課長 14年からです。

○井本委員 環境問題に対応していくには、非常にいい制度だと常々思っておるんですね、このデポジット制度というのは。ありとあらゆるものにこのデポジット制度を持っていけば、例えばペットボトル一つにしても、あれも持ってきたら5円払いますよだけでも必ず回収できると思うんですね。そんなものがないものだから、どこそこに捨ててあって、まだまだ回収率も非常に低いという話をこの前テレビで言っていました。そこで、ちょっと小耳にしたんだけど、他県の廃プラがこちらに紛れ込んでくるとか何

とかそういう話を聞いたことがあったけど、そんなことはないんですか。

○小八重農産園芸課長 他県のが来るという話は聞かないですけど、業者さんが他県のを扱っていらっしゃるといのはあるかもしれません。むしろ逆に、うちのが他県に出ていくという話は時々あります。例えば鹿児島県にしている人がいるとか、そういううわさは最近耳にします。

○井本委員 ということは、こっちに持ってくればデポジットで金が入ってくるのを、向こうに持っていったほうがまだ金になるということですか。

○小八重農産園芸課長 確かめたわけじゃないんですけど、有価でとっていらっしゃるとい業者さんがいらっしゃいまして、要するに金を払ってくれるという形で。

○井本委員 デポジット以上の金をくれるというわけですね。

○小八重農産園芸課長 そうですね。お金をもらえると。ただ、いずれにしてもリサイクルしないといけないわけですから、金がかかるわけですから、そういうのは長続きはしないだろうというふうに業者さんは言っています。

○井本委員 わかりました。じゃ、312ページですが、農地・水・農村環境保全向上活動支援実験ですが、これは大きな政策の一環であろうと思うんですね。実験は実験でやっているんでしょうけど、これ一つじゃなくて、この場合は、この前言った品目横断の問題やら認定農業者の問題やらと相互関連した上で進めていかにやいかん問題だろうと思うんですけれども、その辺の兼ね合いというのはうまくいっているんですか。

○佐藤農村計画課長 車の両輪ということでは

行っているわけですがけれども、農村地域の高齢化が進み、あるいは担い手の不足という中で、どうしても地域の重要な資源といったものを守っていくには、非常に脆弱化しておるわけでありまして、そういったところにしっかり地域ぐるみの活動ということで、農業者だけではなくて、地域住民含めて地域ぐるみの活動をやるというふうなことで、一つは担い手対策というのがございまして、そういったところの施設の保全というものに地域が加わってきますと、担い手のほうが逆にそういった力というものを軽減できるということもあろうかというふうに思っております。そういうことで、担い手と経営安定雇用対策というのが両輪になっているというふうに感じているところでございます。

○井本委員 ここに書いてあるでしょうが、順調と書いてあるわけ。Aランクになっているわけよね。これだけの施策で順調とやっているのか。本来的にこれ一つで成立するものじゃないわけでしょう。ほかのものともうまく関連しながら進める、そこ辺はうまくいっているのかと聞いておるわけです。

○佐藤農村計画課長 この実験事業は、県内の振興局を含めて、管内でございますけれども、全県下で代表的に2地区ぐらいを出してございまして、15地区を実験事業としてやっております。本格的に本年度から実施するに当たりまして、19年度の候補地区に対する体制整備とか啓蒙啓発、そういったものをやってきたわけでございます。19年度に向けての体制ができてきたというふうなことでございます。

○井本委員 どうもいまいち答えになっていないんですけど、まあ、いいですわ。これはこれで単独の事業としてはうまくいったんだろうと、これからだと、要するにこれからだと、そうい

うことでしょう。

○佐藤農村計画課長 そうです。

○井本委員 わかりました。次に、324ページですが、施策の成果指標・数値目標等ということで、農村地域の地域住民活動を推進するリーダーの人数というのが書いてありますけど、これはどの事業の結果を言っているわけですか。

○原川農村整備課長 このリーダーにつきましては、主な事業の中には載っておりませんが、中山間の基金事業というのがあります。その基金の利子を使って地域住民活動を導いていくリーダーを育成すると、研修活動みたいなのをやっているということでございます。

○井本委員 ここには載っていない事業だということですね。

○原川農村整備課長 主な事業には載っておりません。

○井本委員 わかりました。じゃ、最後に341ページですが、延岡はアユが産地ですから、アユについてはいろんなことを昔から言われて、今でも言われていますけれども、一つは、アユの稚魚をとるなという人も中にはおるんですね。とらんかったらまた養殖する人たちが困るがなど。どのくらいでとりよるのかということも問題だろうし、どこかに横流ししているという話も昔からあって、その辺のことはどうですか。まず、アユの稚魚をとらんでほっておくということはちょっと無理だろうと思うんですけど、その兼ね合いというのはどうなふうになっているんでしょうかね。

○関屋漁港漁場整備課長 アユについては、御存じだと思いますが、延岡の場合、特に海に近いところに産卵場がございます。産卵したら、仔魚が海に下りまして、プランクトンを食べて、ある程度まで大きくなって、また川に上って

くという生活史を持っておるわけですね。そういうふうには、アユというのは川と海を行き来するというので、それぞれ生活の場として持っているわけでございます。これにつきましては、川と海とが協力体制をとらないとうまく資源が回らないというふうに考えております。これにつきましては、海の生産力といいますか、仔魚で下っていくわけですから、それは年によっていろんな変動もございますが、どこでもここでもアユ仔魚がたくさんおるわけではございません。延岡は非常に豊かな湾だと思いますけれども、そうしますと、そういうアユをいかに有効に活用するかというのが一つのテーマでございます。それで、川と海のほうで調整を図りながら、どのくらいとつたらいいのかということでも今やってきているわけでございます。海産稚アユをどれだけとっていいかにつきましては、資源の状況を見ながらということになりますので、一定の枠をはめた中で見ているという状況でございます。養殖魚も振興するし、河川のほうのアユも確保するというような形での進め方をしている状況でございます。

○井本委員 恐らくそこら辺は力と力の引っ張り合いというか、そんなことであろうと思うんです。そこで、ここにある種苗というのは、これは稚魚をつかまえて太らせたやつを放すということですか。

○関屋漁港漁場整備課長 卵を入手いたしまして、稚魚に育てて、それをまた川に返していくというようなことでございます。

○井本委員 外来魚駆除と言われますが、ブラックバスとかブルーギルとか、今回はどうでしたか、どのくらい駆除したのか。

○関屋漁港漁場整備課長 外来魚の駆除でございますけれども、これは5カ所で具体的に漁協

等が取り組んでおるわけです。その中で回収されましたのが、ブラックバスは200尾、ブルーギルは1,755尾が駆除されておりまして、そのほか、産卵床の破壊等の駆除事業も実施してございます。その中で、ブラックバスにつきましてはだんだん小型化する傾向が見られるということで、ある程度効果は出ているんじゃないかと。ただ、ブルーギルの場合は、非常に繁殖力が高いということもございまして、駆除方法に苦慮しておりますけれども、そういう取り組みをしております。それからまた、高原町の御池におきましては、釣り大会を開催いたしまして、そこに18年度の場合は180人ぐらい参加しておりますけれども、その中でブラックバス17尾とブルーギル645尾採取しております。そういう取り組みを行っておるところでございます。

○井本委員 ブラックバスとか、そういう外来魚を放流しちゃいかんという条例は大分前にできましたけれども、それでつかまるという人もおらんだろうけど、案外知らん人もまだおるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の対策というのはどうですか。

○関屋漁港漁場整備課長 調整委員会規則という規則の中にも、移植をしたらいけないということで明記しております。それについて水産政策課のほうでホームページ等で呼びかけをしているところでございます。

○榎藤委員 繰り越し明許が農政計で56億あるということですが、これに対しては非常に簡略な概括的な説明になっておるんですが、林務のときも若干議論したんですけれども、本来、2月議会で予算審議をするときに、決算後の繰り越しについては詳細な資料を出すわけですが、私は、決算書類としては、この56億について明許繰り越しを認めてくださいというもの

とタイミングの違いがあるけれども、決算書として明許繰り越しの手続をすべきではないかというふうに思うんです。この56億がどういう理由でといったら、工事のおくれとか、用地交渉のおくれとか、それぞれ書いてあります。それはそれなりの理由があるというのは信頼はしますけれども、大ざっぱな理由であるということで、林務にも求めたんですが、これについては、予算検討時の明許繰り越しの件名別明細表、これがむしろ決算の正式書類じゃないかという気がいたしますので、今度の間に合うかどうかは別にして、主査会議等でも議論をしてほしいという要望も出しましたが、執行部も含めて、56億あるのに、どこでどういう説明があるのかわからんということでは、私はいかんのじゃないかなと。予算時には役務費が幾らとかそういうものまでちゃんと出しているわけだから、既に資料はあるから、決算書類として整えるべきじゃないかということをまず指摘させていただきたいと思います。

それから、監査委員会の指摘事項の38ページとか39ページの収入未済の問題ですが、これも林務も同じで、未済の残高が非常に多いとか、林務の場合には昭和53年からの分が払ったり払えなかったりしてきているというあたりが、非常に問題だという指摘なんですけど、これは古くなるほど払いにくくなるということ。高齢者、そして農業をやめていく、そういったことを含めてですね。だから、これについて、厳しくても、そういう未済額を少なくするという努力を徹底して研究してもらわんといかんんじゃないかと。例えば民間等だったら、お金の貸し借りというのは非常に厳しくて、事件が起きるぐらいのことがあるわけです。公的なものというのは非常にゆたっとしてありますから、担

当がかわればいろいろあつたりします。しかし県税等においては、それじゃいかんということで、市町村に委託している分も、県の県税事務所の人と一緒に رفتりして徴税率を上げると、過去の分も力を入れていくと。そういう姿勢がないと、私はこれは少なからぬというふうに思うんです。毎年監査委員から指摘をされてそれで終わっているような嫌いもありますので、これについては全庁的にもう少し研究してもらわないと、この指摘はずっと続くことになると思います。ある日突然、不納欠損にあげますというようなことが起これば、税の不平等というものが、どこに責任があるのか、だれがどうしたらいいのかというのが不明瞭になっているんじゃないかというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

○押川主査 これは資料か何かいただくことになりますか。

○権藤委員 これは資料はない。

○押川主査 未済額の中で古いのとかそういうもの。

○権藤委員 林務には年度別の、個人名はいいけれども、いつ、幾ら、どここの農協とかへお貸しをしたと、その未済額はこれだけ残っておるといふもの等についての個別管理を厳しくしていかと、それはいろいろ事情はあるかもしれませんが、息子さんがここにおらんとかあるかもしれませんが、そのリストをお出しただいて我々も議論をしたいということでございます。

それから、出していただいた資料に基づいて質問をさせていただきます。5ページ、6ページの中で——このメモではそれを求めることになっていました。2番目のところですね、収入事務、ここで個別リストをいただきたいとい

うのがあります。

それから、4の契約事務のところですが、これについては、100万以上になると予定価格調書を作成すべきをしていないと。それから、用地調査の事務が、完了後は100万円以上については契約額の調書を作成するということが、なされていないという指摘であります。これは現在時点では済んでいるものと理解してよろしいかどうかです。

それから、あわせて、その下の検査員の下命がされず云々という部分ですね、監査委員に対して、一応こういふふうになりましたということは完了していると理解していいのかどうかです。

○玉置農政企画課長 指摘いただいたものを踏まえて見直したということでございます。

○権藤委員 それから、5番目の下のほうの現金の取り扱いについて不適正なものがあつたという部分については、これは不適正な処理ということで一回説明を聞いたのかもしれませんが、もう一度御説明させていただきたいと思います。

○玉置農政企画課長 畜産試験場において、どういう形であつたかわからない現金があつて、個人で集めたのかどうだったのか用途のわからないものがありましたので、これについては適正に処理をすると、県のほうに戻すという形で処理をしていこうということでございます。県のほうに払った形になっております。

○権藤委員 それから、20ページの川崎の土地云々という、川崎の件名の説明があつたんですが、これはカーフェリーのあそこのことですか、もう少し具体的にお願いします。

○小八重農産園芸課長 御指摘のように、カーフェリーの関係で川崎に土地を持っていて、そこに倉庫があつたわけですけど、倉庫が

古くなったということで、倉庫を壊しまして、それを有効利用するために舗装しまして、それにかかった一連の経費で66万の不用額が出たということです。

○榎藤委員 30ページの農地総務費の中で、振りかえたことによって6,000万円不用額が出たということですが、そうであれば、それを予測していなかったのかというそのあたりの、余っていいんだけど、予算との関係ですね、考え方が何かあるのか。

○原川農村整備課長 農村整備課に係る人件費でございますけれども、30ページの農地総務費のところとその下の土地改良費のところをやっているわけです。土地改良費のほうはほとんど補助公共の予算でございます。需用費とか旅費を節約することによって執行残が生じておりまして、県単独で措置しております職員費をこちらのほうに振りかえるということで、県費の節約を図っているということでございます。

○榎藤委員 結果的にはいいことだと思うんですが、ということは、それだけ国が負担してくれたと。当初の予算のときは、その分は県費で持たにゃいかんと思っていたんだけどということなのかどうかということです。

○原川農村整備課長 そういうことでございます。

○榎藤委員 今度はこちらの分厚いほうの政策評価ですが、277ページ、早口で言われてわからなかったんですが、元気な地域農業云々というので、19地域なのか20地域なのかわかりませんが、機械の導入とか土地の集約とかこういうもので、プランの策定なのか、これをもう一回お願いしたいんです。

○岡崎地域農業推進課長 御説明いたします。この事業は、まず一番上に、元気な地域農業創

出プラン策定というのがございます。この521万を使いまして、これは集落の農業者たちが、地域の住民の方たちが今後の集落をどうしていくかと、そういう方向性をつくるためのプランをつくるものでございます。次の地域農業支援総合対策事業というのは、そのプランの実現等に当たって必要な、4つほどあるんですけども、1つには、機械の購入であるとか、あるいは集落営農法人の育成支援であるとか、それから耕作放棄地等の復元・整備、そういうものが入っている事業でございます。

○榎藤委員 駆け足でいきます。279ページです。認定農業者が8,354経営体と法人が41ということですが、これは認定農業者の、頭の中でしか考えていないからわからないんですが、例えば年齢といったこと等で、認定農業者という認識が足りないからこういう質問をするんですが、数字上は目標よりも順調にしているわけですね。しかし、質的なものがどうなのかという点から見たときにどういうふうになるのかということです。

○岡崎地域農業推進課長 確かに数的には、ここに書いていますとおり、7,600に対して8,354ということでございます。今後の課題といたしましては、1つには、今、委員おっしゃったとおり、認定農業者の方の経営能力であるとかそういうものの向上が大切だと考えておりまして、再認定の際にそういう指導もあわせて行っております。

それから、この7,600で、既に8,300となっておりますので、このあたりの数字につきましても現在精査をいたしまして、今後どういう形がいいのか、再度検討してみたいというふうに考えております。以上でございます。

○榎藤委員 285ページです。新サンシャイン21

というものが200件を超すということは、農家の中で使いやすい資金だという評価なのかなと。ただ、上にあります525件の59億というもの、それからその下の基盤強化、こういうものとどういうふうに……。勉強不足で、予算審議のときには説明があったかもしれませんが、いま一度。これが非常に利用されたんだという実感を持ちながら、ダブる部分はないのかという端的な疑問なんです。

○米良営農支援課長 この新サンシャイン21農業推進資金は、上の農業近代化資金あるいは農業経営基盤強化資金に上乘せして利子助成するものでございます。ですから、これらの農業近代化資金あるいは経営基盤強化資金のうちの202件については、新サンシャイン農業資金で利子助成を上乘せしたという結果でございます。

○榎藤委員 機能面ではほぼ同じと考えていいんですか。

○米良営農支援課長 例えば農業近代化資金は末端で1.7%ぐらいになりますけれども、さらにそれを1%あるいは0.5%まで引き下げるということでございます。

○榎藤委員 次に293ページをお願いします。一番下のところですが、特別栽培農産物等栽培面積というのが18年度は非常に低くなっているんですが、この低くなっている理由と、21年の4,000、これは平米でしょうか、そういうものに向けた心配はないのかという2つの点です。

○米良営農支援課長 特別栽培といいますのは、ガイドラインが少し変わりました、一昨年からは、化学農薬を50%減らす、あるいは化学肥料を50%減らす、両方やらなくてはいけなくなったというのが1点ありまして、基準が厳し

くなったということ。それと、それに取り組んでもなかなか価格的にメリットが出ないものから、やったとしても申請はされていないということで面積が減っております。ですから、将来的に4,000というのもなかなか厳しいのかなというふうに見ております。以上です。

○榎藤委員 297ページ、一番下の元気みやぎ園芸産地確立です。2億6,000万の県単の事業だと思うんですが、農協等の指導監督——監督という言葉がいいのかどうか知りませんが、それから助成した金額の監査、そのあたりはちゃんとやられていると思うんですが、県の関与の仕方をいま一度御説明をいただきたいと思えます。

○小八重農産園芸課長 この事業は幾つかの事業に分かれているということが1つです。中でも一番金額の大きいのは、機能強化施設整備事業ということで、機能強化ハウス、A P改良Ⅱ型というものと、さらには重油高騰に対して、18年度ではコスト削減ということで、循環扇とか、多層被覆とか、多段サーモとか、そういうエネルギーを減らすことができる施設を入れています。それを導入するについては、県の要綱要領にきっちり合うということで十分審査をして、その要件に合う集団に対して補助金を出しているところです。

それと、下のほうにいろいろなソフト事業もありますので、それについては、県の振興局なり普及センターのほうでそのソフト事業の振興についても確認をしています。また実績等についても確認をしております。

○榎藤委員 次に、302ページをお願いします。一番下の降灰防止被覆施設ですけど、素人わかりするために、実際にはどういう施設をやるのかということ、もう今年度で終わるということ

で、4カ年か5カ年の計画で描いたものの概要とあわせて御説明いただきたいと思います。

○小八重農産園芸課長 事業としましては、桜島の降灰の被害防止ですけど、まず被覆施設というのは、平たく言えばハウスです。洗浄施設は、茶とたばこについた灰を落とす機械です。この事業は3カ年ずつやっけていまして、今第8次ということで、今年度までが第8次。要するに17、18、19が第8次ということです。現在、第9次に向けて国と計画の協議をしておるところです。基本的には、この事業は、国の三位一体改革に基づいて18年度から県の事業になっていまして、県の事業の中に、一部それでは足りないということで農地保全事業を活用させてもらって、全体として活動火山の事業ということで取り組んでいます。今後もそういう形で20年から3年間続けていくことで考えています。対象地域は南那珂と北諸県だけが対象です。

○榎藤委員 次、305ページと307ページに関するものですが、国産粗飼料安定確保対策ということで、5集団、7集団。それから、評価のところでは、耕作放棄地を水田放牧で云々ということがありますが、減反対策等との関連を含めて一度御説明いただければと思うんです。

○荒武畜産課長 今えさが非常に高いものから、コスト削減の意味合いでなるべく国産粗飼料をつくるというようなことで取り組んでおります。その一環で、耕作放棄地がございますが、その整備につきましては、ハード整備とかいろいろあるかと思いますが、牛を使ってより有効活用ができるんじゃないかというようなことで、今、放牧に取り組んでおまして、18年度につきましては7集団で、高千穂町以下6市町村で取り組んで、約12ヘクタール

ぐらいの耕作放棄地を復元させたというようなことが実績でございます。

○榎藤委員 これは冊とかそういうのは実際にはどうするんですか。

○荒武畜産課長 今、山の中でも、ソーラーシステムですね、太陽光発電程度の電力で、電牧冊というんですか、牛が出ないようなシステムをつくるシステムができておまして、それを活用することによって、耕作放棄地でも、牛を簡易な冊の中で飼うことによって使用できるというような技術が確立しつつあるところでございます。

○榎藤委員 310ページですが、地籍調査が非常におくれていると。九州でも宮崎県は非常におくれていると。数年前、何か促進策をせんといかんじゃないかという議論が一時わっとなったときがあると思うんですが、その後余りペースは変わらんのかなと。例えば18年と17年の差の1.3%ですか、それぐらいしか進まなかったという解釈になるのかなと思います。実際の取り組みの姿勢も、息の長いあれは、地権者の協力やらもいろいろあると思うんですが、実態をもう少し御説明いただければと思います。

○佐藤農村計画課長 現在、30市町村のうち完了している市町村が9つございます。休止市町村が2ということでございます。休止の原因というのが、綾町の場合、71%ほど進んでいるんですけども、町有林がほとんどでございまして、影響が少ないということで今休止をなされております。それから、高鍋町は86%ぐらい進んでいるんですけども、市街地で筆界が未定、小面積で筆界がなかなか確定できないというのがございましておくと。市町村の財政面が非常に悪いというようなことで、一応休止というふうになっております。

そういうことで、予算といたしましては、県では対前年100%ということだったんですけれども、19年度に向けましては、107.8%というふうな予算増をしております、農業・農村整備事業全体からしますと90%程度なんですけれども、地籍につきましては、そういったことで107%程度というふうな予算を計上しているところであります。

それと、促進のために、外注化の促進とか、あるいは国の調査の活用とか、ここにも書いてございますように、公共事業との連携ということで、河川なり道路なり事業をやるときに、この地籍をやっておけば促進が早いということで、ほかの関係機関と連携を図りながらやっていっているというようなことでございます。市町村に対しても、大きな2つの要因というのが体制の整備と予算ということでございますので、そういった体制整備に向けての指導とか、予算の確保についての啓発といいますか、指導もしていきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 これはむしろ市町村御自身が考えて、県は共同というか、むしろ必要性は市町村のほうにあるかもしれませんので、これは県が幾ら張り切っても難しい問題ですから、実情をお聞きしたということで。

それから、313ページの集落排水については、地元2分の1ほかというのは、県はあるのかないのかということなんです。

○原川農村整備課長 これはちょっと複雑でございます、基本的には、国が2分の1で残りは市町村に負担していただいています。ただ、後で交付金として一定の割合を県のほうから市町村に助成しているという形になっております。補助としては県はやっていないということになります。

○榎藤委員 最後になります、340ページ、赤潮のプランクトン調査というのを10回やっているんですが、発生するときは新聞も、問題だという感じなんです、近ごろは実害として、赤潮の発生頻度とかそういうのはどんなふうになっているんでしょうか。

○関屋漁港漁場課長 平成18年度におきまして、7月から8月にかけて県北のほうで、カレニアミキモトイというプランクトンがいるんですけれども、そういうものが発生いたしまして、カンパチとかマサバ、アワビ等について、被害総額については約900万程度ですけれども、そういう被害は生じております。ただ、ことしにつきましては、そういうプランクトンが観察はされておりますけれども、漁業被害までは至っておりません。宮崎の場合は、他県と比べると赤潮の発生頻度というのは少ないと思いますけれども、これにつきましては、水産試験場のほうでもいろんな情報を得ながら、また調査をしながら注意をしているところでございます。

○榎藤委員 18年度は1回。

○関屋漁港漁場課長 そうですね。

○榎藤委員 最後の最後ですけれども、ことしの常任委員会で、例のカツオ、マグロを追っかける重油対策の補助というやつで、あれは18年度じゃないんですかね。

○桑原水産政策課長 あれは17年度補正でございます。

○押川主査 ほかにございませんか。

○外山委員 1点だけ。333ページ、水産政策課、おさかな消費拡大の件で、学校給食へ4回魚を提供したということがありますが、提供されて、学校現場の取り組みというか、魚を使うようになりましたか。

○桑原水産政策課長 極めて試験的な取り組みでございますので、学校給食で特に大幅に普及したとは思っておりませんが、例えば家庭科の料理の実習のようなところで魚を提供いたしまして、地元の漁協等の婦人部の方々がいろんな料理を教えることで、将来的に地元でありますとか家庭での普及が進んでいくものではないかというふうに考えております。

○外山委員 宮崎県は海洋県だけど、魚の普及がなかなか進まずに消費も伸びないと、減っておるといことで、水産関係者、市場関係者の方も非常に苦慮して、よく聞くんですが、学校現場の給食に学校給食会から魚が行きます。地元の魚屋さんからも行くんでしょうが、大半は学校給食会から行く。ところが、その魚はほとんど輸入品、県内のものはほとんどないと、そういうような現状なんですね。ですから、こういう政策を打ち出して宮崎県の学校給食会に魚を入れようとするなら、学校給食でどういう魚、そして切り方はどういうものか、そういうところまで調査して、給食会に聞くなり、学校の給食担当の方あたりに聞いて、そしてこういう事業をやっけていかないと、学校現場の取り組み方というのがあるんですね、給食のおばちゃんたちが切りやすいようなものじゃないといけないとか、子供たちが食べる魚とかいろいろあると思うんですよ。だから、宮崎県の沿岸でとれる魚をそういうニーズに合わせて納品するような、そこまで考えた取り組みをしないと、こういう事業は生きてこないと思います。幸いこれはテストケースということですから、これからこういうことを取り組んでいかれると思いますから、そういうことを念頭に置いてぜひ取り組んでいただきたいと思います。何か答弁があれば。

○桑原水産政策課長 今、委員おっしゃられま

したような問題があるわけでございます。教育関係の方に聞きますと、やはり2つ大きな問題点を指摘されます。1つは、このたび門川のハモを学校給食へ提供したわけでございますけれども、業者の方々が努力されてもコストが高くてついてしまうという点、学校給食では高いという点と、もう一つは、骨の問題がどうしてもあるんだそうで、骨が引っかかってしまいますと昨今いろいろ問題になってしまうというふうなこともございます。この2点が大きな問題というふうに聞いております。この事業につきましては、学校でそういうことを出すことで、学校給食のみならず、地元の家庭でありますとかそういうところで消費の拡大を図っていければというふうな観点もございまして、そのような点も含めて対応を考えていきたいというふうに考えております。

○外山委員 よろしく申し上げます。

○押川主査 まだ質問があるようでありますから、委員会を続投したいと思います。

○満行委員 300ページの農産園芸課、4番です。JA経済連の一元分荷販売・一元配車体制というのは、大きな課題であって、いろいろ問題があったんだろうと思うんですけど、今回見ると、その体制が整備されたということで、販路拡大が図られたということですが、この実績についてもうちちょっと教えてほしいんですけど。

○小八重農産園芸課長 今まで農協がそれぞれの消費地に輸送手段を決めてやっておったわけですけど、農協の方も経済連に出向いただいてそういう体制をつくらうということで進めてきました。現在そのシステムと運用も順調に進んでいまして、現実的にはことしの2月から本格的に進んでいるわけですけど、今のところ順調

に動いています。一部の農協でまだそういう参加がないところもありますけど、動くところできっちりやって少しでもコストを減らしたいということでもあります。今のところ順調に動いています。ただ、先ほど言いましたように、2月からですから、ある意味ではだんだん量が減ってきているところに始まったということですから、本格的には今からがそのシステムがきっちり動くかどうかという正念場だと思っています。

○満行委員 もう一つ、畜産課になると思うんですけど、306ページになるんでしょうか、鳥インフルエンザ対策です。この前、防疫マニュアル等ももらいましたけれども、18年度段階での防疫に対する到達点ですね、どのぐらいなのか。19年度に比べて18年度は半分、7割、8割とかそういう部分なのか。どのぐらい防疫体制が整ったのかというのを聞きたいんですけど。

○荒武畜産課長 防疫体制が18年度に比べて19年度はどこがどのように強化されたかというような質問なんですか、再度質問を。申しわけございません。

○満行委員 18年度は18年度であるのかもしれませんが、鳥インフルエンザ対策というのが18年度どこまで進んだのか、それを聞きたいわけですね。成果を。

○荒武畜産課長 予算で説明いたしますと、周辺農場対策、移動制限区域で影響を受けた農家の方が65戸いらっしゃったんですが、それに対して約4億1,000万円程度の予算を計上したところでございます。ただ、このうち、実際に年度内に執行をされたのは1億1,900万円程度でございまして、残りの2億9,500万円が19年度に繰り越したということでございますので、何割程度になりますか、そういうことござい

ます。

○満行委員 あと防疫体制ですね、備品とか体制の整備というのは、18年度である程度進んだのか、それとも、大部分は19年度に対策・対応がずれ込んだというか、になったのかというのはいかがなんでしょう。

○押川家畜防疫対策監 18年度までに、備品につきましては大体3日、4万羽のレイヤー農家につきまして発生した場合の想定をしておりました。また、農家あたりにもかなり防疫の徹底というようなところをやっておりましたけれども、なかなか農家段階にまで入っていけなかった面はあるかもしれません。ただ、今年度につきましては、農家の巡回もすべて行いましたし、石灰消毒もすべてやっておりますので、昨年度の状況から比べますと、はるかに防疫措置がうまく進んだというふうに考えております。

○中野委員 畜産課長に、みやざき地頭鶏のブランド対策についてお尋ねします。305ページ。素びな供給センター整備ということで美郷町につくられたということですが、ここだけで30万4,000羽の体制になったということですか。

○荒武畜産課長 素びな供給センターにつきましては、既に小林のひなセンターと日南のひなセンターがございまして、小林のひなセンターが20万羽でございまして、日南のひなセンターが10万羽ということでございます。この30万羽というのは、この2つのセンターから出荷されたものでございます。それに加えて、19年3月ですけれども、新たに日向のひなセンター、20万羽のひなセンターをつくりまして、目標としましては、21年度には素ひなを50万羽出荷できるような体制はでき上がったのかなと

考えているところでございます。

○中野委員 21年度に50万羽体制ですか。

○荒武畜産課長 日向のひなセンターは、昨年度、ことしの3月にでき上がったばかりでございます。今、そのひなセンターから出てくるひなを受け入れて養っていただく農家の方を募集しているところでございまして、その体制が整うのがほぼあと1年程度かかるのかなと思っておりまして、1年後ぐらいには50万羽体制が整うんじゃないかと考えております。

○中野委員 知事の誕生で地鶏がクローズアップされて、しかもブランドのみやざき地頭鶏が50万羽体制になったというふうにいつか部長が説明されたので、既に18年度事業で美郷町にはこういうセンターをつくられたということは、知事よりも先見の明があったのかなというふうに私は理解しておったんですが、まだ50万羽体制にはなっていないということですね。体制はできたけれども、出荷体制にはなっていないということですね。

○荒武畜産課長 そのとおりでございます。

○押川主査 ほかにないですか。

○山下副主査 281ページの就農支援資金、18年度の実績が8件の4,700万なんですけど、これの経営体と年齢層、そして昨年は1億6,300万貸し付けが出ているんですが、この差は何だったのか、お聞かせいただくとありがたいです。

○岡崎地域農業推進課長 18年度は、就農支援資金でそれぞれ、洋ラン、肥育牛、繁殖素牛、繁殖牛、それと運転資金が1件というようなことになっております。19年度に回したのが繁殖牛の2件ということでございます。それから、年齢は、27歳、これは洋ランです。31歳、肥育牛です。32歳、この方が露地ギクの生産資材費、22歳、繁殖牛です。23歳の方は繁殖牛の運

転資金、22歳の方が繁殖素牛、それと19年度に貸し付けをしましたと申し上げたのが、いずれも23歳のお2人でございます。

それから17年度でございまして、14件でございます。それぞれ、APハウス・キュウリ、これが3名です。中古ハウスも含めまして3名。花卉のハウスが1名、肥育素牛が1名、茶の管理機等が1名、イチゴの資材代、ハウスの自動開閉装置とかピーマンとかそういうものが1名、肥育の牛が1名、繁殖が1名、繁殖の飼料代が1名、繁殖素牛購入が1名、APハウスがキュウリで1名、繁殖素牛が1名、トマトのフィルムハウスが1名、トマトの出荷用の軽トラが1名、繁殖素牛の運転資金が1名、ハウスの加温器等が1名でございます。年齢は、このときは20歳から57歳までというふうにかなりばらつきがございます。

○押川主査 それでは、以上をもちまして農政水産部の審査を終了させていただきます。執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時25分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開したいと思います。

現地調査についてのお諮りをいたしますので、よろしくお願いをいたします。12月3日、現地調査を実施し、調査箇所として南那珂農林振興局を予定しておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 次回の分科会は、12月3日午前10時30分に南那珂農林振興局で開会をいたしま

す。なお、8時55分に集合、9時発で借り上げバスで南那珂農林振興局のほうに行きますので、御協力方よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後4時26分散会

平成19年12月3日（月曜日）

午前10時32分開会

出席委員（8人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政企画課課長補佐 （総括）	永山 英也
南那珂農林振興局長	村田 壽夫
南那珂農林振興局次長 （総括）	山之内 稔
南那珂農林振興局次長 （技術担当）	川崎 博文
南那珂農林振興局 総務課 課長	山口 正志
南那珂農林振興局 農政水産課 課長	武内 和俊
南那珂農林振興局 農畜産課 課長	黒木 利八
南那珂農林振興局 農村建設課 課長	下村 安利
南那珂農林振興局 総務課総務担当主幹	池田 昭五
南那珂農林振興局 林務課林政担当主幹	富田 泰隆
南那珂農林振興局 総務課総務担当副主幹	屋敷 昌和

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川主査 ただいまから、環境農林水産分科会を再開いたします。

まず、説明をしていただく前に執行部の皆さんにお願いであります。本日の審査の答弁や書類の提示に当たり、不適正に関与した業者名、個人名等のやりとりが予想される場合は、本分科会を秘密会にする必要がありますので、事前に私のほうにお知らせをしていただきますようお願いをいたします。なお、秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、委員は懲罰、県職員は地方公務員法による処分の対象となりますので、御留意ください。また、一般に公開される議事録についてであります。秘密会の部分を削除した形での閲覧となります。

それでは、不適正な事務処理について、執行部の説明を求めます。

○村田振興局長 南那珂農林振興局長の村田でございます。本日は、不適正な事務処理に関する環境農林水産分科会の現地調査ということで、押川主査を初め、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御足労いただきまして、私ども大変申しわけなく思っております。当南那珂農林振興局におきましては、不適正な事務処理に関しまして、書類等の調査、関係職員、業者等の聞き取り調査等を実施しました結果、預けや書きかえという方法で不適正な事務処理が行われていたことが判明いたしました。そのことは、財務規則によらない不適正な事務処理であることは明らかでありますので、決して許されるものではないと深く反省をいたしておるところでございます。私どもといたしましては、

二度とこのような不適正な事務処理を行うことのないよう、職員一人一人が公金に対する意識を高め、法令遵守の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、概要につきまして座って御説明をさせていただきます。

お手元の「平成18年度普通会計決算特別委員会環境農林水産分科会現地調査資料」をお開きください。

1 ページ目の不適正な事務処理についてであります。

まず、1 の調査結果であります。これは調査を全庁調査の方式に基づきまして平成14年度から行っておりまして、その結果を掲載いたしております。(1) の預けに係るものとしましては、①の金額の表をごらんいただきたいと思っております。平成14年度は、当初残高が306万円余、入金額が2,453万円余、使用額が766万円余でありまして、その結果、残高が1,993万円余となっております。この1,993万円余が15年度の当初残高となりまして、入金額、使用額がありまして、15年度の残高は1,339万円余、同じく16年度の残高が161万円余でございます。そして17年度は預けの入金、残高もございません。18年度は預けはございませんでした。合計の欄をごらんいただきたいと思っておりますが、入金額が3,755万円余、使用額は4,061万円余となっております。

②の主な使途として、パソコン等を掲載しておりますが、ほかにも、文房具や台所用品等も購入いたしております。

③の預けの配分先として、南那珂農業改良普及センター分29万円を計上いたしております。

次に、(2) の書きかえに係るものですが、

①の金額の表のとおり、平成17年度から18年度にかけて行っております。主な使途は、テーブルやロッカー等でございます。

なお、(3) の不適正な現金につきましては、当振興局では該当ございませんでした。

次に、資料の2 ページをごらんください。2 の不適切な使途についてであります。平成18年度は総額が1万6,000円余で、湯飲み、台所用品等を購入しております。いずれも書きかえによるものでありまして、職場の親睦会等で負担すべき内容だったものでございます。平成17年度1年分は総額が95万5,000円余で、野球ユニフォーム、ポータブルインバーター、台所用品等を購入しております。預けあるいは書きかえによるものでありまして、野球ユニフォームが不適切の程度が著しいもの、ポータブルインバーターが正規の予算執行が可能な範囲から逸脱または予算措置が困難と考えられるもの、台所用品等が職場の親睦会等で負担すべき内容であったものでございます。

次に、3 の預け及び書きかえを行った背景・理由でございますが、必要なときに事務用品等を容易に納品できるようにしたことや、備品購入費等の予算が不足する場合に、需用費で必要なものを購入したことが主な要因と考えられます。いずれにいたしましても、手続を簡略化するための安易な方法であり、不適正な事務処理でございまして、深く反省いたしております。

これらの調査結果を踏まえまして、4 の再発防止策としましては、まず、コンプライアンスに関する研修等を継続的に行い、法令遵守の徹底を図ることといたしております。コンプライアンスの研修等につきましては、局内で既に実施しておりますが、来年1月にも外部から講師を呼びまして研修を実施する予定にいたしてお

ります。また、チェック体制の強化を図ることとしておりますが、納品検査を徹底しまして、また、歳出予算の決裁は原則として局長が行い、安易な代決は行わないようにするなど、再発防止に努めているところでございます。

5の預け及び書きかえにより購入した備品は、プリンターデスクやハンドマイクなど110品目、767万円余となっております。詳細につきましては、3ページ、4ページの備品購入一覧表をごらんいただきたいと存じます。

最後に、繰り返しになりますが、今回の不適正な事務処理問題に対しましては、県議会の皆様を初め、県民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしまして、改めて深くおわび申し上げる次第であります。今後は、再発防止に向けて全力を傾注するつもりでございますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上で、不適正な事務処理に係る当振興局の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○押川主査 それでは、ここで、備品等の確認をさせていただきますために、本会を暫時休憩させていただきます。

○外山委員 きょうここに出席をしておられる方の職名と名前をお聞かせいただきたいと思うんです。

○村田振興局長 私のほうから紹介させていただきます。

私の隣が、総括次長の山之内でございます。

技術次長の川崎でございます。

総務課長の山口でございます。

農政水産課長の武内でございます。

本庁のほうから、農政企画課の永山総括補佐に来ていただいております。

後列でございますが、農畜産課長の黒木でござ

います。

農村建設課長の下村でございます。

総務担当リーダーの池田主幹でございます。

林務課の林政担当主幹の富田でございます。

総務担当の副主幹の屋敷でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○榎藤委員 先ほど冒頭の村田局長のあいさつの中で、業者の資料等により判明したというような下りがあったと思うんです。私は、この審査をずっと見ていると、そもそもは、執行部のいろんな通常ルートの資料に基づいた形で、それに業者の仕事上の協力をもらっていたと思うんです。もう一回その部分をお願いします。

○村田振興局長 実はそもそも不適正な処理ということで、正式な処理につきましてはちゃんと書類がございまして、その書類と全く合わないということで、預けにつきましては、全くこちらのほうに証拠書類等が残っておりませんでしたので、業者のほうに確認しましたところ、預けがあると。当時の担当者に聞きますと、当時やっていたということがありまして、書類があるのかと聞きましたら、そういう書類は残していないということでございますので、業者さんに残っている資料でしかわからなかったというのが実態でございます。

○榎藤委員 私たちが本庁審査でいろいろやってきた中では、そうじゃないと。出してもらった資料が、残っていた分だけ出してもらったのかどうかわからんけれども、稟議制度の印鑑がついていないのもあったけれども、一応は稟議制度にのっとって申請をし、要望している。私が一番言いたかったのは、本問題が、一番は、やっぱり執行部から提言をされて業者はやったと思うんですよ。そういうものが、先ほどの説明文のあいさつの中では、業者の資料によって

それが確定したと。今、説明はいただきましたけれども、そういうことを私は言っているんじゃないくて、業者は逆に被害者のなところもあつたんじゃないかということで、業者の資料云々で確定してもらおうということではないんじゃないかと。要するに発信元は、あくまでもこっちが欲しいというものを次から次に言ってきた、そういうことであって、下りを聞いていると、何か事後的に業者が半分ぐらい責任があるようなことですが、そうではないと、全面的に執行部に責任があるんだというような表現が、ちょっと誤解されるような気がしたのでということで質問したところであります。非常に厳しいようですけど、そういう印象を持ちましたので。

○押川主査 それでは、ほかになければ……。

○井本委員 業者の控えの資料があるなら提出してもらえんですか。

○山之内総括次長 業者の帳簿は1部のみございます。そこでの閲覧というのは御要望があれば御提出いたします。

○外山委員 執行部からの説明はこれで終わりですか。

○押川主査 いや、現物確認した後に再度またここで協議します。その時点で業者名等が出れば、その時点で協議をさせていただくということで。よろしいですか。

では、まず、現物確認を先にさせていただいて、確認の終了後、この席で再開ということになりますので、現物確認のため、暫時休憩をさせていただきます。

午前10時45分休憩

午前11時14分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開いたしま

す。

まず、18年度予算における事業費の管理・執行状況について、執行部の説明を求めます。

○山之内総括次長 お手元の資料によりまして、平成18年度の予算、事業費の管理・執行状況について御説明申し上げたいと思います。資料は全部で12ページの資料でございます。

大ざっぱな流れを御説明申し上げますと、本庁の農政水産部あるいは環境森林部等から、出先機関である南那珂農林振興局に予算の令達がございます。予算の令達を受けますと、②でございますが、私どもは予算令達額を予算整理簿に記載します。③でございますけれども、その予算を使う場合には予算執行伺を作成いたします。④でございますが、支出負担行為兼支出命令書を作成して支払いを行うということになります。こちらのほうが決裁になりますと、⑤でございますが、支出いたします。支出は、県の指定金融機関、宮銀のほうから相手先の口座に直接入金されます。私どもの手元に現金が触れるということとはございません。そういうような一連の手続を、⑥でございますが、予算整理簿に記載いたします。

これを具体的な調書に基づいて説明いたしますと、まず、2ページでございますが、これは歳出予算令達通知書でございます。これは農村整備課長から南那珂農林振興局長に予算を幾ら幾ら令達しますというようなことが書かれています。すなわち、18年の4月1日に、一般会計ということで、農地防災事業費で、委託料とか使用料及び賃借料等で1億1,740万円、それから農業振興費で、旅費とか需用費とか役務費等で470万、それから耕地災害復旧費で、需用費500万が令達されたということがこれでおわかりになるかと思えます。

続いて3ページでございますけれども、これは具体的な例ということで、農業振興費の需用費について歳出予算整理簿、いわばこれは出納簿に当たるようなものになると思うんですけれども、この歳出予算整理簿で整理するわけでございますけれども、この場合は、表の外の真ん中あたりに農業振興費の需用費と書いてございます。これでもって農業振興費の需用費を整理するわけでございますが、この表の一番上に18年4月1日とございます。次の欄に区分・令達と、すなわち18年4月1日に令達がありましたよということが書かれております。そして、摘要欄に農村整備課と、すなわち農村整備課から令達が行われたと。そして、予算配当・分任・令達額のところに300万円と書いてございますから、すなわち農村整備課から300万円令達されたということがこの表によってわかるわけでございます。

この300万円をいろんな形で執行するわけでございますけれども、4ページをお開きください。4ページは、予算を執行するに当たって予算執行伺というものを作成いたします。これは18年4月1日で予算執行伺をつくっているわけでございますが、次の5ページをごらんいただきたいと思っております。金額のところがございますが、1万8,900円、これを予算執行したいということが書いてございます。中身は、平成18年度の4月から9月分の新聞購読料ということで、事業内容のところを書いてございます。

この新聞購読料の中身は一体何かと申しますと、次の6ページでございますが、この支払い先が書いてございまして、全国農業新聞の宮崎支局とはまゆう農業協同組合、ここにそれぞれ3,600円と1万5,300円を予算執行、支払う予定だということがこれでわかるかと思っております。

7ページでございますが、7ページはその中身でございます。全国農業新聞が6カ月分、日本農業新聞が6カ月分という内訳をその7ページに書いているわけでございます。

先ほどの予算執行伺というのは、4月から9月までの半年分だったんですけれども、どうやってこれを支払うかということでございます。この場合は、8ページになりますが、支出負担行為兼支出命令書という書類を作成いたします。真ん中あたりを見ていただければおわかりかと思っておりますが、科目が農林水産業費で、款が農業費、目が農業振興費、節が需用費でもって9,450円請求があったわけで、これを支払いますという伺いでございます。

その9,450円の中身でございますが、9ページのほうに、全国農業新聞のほうは1,800円、全国農業新聞は1月600円の3カ月分でございますから1,800円、それから2番目のところにはまゆう農業協同組合、これは日本農業新聞でございますして、これは日刊でございますから、1月2,550円、これの3カ月分ということで7,650円でございます。9ページに口座振替先というのが書いてございます。こちらのほうに金融機関とか口座番号が書いてあったんですけれども、今回は、個人情報の保護という観点から、ここは省略させていただきました。消去させていただいたということでございます。

それから、この支出命令の証拠書類として相手からの請求書を10ページ、11ページにつけてございます。こちらのほうも口座番号が書いてあったんですけれども、先ほどと同じような理由で割愛させていただいております。

それから、12ページでございますが、目ごとの歳出予算検索表というものでございます。先ほど農業振興費の300万円のお話を申し上げま

したけれども、真ん中あたり、11番の需用費というのがございます。この300万円は、18年11月10日現在では、執行可能予算額は300万円だけれども、支出負担行為済額が37万1,981円あるので、支出負担行為未済額、今後使えるお金ということになるわけですが、これが262万8,019円、そして、既に支出したお金が29万1,981円ということがこれでわかることになっています。なお、この12ページの資料でございしますが、予算区分とか目のところで黒くなっているんですが、これはわざと黒くしているわけではなくて、ピンクのマーカーを塗ったら、コピーしたら黒く出てしまったと。ここに書いてございますのは、手書きでございしますが、明許繰越、目のところは農業振興費ということが書いてございます。

最初の1ページに戻っていただきたいんですが、財務会計の電算システムで処理しておりまして、オンラインという形で処理をしているところでございます。

それから、後先になって大変恐縮でございしますが、3ページを見ていただければありがたいんですが、3ページが歳出予算整理簿、先ほどこれは出納簿みたいなものと申し上げましたけれども、例えば全国農業新聞とか日本農業新聞がいつ払われたかということがどこに出てくると申しますと、ちょうど真ん中あたり、18年8月8日、1、8、0、8、0、8という日付のところがございしますが、そこに支払という区分がございまして、すなわち18年の8月8日に支払ったということで、18年4月から6月分の新聞購読料をそれぞれ1,800円、7,650円、相手先も書いてございしますが、全国農業新聞の宮崎支局あるいははまゆう農業協同組合に払いましたよというのが、これを見ればわかることに

なっております、こういった歳出予算整理簿というもので執行を管理しているところでございます。

私からの説明は以上でございします。

○押川主査 それでは、説明が終わりました。質疑はございませんか。

○満行委員 現地調査資料の1ページ目、主な使途と書いてあるんですけど、パソコン4台125万、後ろについている備品一覧を見ると8台なんですけど。

○山之内総括次長 パソコン4台と書いてございますのは、実を言うと、ことしの7月に記者発表された資料から引っ張ってきたものでございまして、そのときの使い道、使途の例示の仕方というのが、一つの取引で高額なものを抽出して記載したというようなことを聞いておりまして、それに基づきまして、その資料から引っ張ってきたためにパソコン4台124万8,000円ということになっておりますが、実際は全体ではノートパソコンは数回にわたって買っておりますので、8台買っているということになっております。

○満行委員 5年間で都合8台買っていられるんですけど、パソコンに至っては、県の計画、情報政策課の計画があつて1人1台というのを達成したというふうに我々は理解しているんですけども、この5年間で8台購入したということは、それでは足りないということで理解してよろしいのでしょうか。

○山之内総括次長 パソコンの1人1台体制につきましては、平成14年の8月にそういう体制が確立されたわけでございますけれども、それは正規の職員、正職員に対して1人1台を配備したということでございまして、臨時職員とかあるいは非常勤職員の方については、1人1台

ずつ渡らなかつたという実情がございまして、ここで8台購入しておりますのは、非常勤職員の方とか臨時職員の方もパソコンを活用した業務をやっていらっしゃるわけで、そういうところを中心に配備したところでございます。今、徐々にそういう方々にも、情報政策課からの一括導入のパソコンが行き渡りつつあります。以上でございます。

○満行委員 理由はわかりました。

次に、2ページの預け、書きかえを行った背景・理由ですね。私が考えている理由の一つに、使い切りという理由があつて執行したのかなというふうに考えているんですが、この中にその理由が見当たらないんですけれども、使い切りというのは理由にならないんでしょうか。

○山之内総括次長 もちろん前提として、使い切りたいという意識が当時の振興局にあつたことは事実でございまして、預けのところ(1)(2)に書いてございますのは、私どもの局の特徴を書かせていただいたところでございます。

○満行委員 そういう理由もあるのかなと私は思っております。次、最後にしますけれども、備品の購入一覧表を見ていると、幾つか同じ型式の備品が並んでいます、日にちが離れても全部取得額が一緒というのが結構あるわけです。一番わかりやすいのは、一番後ろのフラッシュメモリー2ギガバイト、これが15個、合計すると37万5,000円になるみたいですが、17年7月から18年2月まで半年ぐらいあるのに値段が一緒というのは、これは不可解だかなと思うんです。報告書にも書いてあつたと思ひますけれども、随意契約である、競争原理が働かなかつたというふうに、このことを見ても理解していいのかなどうか、もう一回お願いします。

○山之内総括次長 確かに半年間で値段が変動していないわけでございますけれども、これについては、1年ぐらいのスパンではある程度の変動というのはあると思うんですけれども、半年では値段はそう変わらないのかなと、私は感じるところでございます。

○外山委員 今、18年度の決算審査をしておりますが、きょうの出席者の中で18年度にここにおられた方はいらっしゃいますか。そういう前提でお聞きをしますが、今の説明資料の8ページ、支出負担行為兼支出命令書というのがありますね。ここで起案者からずっと、決裁がされておりますが、この書きかえ、預け等に関して、発案は担当者なんですか。今、新聞の例で例示されましたね。これは表に出てもどうということはないということで例示されたんですが、その他いっぱいありますね。普通の場合、だれが起案して、どこまで知っておられたかということをお尋ねしたいんです。

○山之内総括次長 18年度に関して申し上げれば、書きかえということがあつたわけですが、これはケース・バイ・ケースで、担当係長まで知っていた例もあれば、担当係長も存じ上げていなかったという例もございまして、いろんなケースがあるようでございます。

○外山委員 本課の審査のときに、農政企画課長に同じ質問をしたんですが、その原因について、現場に入って事情聴取をした。このケースはどこまで知っておつたか、起案者はだれか、それは全部わかつておりますということでした。今、18年度から同じ方が4名おられますが、それぞれお聞きしたいんですが、当時、書きかえ、預けを承知しておられたかどうか、ざっくばらんにお聞かせください。

○川崎技術次長 私は昨年からいたわけですが

れども、私個人としては、うちの局でこういうのがあると、書きかえがあるというのは、承知はしていなかったところでございます。

○武内農政水産課長 私も18年度から局におりますが、同じように承知しておりませんでした。

○池田総務担当主幹 私は、ここにありますが担当係長ということで担当しておりました。

○屋敷総務担当副主幹 私は17年度からいるんですけれども、会計事務に直接携わっていませんでした。

○富田林政担当主幹 私も17年度からおりましたけれども、存じませんでした。

○外山委員 決裁は、技術次長のところには通ってなかったということはあるんですか。

○川崎技術次長 去年は、私のところまでには回ってこないという状況でございました。

○外山委員 先ほどの例ですね、新聞代、次長のところの判がないというのは、決裁の前例としては、次長を通らずに行くという仕組みになっているんですか。

○山之内総括次長 こちらのほうですね、18年度につきましては、総務課長が代理で決裁をしたということございまして、当然所属長あるいは次長が、次長は総括のほうになるわけでございますが、決裁をすべきものであると考えております。それが普通だということでございます。現在はすべて局長が決裁をしております。

○外山委員 ここに総括次長の決裁印がないというのはどういうことなんですか。

○山之内総括次長 事務決裁規程によりますと、局長の代決者、第一代決者は総括次長、第二代決者は……、代決者が次長で、第一代決者が総務課長ということになっておまして、総務課長が代決するということもございます。

○外山委員 先に行きますと、再発防止、今の

体制で決裁の流れですよ、どういうことに決めておられるんですか。

○山之内総括次長 これは後ほど御説明申し上げますけれども、予算に係るものにつきましては、すべて局長が決裁をするということにしておりますし、現にやっております。局長が出張等で不在の場合は、私が決裁をいたします。

○外山委員 先ほどの満行委員の質問と多少関係があるんですが、物品購入のとき、事務規程で競争入札をしなくちゃいけないという金額は決まりがあるんですか。あれば、幾らですか。

○山之内総括次長 私の記憶によれば100万円以上だと記憶しております。

○外山委員 それは間違いありませんね。

○池田総務担当主幹 今、次長が申し上げましたのは、一般競争入札が100万円以上というふうに理解しております。通常の物品につきましては、10万円以上につきましては、2者以上から見積もりを徴して決定をするということを進めております。

○外山委員 10万以上ということになると、10万超えた備品がたくさんありますね。当然その事務規程に違反しておるんですが、それを購入するときに担当者はそのことは何も考えられなかったんですかね。

○山之内総括次長 先ほどの備品のリストに、確かに10万円以上の品物がございまして、これは預けという不適正な事務処理で購入したものでございまして、したがって、簡単に申し上げれば、規則の枠外での取引ということになるわけでございます。

○外山委員 もう一点、普及所に29万ぐらい行ってますね。行った先の普及所は何に充当したんですか。

○山之内総括次長 ちょっと存じ上げていない

んですけれども、ほとんど消耗品ではないかと……。

○永山農政企画課長補佐 南那珂の普及センターにおいては、主に消耗品に使用しております。

○外山委員 組織が違う、一応この範囲ではあるけれども、所属長が別におりますね。こういう場合に、普及所にお金をやるときに、向こうから要求があって、こっちに金を回してくださいという仕組みでそういうふうになったんですか。それとも、こちらは金が余っているからあんとここでちょっと使えということになったんですか、そこ辺の仕組み。

○永山農政企画課長補佐 この場合には、普及センターのほうから回してほしいという話があって、それに応じる形で預けの配分を行ったということになっております。

○井本委員 最初に、現地調査の資料のほうですが、18年度は預けはゼロになっていますね。そのころから執行部はおかしいなということを感じていて、ゼロにしたということか。

○山之内総括次長 委員おっしゃるとおり、当時の担当者等の調査等では、やっぱり預けというのはよくないんだという認識のもとに、その結果、預けをしなくなったがゆえにゼロになったということでございます。

○井本委員 ということは、これは発覚する前だということですね。下の書きかえですが、書きかえは16年度まではずっとゼロですね。恐らくゼロなんでしょうね。17年度から逆に書きかえが出てきているというのは、これはどういうことですか。

○山之内総括次長 書きかえにつきましては、2ページの資料に書いてございますように、備品購入費等の予算が不足する場合に、需用費で

必要なものを購入したというのが主な理由でございますけれども、考えますれば、預けと書きかえに対する認識の違いというのがこのあたりで出てきているのかなと感じる次第でございます。

○井本委員 預けはだめよと、じゃ、書きかえでいこうと、恐らくそういう感じになったんじゃないかと理解していいわけですね。

○山之内総括次長 そういうこともあるのかなと。

○井本委員 備品購入一覧表は、これは預けのほうの一覧表ですね。

○山之内総括次長 これは預けと書きかえが混在しております。18年度分、No.1、2、3、これは書きかえの分でございます。

○井本委員 書きかえは1、2、3だけですか。

○山之内総括次長 95番以下のワゴンとフラッシュメモリーも書きかえでございます。

○井本委員 我々は今、現物を見せていただいたんですけれども、これが書きかえよ、あるいは不適切な裏金による購入よというのを特定する根拠というのが、我々からしたら、これがそうですよと言われれば、ああ、そうですかとなるわけで、これが不適切な裏金によるお金で買ったものですよということがわかるということ特定した根拠、どういうふうにしてそれを特定したんですか。

○山之内総括次長 業者の台帳とか、あるいは当時の担当者の証言とか、そういったものから特定いたしました。

○井本委員 それは皆さんたちがやったんですか。

○山之内総括次長 私どもがやりました。

○井本委員 それを調査委員会に報告したという形になっているわけですね。

○山之内総括次長 備品の登録そのものは10月でございまして、調査委員会のほうは9月5日だったかと思うんですが、その日に発表がございまして、備品に関してはその後での登録ということになります。

○井本委員 業者さんにも控えがあるでしょうから、その業者さんの控えを提出してもらっていいですか。

○山之内総括次長 控えは1部ございまして、それを閲覧の御要望があれば、その御要望にはおこたえしたいと思います。

○押川主査 今がいいですか、それともほかの意見が出た後でいいですか。

○井本委員 出た後でいいですけど、きょうは何時まで予定しているんですか。

○押川主査 終わるまでするようにしないと。

○井本委員 我々は、何で委員会が、例えば私的流用がなかったと結論づけているでしょう。本当なのかと、県民はそう思っているわけですよ。私的流用がないと言うなら、ないと言うその根拠はどこにあるのかと。今言ったように、はっきりした業者の裏の帳簿もないと、後から見ますけれども、裏のあれもないと言よるのに、どうして私的流用がなかったと結論づけたのか、委員の人に聞かなきゃわからんところですけど、あなたたちの感触として、そういうものはなかったというふうな感触を受けていますか。

○山之内総括次長 私どもいろんな調査をやったわけでございますけれども、私的流用については一切ないと思っております。

○井本委員 業者さんの言い分もはっきりわからんわけでしょう、出てくる根拠も。それなのに、そうやって断定すること自体が私はおかしいなという気がしておるんです。そういうあい

まいな資料をもとにして私的流用はなかったというふうに決めたわけですね。

○永山農政企画課長補佐 全庁調査当時においては、まさに全庁的な結論でございますので、他の部も含めてさまざまなケースがあったかというふうには思いますけれども、農政水産部所管のところにつきましては、業者調査等も丁寧に行って、あるいは当時の担当者からの事情聴取もかなり丁寧に行った上で、できるだけ資料に基づいた判断は行いましたけれども、さまざまな状況から判断して、私的な流用はないというふうに考えました。

○井本委員 だから、あなたが言うように、考えましたというところでしょう。あの人は絶対なかったと言うから、私もそうやって言うわけよ。そういうあいまいな資料でしか最終的には出てきていないのに、絶対ありませんでしたと断定、それも最初に新聞発表でぼんと、私的流用はなかったと、こうやって我々聞いたでしょう。本当かいなど、何を根拠に言っているんだと我々は思ったんですよ。だから、課長補佐が言うように、やっぱりそれは思いました、考えましたの段階なんですね。その辺を我々としては、本当になかったのかなとって心配しているんですよ。何を根拠に言うんだと。その辺のことを我々に少しでもわかる形で見せていただきたいなと思っておりますので、資料の請求をお願いいたします。

○中野委員 現地調査資料に基づいて質問いたします。1ページ、14年度に2,450万を超える預けがしてあるんですが、このように多額にできた理由、背景というのはあるんですか。

○山之内総括次長 14年度の入金額につきましては、私たちが考えますに、この年は予算の令達が結構多かったということが、後になって

考えますれば、ございます。

○中野委員 13年度からの繰越金は306万1,000円ですが、13年度以前は余り発生はしていないと理解してもいいんですか。

○山之内総括次長 今回の調査は14年から18年度の調査でございまして、14年度の当初残高、4月1日時点が306万ということでございまして、13年度以前につきましては把握していないところでございます。

○中野委員 13年度の繰越金が306万1,000円だけれども、以前が多かったか少なかったか、あるいはまた余計に使用したかということはわからないということですね。

○山之内総括次長 そのとおりでございます。

○中野委員 次に4ページ、先ほど満行委員から、金額が一緒ということでフラッシュメモリーのこと指摘があったんですが、その上の測量電卓、これも余計に1月から3月末までに買っていらっしゃるんですが、3万6,000円、ただ、一番最後の3月28日に購入したものだけが3万5,800円ということで200円だけ安いんですけれども、これは何か理由があるんですか。

○山之内総括次長 正確なところは不明な部分もあるんですけれども、少々安くされたのかなという気がしないでもないですけれども。

○中野委員 つまり、これは16年度の購入ですけれども、16年度も繰越金があった中で、たとえば200円とはいえ安く購入できたということは、実際は3万6,000円を言いなりに購入したというふうにも理解できないこともないなど、このように思いますが、どうでしょうか。

○山之内総括次長 その点に関しましては、恐らくカタログとかあるいはインターネット等で価格等を調べて発注したと思いますので、少なくともカタログの価格よりは高い金額ではない

んじゃないかと思っております。

○中野委員 測量電卓を3万6,000円とか3万5,800円で購入したというふうに、ここに取得額が書いてあるんですが、業者の協力が無いという調査できなかったという前提ですよ。そうすると、実際にこの価格というのは今度の調査でわかったということではないんですか。本当に購入した時点で、17年3月のこの時点で実際この金額がわかっておったのか、それとも今度の調査で業者の協力で、いや、これは3万6,000円でしたよということで3万6,000円ということで記録したと、そういううがった考え方は当たらないわけですか。

○山之内総括次長 当時は、納品書的なものはその都度その都度いただいていたようですし、一月の月計表的なものも業者のほうから預かっていたようでございまして、それは既に当時の担当者が破棄したと言われているんですけれども、したがって、そのときそのときで価格というものはチェックしていたのではないかと思っております。

○中野委員 備品を購入するときには、先ほど説明があった支出命令書に基づいて購入されるわけですが、こういう裏金で購入したものはそういうものはなくて、向こうの言いなりに購入してきて、それを向こうの残高にまだ幾ら残っていますよ、だから購入できますよということで購入したものがこの備品一覧表ですね。価格をずっと列記して、これは幾らだったと取得額を今回発表されているわけだけれども、本当にその価格だったのかなど。大体評価して、その8割でしたか、で購入したから、競争原理は働いているというような説明が以前にあったんですが、しかし、現実には、たとえば200円でも差が出たということは、これから見れば、業者の言

いなりで購入されたと見られるのではないかと
思いましたが、どうなのでしょう。

○永山農政企画課長補佐 先ほど次長から申し
上げましたように、その時々で担当者はチェッ
クしていたという話でございますけれども、指
摘がございましたように、全体的に相見積もり
等もやっていませんし、競争入札もやっており
ませんから、競争原理の働き方が十分ではな
かったということは間違いなく事実だというふ
うに考えております。

○中野委員 そうすると、各業者の実際の残高
ですね、仮定で済みませんが、まだ30万残っ
ていますよという金額が本当かどうかというこ
とは、実際はチェックはできないということす
ね。

○永山農政企画課長補佐 先ほど申し上げま
したように、その時々で何を納品するのか、残高
が幾らなのかというのは、担当者に対して報
告がなされていたということでございますので、
残高については適正に管理されていたとい
うふうに思いますが、先ほど申し上げたように、
本来であればもう少し価格が低くて、残高がも
う少し高くあるべきではないかという意味で言
えば、その可能性は確かにあると思いますが、
残高が不適正ということではないのではないかと
いうふうに思います。

○中野委員 小さいことを言ってもしょうがあ
りませんが、少なくともこの測量電卓につい
ては、あと200円は安く購入できた品物という
ふうに理解できますね。

次に行きますが、こっちの厚いほうの8ペー
ジですが、支出命令書……。

○井本委員 課長補佐は、残高が不適正じゃな
いと言ったのかな。それはあくまでも向こうが
言うのを信じているわけでしょう。断言してい

ると思いませんけれども、断言できないこと
です。向こうが、これが残高ですよと言っ
てきたもので、向こうがどんなふうにいじ
っているかわからんことですから。だから、
裏帳簿とかあれを見せなさいと言っている
わけです。そして我々も照合したいと思います
から、これも備品台帳といえば備品台帳だ
けど、ぴしっとした備品台帳をそろえて
もらって、向こうの資料と突き合わせて
みたいと思いますので、午後からひとつ
よろしくお願いします。

○中野委員 この8ページですが、支出命令書
の決裁欄を見ますと、課長、出納員、かい
長が一人ですと決裁された形で、出納員
と決裁者が同じ名前ということで、こ
ういう説明書が出ているわけですが、
通常こんなふうには今まではされて
おったわけでしょうか。

○山之内総括次長 18年度の場合は、多くの
場合はこういうふうなパターンでござ
います。

○中野委員 チェックが働いていたの
かなという疑問を持ったところであり
ます。それで、こうなったというの
は、実際の会計の支出ですね、宮銀
の県庁の残高から相手口座に一括して
振り込まれているというシステムにな
っている。つまり、出先出先で実質
の金銭の取り扱いをしないから、書
類上のことだから、こういうふう
に安易になっているんじゃないか
という気もしているわけですが、
そういう嫌いはないですか。

それと、今既にこのあたりはきちん
と局長がかい長で決裁をされる
ということになっているから、
今は改まっているということ
ですね。

○山之内総括次長 チェックの体制でござ
いますけれども、総務課長の代決
よりも、局長、次長が二重三重
のチェックをしたほうがより
適正な事務処理が考えられる
わけですから、現在は局長が
決裁しております。

○松田委員 現地資料の2ページをもとに1点お伺いしたいと思います。きょう、対象になった品物を見せていただきました。決して働きやすいとは言えない手狭な環境の中で皆さん方一生懸命やっていたら、確かに必要なものを購入したなというのがわかりました。特にここではユニフォームが出たことで、県民の皆様は、要らんものをいっぱい買っているんじゃないかなという疑問があったんですけども、それは私の中では払拭をされました。

そこで思ったんですが、私たち環境農林水産委員会の関連する部署の中で、この南那珂農林振興局が一番預け、書きかえの金額が多かったわけですね。その理由・背景とか、また再発防止策をここに挙げていただいております。画一的なお言葉をいただいているんですが、どうしてここでこんなに多額のこういった不適切な処理が起こったのか、また、いろんな委員からの意見の中で、たくさんの御意見いただきましたが、まだほかにあるんじゃないかなと思っております。お聞かせいただけたらというふうに思っております。

○山之内総括次長 私どもの振興局がこれだけ多額の預けをやったというのは、基本的には、通常言われている預けの場合は、年度末に予算が余ったから預けたというようなことが言われていますけれども、私どもの場合、少なくとも14、15、16につきましては、日常的に預けを行ったということが第一の理由ではないかと思っております。それは、必要な事務用品を必要なときに納品できるようにしたいという極めて安易な発想でもって預けをやってしまったということだと思っております。

○松田委員 わかりました。確かにそういうふうに事務で必要だと、どれもこれも申請を出せ

ば真っ当に買えるものばかりじゃなかったかと思っています。14年度以前から、こういうふうに預けと申すまいですか、不適正な処理をしないで済むという背景というのがずっとここにあったんじゃないかなというのを思うんですが、その点いかがでしょうか。

○山之内総括次長 例えて言えば、自転車操業みたいなものだったというイメージの御質問でしょうか。そういうこともなきにしもあらずかなど。これは年間通して預けをやっていたということがございます。

○松田委員 ぜひ再発防止という観点でこの悪しき習癖をばんと打ち切っていただきたいと思っております。以上です。

○押川主査 それでは、先ほど意見もあったわけでありまして、午後から再開をしたいと思います。ここで暫時休憩を入れたいと思っております。1時15分から再開ということで執行部の皆さんよろしく願いいたします。

午後0時7分休憩

午後1時20分再開

○押川主査 それでは、再開させていただきます。

○榎藤委員 まず、先ほど予算管理の一連の流れというひな形での新聞代の説明はいただいたんですが、我々は、預けなり書きかえとかそういったことでこちらに参ったんですが、そういう意味で、直接的には18年度に預けはなかったということですが、決算の対象年度ではないんですが、790万1,514円という預けがあったというときには、南那珂振興局の月ごとに占める予実算管理表上では、この分だけ実質は余剰があったというところに判断していいんじゃないかと思うんです。そういう予実算管理表上

というのは、たまたま18年度にないんだけど、ここの流れをもう一回説明していただきたいと思います。令達があって、毎月使っていくのがありますよというところまでは先ほど説明いただいたんですが、例えば18年度の末ということは、19年3月では、予実算管理表上は、予実算管理表というのは3ページですか、これの年度末では18年はゼロになっています。しかし、16年の790万の繰り入れをされるということになれば、予実算管理表上は、これがすべてこの予算管理表上で出てくるのかどうか私もわかりませんが、少なくとも単純に考えれば、そこに年度末余剰が790万あったですよというふうなものがあるんだろうというふうに思うんですが、その関係を、わざわざ現地に来てこの資料を提示いただくわけでありますから、もう一回説明をしていただきたいと思います。

○山之内総括次長 16年度の790万1,514円というのは、入金額と書いていますけれども、農林振興局に入金があったということではなくて、これは業者に支払った額でございます、この790万1,514円というのは、3ページの歳出予算整理簿では支出済額というところに計上されるべき数字でございます。

○権藤委員 そのことはわかっているんですが、そうであれば、1品ごとに新聞代の1,800円からずっと管理しているんだから、790万についても、正規か不正規かは別にして、本来からいけば皆さん方は、焼却したのかどうか知らんけれども、自分の手元資料では、そういう手続にのっとって正規のもの、不正規のものを買ってきたわけですね。業者の納入台帳でチェックをして、790万が100件なら100件あるわけです。しかし、正規の買い方、不正規の買い方は、ここで明細を出せとは言わんけれ

ども、そういう形で入金があれば残高に残っているはずですよ。表面上は全部出ていったということで説明をされたし、そうだと思うんだけど、実際は、仮に手続を踏んだ書類が、高千穂で行われたタクシー代みたいにぼんと、何に使うかわからんから使っただけ払っていくという方式じゃなくて、現品も受け入れているわけだから、本来からいけば、現品はあるあるいは消耗的なものもあるわけだけど、その中で、この790万については、本来は正規と不正規の区分が、担当者の手にあったのかどうか知らんけれども、本来からいけばここに余剰として残ると。そうすると、期の途中で、例えば3カ月たった時点で、今期は500~600万あるかもしれないから、少しずつそういうのに使っていいからというさじ加減を、毎月出てくるこの表で判断して実際はやったと私は思うんですよ。たまたま18年の決算対象時期がゼロになっているから、やめたということになっているんだけど、本来からいけば、この検証は可能だったし、それはやらないようにしていたんだけど、私は可能だったんじゃないかなと思うので、例えば17年3月末あたりは、買いましたよということであるんだけど、それは全部正規の手続で買ったようにしてやっているんだろうと。その中で逆に、業者の台帳を見らんとわからんというのもわからんのだけど、その関係をもう一回説明していただいけませんかと言ったんです。

○山之内総括次長 お答えになるかどうか自信がないんですが、16年度790万1,514円、いわば業者から物を買ったような形で業者のほうに払い込んだわけでございます。そして、それを、安易な方法でございますけれども、消耗品とか事務用品も適宜持ってきていただいて、使用額が1,968万円になったところです。この790万円

というのは、表としては通常の手続で払い込んだというような形になっておりまして、ちょっと説明が不十分でございますが……。

○榑藤委員 それは現金のやりとりは実際してないわけですね。すべて伝票上でされているわけですね、振り込み等については。

○山之内総括次長 お金は、県の指定金融機関から相手先の指定の口座に振り込むというやり方、ですから、現金は動いているわけです。

○榑藤委員 私が言うのは、榑藤という備品とかそういうものを持ってきた人が、そこで月末にお金をもらうということではないですよ。それで、通常に行われているのは、伝票がやりとりされて、振込書で振り込むというような形で決済をされているわけですね。そうすると、今回については、業者の台帳がないとわからんということだったけれども、そうじゃないと。通常のルートにのっとってすべてなされていると。ただ、残っているかどうかはわからんですよ。裏金と言ったら悪いですけど、不適正だから残さないということで、そういう意味では検証も可能だし、その伝票をめくればわかると。そういうことで、全庁的には業者の台帳じゃないとわからんということになるから、さっき井本委員からも指摘があったように、不正があるんじゃないかとか、何があるんじゃないかとか。しかし、本庁審査からずっと見て、私は、通常の手続に従ってちゃんとやってきていると思うんです。ただ、証拠書類があるかないかといったら、今はないということで。だから、そういう意味での不正は、私は逆にないんじゃないかというのは意を強めたんですよ、この審査を進めていく過程で。そういう意味では、17年、18年であればこの予算管理表でゼロになった額と、ここに書いてある、16年で言え

ば790万というのは、ごちゃ混ぜになっているかもしれないけど、予算管理上は丹念に積み上げていけば、納入伝票を積み上げていけば検証できたというふうに思うんです。

時間の関係もありますから、次に行きますが、預け配分の29万5,000円とここに示してある備品台帳、これとの関係では、金額は一致しないのかなとも思いますが、これは逆に融通したんですか、どうしたんですか、改良普及センターへの29万5,000円。

○山之内総括次長 これは預けの配分ということでございまして、29万5,000円を私どもが業者に預けたような形にして、それを普及センターのほうで消耗品等を購入したと。それは普及センターの管理のもとでいろんなものが購入されたということでございます。

○榑藤委員 そうすると、3ページ、4ページの備品台帳には載らないんですか、載るんですか。

○山之内総括次長 これは南那珂農林振興局が管理している備品でございますから、この一覧表には、仮に普及センターが備品を購入されたとしても記載されないということになります。

○榑藤委員 そうであれば、これは別な資料には載っているんですか。

○永山農政企画課長補佐 以前お渡ししました備品台帳がございすけれども、それは農政水産部に係る預け等で購入したすべての備品について台帳登載したものを載せておりますので、南那珂普及センターで該当があれば、その分は載っているということになります。

○榑藤委員 あればじゃなくて、実際にこちらに29万5,000円を融通したわけですね。消耗品はないとして、それ以外で備品を買っていればあるわけですね。

○永山農政企画課長補佐 18年度の南那珂普及センターの預けの使途の状況を見ます限り、備品に該当するものはございません。消耗品でございます。

○榎藤委員 それでは、(2)の①の29万9,000円ですが、これの中で主な使途ということでテーブルとか書いてありますが、これはどうなっているんですか。

○山之内総括次長 29万9,402円のうちに、この中には備品として購入したものは一部あるわけでございますけれども、それは今現在……、失礼しました、訂正いたします。29万9,402円のうちの、これは書きかえでございますので、No.1、2、3ですね、これが基本的には29万9,402円の内数で備品購入一覧表に登載されております。その打ち合わせテーブルというのは、本庁の自然環境課のほうに所管外というような形になっておまして、そちらのほうで管理しております。

○榎藤委員 それでは、使途という意味ではこれぐらいでよろしいですが、少なくとも書きかえであれ、預けであれ、私はこの際、説明できる範囲においては、備品台帳に載った分が幾らですよと、あるいは消耗品に、備品のリスト上には載らんけれども、使ったのは幾らですよというものは、この29万9,000円からいくと、今の説明ですと1、2、3を足しても10万ぐらいですね。あと19万9,000円が消耗品とか。ところが全庁的にそれを足したら、これはあなたたちだけに責任を言うわけじゃないけど、何百万という金額になるわけですね。そういう簿外の、ビニールテープだ、コピーの用紙だというのも本当に使われたんだろうかと、通常ルート以外に。そういうふうになると、井本委員が言うように、この書きかえもまた書きかえじゃないか

というようなそういう疑念さえ浮かぶわけですよ。これは言うてもなかなか難しいことなんですけど、本来からいけば、その立証は本当は可能だと私は思っていますから、納入伝票とかで、幾ら1,800円の新聞代にしる。そういうものの積み上げであれば、私は今からやろうとかやれという意味では言っていないんですけども、業者の台帳しかありませんというふうに言うと、そんなことをしているのかということになるし、焼却しましたということも、現時点ではないという説明が現実であれば、それしかできないと思うんですね。今後はなくしていくことですから、一応そういうことで了承したいと思います。

それから、3ページの備品台帳の中で、先ほど、倉庫の中に25万円のノートパソコンが故障中ですよというのがありました。簿外資産の中では最初になったパソコンだと思うんですが、今は19年ですから、少なくとも3年ぐらいの保証があれば、自分のものだったら修理をするよねと。そこら辺をやったのかどうかということ。これは検証をまだされずに……。

○山之内総括次長 これにつきましては、修理ということも考えたわけでございますけれども、先ほど申しあげましたように、情報政策課による一括導入分のパソコンが今だんだん行き渡りつつありますので、それを利用しているという状況でございます。それで足りているという状況でございます。

○榎藤委員 1人1台というのは15年度か何かにはもう満たしたということで、故障した分が臨時の人とかそういう人の共通用だったとしても、普通の備品台帳で買ったものだったら、残っているものだったら、保証の修理はどうなのかとかそういうこともやったと思うんですが、そ

こちら辺はこういう買い方をした分については問題が出てくるのかなという気もしています。これは保証期間がどうなのかということも含めて、25万といたら、個人だったら1カ月の給料で買うべきものですから、修理はどうかとか、私も修理して使えるかどうかかわからないですが、しかし、保証期間だったら丸ごとかえてくれるとかそういう条項になっているかもしれませんので、大事にせにゃいかんのかなというふうに思います。それは今説明がありましたから、これ以上言いません。

もう一つは、すべてに言えるんですが、2者による見積もり合わせをしてとりますという原則になっているんだけどもということでしたが、これは具体的な例で恐縮なんですけど、婦人用の自転車については、宮崎市であれば鶴島に行けば下がっている札の半額ぐらいであるわけです。そういう部分が非常に安易な買い方というか、そういう姿勢を問われるような気がします。これは指摘で、もう答えも……。

それから、さっきの話で、業者台帳と検証したということですけど、それは調査委員会が求めた不明朗な備品の金額と突合していくためには、業者の伝票がないということであれば、せざるを得なかったと思うんです。そういう意味で、本庁審査で出してもらった部分が1部ありますよね、もちろん秘密会という名目でしたが。この中の備品台帳に載っている部分ぐらいは、今すぐじゃなくても、参考資料として、どこどこ業者からこういう形で伝票はないけど納入しましたという資料として、1、2、3ぐらいは備品台帳に載っていますので、業者名は黒塗りでもいいけど、それぐらいはしてもらわないと、不明朗な部分というのが60万ぐらいあって、10万ぐらいしか資産として残っていないわけです。

ね。その10万ぐらいについては、後でいいですから、納入時の業者の日報なりを、本庁審査のときに出していただいたのと同じように。じゃないと、我々ここに足を運んで、説明があつて、そうですかというわけにはいかないから、そういう資料はお願いしたいというふうに思います。

○永山農政企画課長補佐 あす、先日の分科会で宿題をいただきました18年度の不適正な事務処理に関するいろんな取引の流れ、全部で10数の所属について今資料を整えているところですが、南那珂農林振興局の書きかえ分につきましても、業者における証拠書類含めて御説明申し上げたいというふうに思っております。

○中野委員 預けの総額で使用したのが4,061万9,703円、書きかえが78万8,385円、合わせれば4,100万円を超えるわけですね。備品の一覧表をもとにして調査した総額が767万7,332円です。その差は実に3,370万を超えるんですが、その差というものは大体何に使われているわけですか。

○山之内総括次長 基本的には消耗品でございます。一般の事務用品で、ボールペンのたぐいとかファイルといったものでございまして、その品目は相当な品目に及びます。

○中野委員 消耗品が中心で3,300万以上、通常予算の範囲内でも消耗品の支出というのがあるんですか、この期間に。

○山之内総括次長 通常取引での消耗品もございまして。

○中野委員 振興局で平均して1年間に消耗品というのは、18年度は預け等がなかったわけですが、18年度で幾らだったんですか、消耗品の総額は。

○山之内総括次長 消耗品までは手元にデータはございませんけれども、需用費としては、18年度の予算執行額は2,435万8,000円でございます。

○中野委員 そうすると、14年度から17年度はこの金額に相当するぐらいの需用費はあるんですか。

○山之内総括次長 年次的に申し上げますと、14年度が約6,200万、15年度が3,800万、16年度が4,100万、17年度が3,680万ほどの予算執行額となっております。

○中野委員 ということは、その金額プラスおよそ3,370万を5年で割れば、670万ぐらいが余計に預けという形の裏金で購入されておったと、そんなふうに理解しておけばいいんですかね。

○山之内総括次長 これプラスというよりも、基本的に需用費という名目で預けを行って、それで物を購入しているわけですから、いわば内数になると考えたほうがよろしいんじゃないかと思っております。

○中野委員 もう一回、記録しませんでしたか、16、17年度の需用費は幾らだったんですか。

○山之内総括次長 16年度が4,108万円でございます。17年度が3,680万円でございます。

○中野委員 16、17年度かなりの需用費ですが、18年度は2,400万だったんですよね。それで足りたんですか。

○山之内総括次長 この決算額でやりくりしながら業務を進めたということでございます。

○中野委員 18年度においては、裏金問題が発生していないときでありましたから、それでも2,400万で対応できた。その以前はそれ以上の金額であったということですが、備品は見てわかるとおり、767万7,000円を我々は今チェッ

クしたんですけれども、それのかなりの倍数の金額ですね、それが実際我々はチェックできないということの数字ですね。本当に使ったという裏づけになるようなものはないんですか、我々が理解できるような。

○山之内総括次長 基本的に消耗品ですから、消耗されたものがほとんどだと思っております。

○中野委員 ちなみに、19年度の需用費は幾らですか。

○山之内総括次長 19年度の令達額については今調べますけれども、ほぼ同じような額だと思っております。2,000万円前後だったと思います。

○中野委員 18年度と同じぐらいですね。ということは、やはり過去はかなりの需用費というものが予算に上がっておったということで、しかも、年間平均すると600万から700万円が不適正な処理で裏金という形で出てきておったと。この金額は18、19年度は大きいからどうかなという気がするんですね。

○永山農政企画課長補佐 確かに需用費の額は14年度が非常に膨れておりまして、それ以後だんだん減ってきている状況でございます。ただ、南那珂農林振興局の予算の執行全体額が、平成14年度が35億、15年度が19億、18年度で18億ということで、事業量そのものが相当程度14年度当時はあって、それに伴うさまざまな消耗品等必要であったということは言えるのではないかと。ただ、委員がおっしゃるように、消耗してしまったもの、それらがすべて適正であったと、確かにこれは使いましたということまで御説明できないことは、非常に申しわけないというふうに思っております。

○中野委員 我々はこの決算を認定するかしな

いかの判断をしなけりゃならないわけですから、そのときの判断の材料ですね。物を見てチェックしたから、767万7,000円は本当の評価額か、取得額が評価額かどうかという疑念も発生するし、それ以上にわからないお金があると、我々がチェックできないお金があるということが、これは18年度と直接関係はないんですけども、素直にチェックできない部分だなというふうに私は思っております。

○山之内総括次長 先ほど19年度の需用費の予算の令達額、手元にないと申し上げたところですが、私のファイルにございまして、19年度の8月現在の令達額ですけれども、2,129万円となっております。

○榎藤委員 今、永山補佐が言った14、15、16の予算額はわかったんですが、これの17、18、19と、それから、県の事業だけだったらそんなにぶれはないんじゃないかと思うので、これは国の需用費も含んで使った額だろうと思うんです。国の事業費のほうが、逆に使途については融通しやすかったのかなという気がするんですが、これは入っているんですか、35億とか19億というのは。

○永山農政企画課長補佐 まず、予算額をもう一度。14年度が35億、15年度19億、16年度20億、17年度が22億、18年度が19億。この中には国庫支出金が相当程度含まれていると、需用費の中にも国庫支出金が含まれているというふうには思っておりますが、出先機関におきましては、国庫分、県費分合わせて執行しているので、その区分けをつけていないものですから、現時点においては、この不適正な支出のうち、国庫分が幾らあるというところの特定までは至っておりません。

○押川主査 あわせて再発防止策まで議論をし

ていただいて、午前中、井本委員なり榎藤委員からも出ていますが、業者の部分まで入れて、目標として15分か20分ぐらいには終わりたいという時間的なものがあるものですから、そういうことでお願いしたいと思います。再発防止で何か御意見ありませんか。午前中、外山委員のほうからも出たんですが。

○外山委員 不適正な処理をした取引業者の数は何社ですか。

○山之内総括次長 1社でございます。

○外山委員 このリストに上がっている……。

○山之内総括次長 失礼しました。預けについては1社でございまして、書きかえについては3社でございます。

○外山委員 この裏金が発覚した段階で、業者に対してはどういう話をされましたか。

○山之内総括次長 基本的には、私どもは、過去の預けについて実態を解明するというのを第一に置きまして、いろんな聞き取り等をやらせていただいたところなんです。そして、この問題が発生した以降、18年度は書きかえはございましたけれども、19年度予算については、書きかえにしろ、預けにしろ、やっておりますんで、業者に対しては、私みずからが検査員となりまして、通常では、総務担当リーダーが納品検査の検査員ですが、この問題が発生してから私自身が検査を業者に対してやっております。それも一つ一つ、これは何に使うものなのかとか、数字を含めて、品質も含めて確認するようにしております。

○外山委員 この問題が発覚して、取引業者の方に話をされた段階で、業者の方はそれまで不適切な取引だという認識はあったんですか、当時。

○山之内総括次長 業者そのものも、預け関係

の業者は、やっぱりよくないものだという認識は持っていたようでございます。

○外山委員 形の上では、お金をぽんとやって、それを預かってくれということ自体が正常じゃないなということで認識があったということですか。

○山之内総括次長 そういうことが不正常だという認識を業者は抱いていたようでございます。

○外山委員 その後、業者に対してはどういうことを言われましたか。その後、同じ業者と取引は続いているんですか。

○山之内総括次長 額的には、14、15、16と比べると10分の1ぐらいに減りましたけれども、取引は少ないですけれども、ございます。

○外山委員 一番大きいのは、書きかえの分が大きいんですね、預けじゃなくて。金額はどっちが大きいんですか。

○山之内総括次長 先ほどの表でごらんになると、預けの総額が入金額ベースで3,755万7,000円で、書きかえにつきましては、17、18年度で78万8,000円でございますから、預けのほうが大きいということが言えるのではないかと思います。

○外山委員 預けの取引の業者が1社ね。1社でそれだけの金額。今の時点では、備品を含めて取引はどうなんですか、今でも1社ですか、それとも相当取引業者の数はふやしてあるんですか。

○山之内総括次長 不適正な事務処理に係る預けの業者は1社でございますけれども、当時からほかの業者とは、金額は多くないにせよ、正常な取引をやっておりまして、今現在は正常取引をすべての業者とやっているわけですが、預けの業者以外の業者とも取引をやってお

ります。

○外山委員 庶務的なこういう備品等の取引の業者というのは全部で何社あるんですか。正常な取引含めて。

○山之内総括次長 消耗品等言えば、4社から5社ぐらいかなと思っております。

○外山委員 そうしますと、その中で、大きい金額の取引、裏金の取引というのは1社に特化してやっていたということですね。

○山之内総括次長 委員おっしゃとおりでございます。

○榎藤委員 今の1社というのは、私は耳を疑ったんですけど、14年でいけば760万ですね、15年が1,160万、これを1業者が受け皿としてやってきたと。そうすると、そこに何も無いというのはおかしいと思うんですね。これを調査委員会が、何もありませんということもまたおかしいような気がする。今の関連でたまたまのところですか。

○井本委員 担当者に向こうの会社との飲ませ食わせとかそんなことは、あってもないと言うでしょうけど、そんなことまで調査したんでしょうかね。

○永山農政企画課長補佐 調査の中では、本庁から行くことも含めて、業者及び当時の職員等からの聞き取りという形でしかありませんけれども、そのような事実はなかったかということについては調査を行いました。この振興局も含めて、農政水産部関連についてはそのような関係はなかったということでございます。

○榎藤委員 先ほど次長が説明した中で、調査委員会は、南那珂振興局としていろんな調査をして、業者の突合等については調査委員会の立ち会いじゃなかったんですか。

○永山農政企画課長補佐 業者に対する調査に

については、各所属及び各部でやっております。調査委員会に対してはその結果を報告するという形で行っております。

○押川主査 それでは、午前中出ておりました業者関係の突き合わせできる部分があれば、秘密会にして出していただきたいと思います。

○外山委員 もう一回。1社の取引ということですが、この扱いというのは、どういう書きかえがあるとかちょっと私も判然としないところがあるんですが、事務的な機器もあれば、冷凍庫、掃除機、自転車とか、こういうのは1社が全部納品しておったんですか。

○山之内総括次長 この備品購入一覧表に掲げである備品につきましては、当該業者がいろいろなルートを持っているようでございまして、そういうルートの中から調達して納入したと考えております。

○外山委員 全く違う、普通だと考えられない。デパートだったら何でもあるでしょうが、そうじゃない商店がそういういろんなものをどこかで調達するにしても、発注するときに、これはおかしいということは当然常識的に考えると思うんですね。それはなかったんでしょうか、当時の担当者の意識の中には。

○山之内総括次長 当時の担当者等においては、そういういろんなものですね、多種多様な備品等も納入してくれるので、断りもせず納入してくれるので、いわば重宝していたと言える部分があるのではなかろうかと考えております。

○外山委員 当時の方と違いますから、議論してもしょうがないんですが、ただ、感じとしては非常に奇異な感じを持ちます。

○井本委員 先ほどの権藤さんの話ですが、調査委員会は直接業者には聞き取りしなかったと

いうことですね。

○永山農政企画課長補佐 外部調査委員会のメンバーが直接業者に当たるといことはございません。業者に対する調査は、各所属、そして我々各部、場合によっては、内部調査委員会に人事課が入っておりますので、そこが直接行って話を聞くという場面はあったというふうに聞いております。ただ、その場面は、調査委員会自体が動いておりますので、我々が立ち会っていない場面もかなりあったように聞いております。

○外山委員 今の段階ではいいですが、1社の会社名、主要な商売の中身、それを後ほど御報告いただきたいと思います。

○押川主査 それでは、お諮りします。本件につきましては、秘密会により調査したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 異議なしと認め、秘密会とすることに決定します。

それでは、委員、事務局職員、関係説明員以外の方は退場願います。

ただいまから、本分科会を秘密会といたします。秘密会の議事の内容をほかに漏らした場合、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。なお、資料につきましては、終了後回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔午後2時10分 秘密会に入る〕

〔午後2時22分 秘密会を終わる〕

○押川主査 執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

午後2時22分休憩

午後2時28分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開いたします。

今回の分科会、明日でありますけれども、午前10時に、県議会第4委員会室で農政水産部の審査を予定しておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 では、そのように決定いたします。

○榎藤委員 それと、中の議論として、調査委員会が、弁護士とか会計士がおって、それで矛をおさめられたというのは、それは警察官とは違うから、どこかで切らにやいかんということがあってやったのか。しかし、少なくとも我々はあした採決はできませんよ。要望ですけど、調査委員会の代表、副知事を中心にして、一言こういうことのやりとりはしたいですね。

○押川主査 私も勉強不足でわからないんですけど、これは議長あてに相談するんですか。相談なしで執行部とそういうことができるんですか。

○榎藤委員 審議の中身だったら、議長は介さなくても。要望することは。

○満行委員 でも、分科会だから、委員会で統一してやらないと。

○榎藤委員 だけど、それはだめということは言われんはずです。

○満行委員 委員会から分割して受けているだけだから。

○押川主査 副議長に相談をして主査会ですかですね。

○榎藤委員 議事日程も出てくるわけだから、相談はしてもいいと思う。

○押川主査 だから、委員長と相談をするということですね。

○外山委員 調査委員会は我々の調査以上のこ

とは調査できていない。業者に会っていないから。

○押川主査 では、委員長と相談するというこ
とで、以上をもちまして終わります。

午後2時30分散会

平成19年12月4日（火曜日）

午前9時31分開会

出席委員（8人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

宮崎県副知事 総務部	河野 俊嗣
総務部長 部参事兼人事課長	渡辺 義人 岡村 厳
農政水産部	
農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田 二郎
農政水産部次長 (農政担当)	黒岩 一夫
農政水産部次長 (水産担当)	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
地域農業推進課長	岡崎 吉博
営農支援課長	米良 弥
農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
農村計画課長	佐藤 公一
農村整備課長	原川 忠典

水産政策課長	桑原 智
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川主査 ただいまから、環境農林水産分科会を再開いたします。

本日は、不適正な事務処理に関して農政水産部に資料要求がございました件について、説明と質疑を予定しておりますが、不適正な事務処理以外で資料要求がございました件について、環境森林部、農政水産部から資料提出がございました。各委員へ配付いたしておりますので、御確認ください。

それでは、農政水産部から報告していただきますが、不適正な事務処理に関与した業者名等のやりとりが予想されますので、秘密会により審査したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 異議なしと認め、秘密会とすることに決定しました。

それでは、委員、事務局職員、関係説明員以外の方は退席をお願いいたします。

ただいまから、本分科会を秘密会といたします。秘密会の議事の内容をほかに漏らした場合は、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。なお、資料につきましては、終了後回収させていただきますので、よろしくお願

いたします。

〔午前9時32分 秘密会に入る〕

〔午前10時49分 秘密会を終わる〕

暫時休憩をいたします。

午前10時49分休憩

午前11時4分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、審査の最終日に行うことになっておりますので、12月4日の14時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、14時30分に再開ということで決定をいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時4分休憩

午後2時41分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開いたします。ただいまより採決を予定しておりましたが、他分科会との調整のため暫時休憩をさせていただきます。

午後2時41分休憩

午後2時52分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開させていただきます。

委員の皆さん方で御質問のある方はよろしくお願いします。

○井本委員 名前が出てくるとお思いますので、秘密会にさせていただきますか。

○押川主査 本日は、不適正な事務処理に関し、調査委員会の委員長であります副知事並びに総務部長にお越しをいただいておりますけれど

も、不適正な事務処理に関与した業者名等のやりとりが予想されますので、秘密会により審査したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そういうことで秘密会にさせていただきます。

〔午後2時52分 秘密会に入る〕

〔午後4時6分 秘密会を終わる〕

暫時休憩します。

午後4時6分休憩

午後4時46分再開

○押川主査 それでは、分科会を再開させていただきます。

議案第7号についてお諮りいたします。議案第7号「平成18年度決算の認定について」、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 異議ありということでもあります。異議がありますので、挙手により採決を行います。議案第7号「平成18年度決算の認定について」、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川主査 挙手少数ということで、議案第7号「平成18年度決算の認定について」は、認定しないものと決定いたしました。

それでは、次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容として特に御要望等があればお申し出ください。

○外山委員 まず、この不認定、認定しない理由として、最初からこの決算書そのものが虚偽の内容を書いた決算書である。ですから、当然これは不認定ということになります。

それから、先ほど内部調査委員会の委員長、

副知事を呼んで事情を聞いた中で、調査委員会の調査の中で、内部の調査をもとにして外部の委員の意見を聞きながら調査をしたと。しかも外部の調査委員が現地で取引業者の事情聴取もしていないと。特に、我々が調査した南那珂農林振興局等で、1社に取引が特化して非常に不自然な取引があるにもかかわらず、しかも、その取引業者も不自然な取引ということを認知していたということを知りながら、その事情聴取もしていないということになれば、この外部調査委員会の報告すらどうも信用できないというような感じに私はなります。そういうことをひっくるめて不認定にすべきだと思います。

○押川主査 ほかにございませんか。

○榎藤委員 南那珂だけで見ても、4,060万の中で備品台帳に載っておるのは700万、あとは事務用消耗品でわかりませんと。こういったことに対して、外部の調査委員を批判するわけはありませんが、残りの3,300万はどういう流れになっておるのかという調査は行われていない。この点については、主査におかれて、監査委員会の事務局なり、外部の税理士等に委託をしてでも、将来的にここでこういうものを残さないというためには、そういう中途半端な調査ではなくて、そこまでやるべきじゃないかと。

それから、少数の商社が、正規の受発注がゼロで、今回の不明朗な部分だけで暗躍をしているということについては、非常に疑義があると言わざるを得ないと思います。そういう中で調査委員会のメンバーの皆さんもどういった議論をしたのかという部分が聞きたいわけですが、きょうは時間で採決をせよという議長の議事運営上の計らいでありますから、やむを得ませんけれども、この点については、先ほどのとおり、しかるべき専門機関で追跡調査をお願い

したいと思います。

それから、事務費・事業費の余剰が出てまわっているのは、あるいはプール計算で管理ができないというところについては、国の事業費の一定比率を事務費として使う、あるいは県単独事業等についても同様の扱いでありますから、事業費の管理はぴしゃっとしていますよと言いますが、そこは別として、事務共通費については、特に国の事業等と管理は明らかにわかるようなものを今後再発防止策としても講じるべきではないかというような意見を、ぜひ委員長の報告の中に明確に織り込んでいただきたいということでもあります。以上です。

○井本委員 それで結構ですが、我々はやればやるだけ疑惑を感じているし、今でもまだ荷物は持っているんだけど、はっきり言って、時間切れというんじゃないで、これは委員会としての権限というか能力の限界であるということですね。だれがやっても恐らくこれ以上のことは出てこないと。ただ、不完全燃焼のままということ載せてほしいと思います。

○榎藤委員 決算が不認定になっても、執行部の責任として痛痒を感じない制度に現在なっております。これは、しかるべく特定して、どこに問題があったのかという部門の特定、あるいは命令系統、あるいはそういったものを総合的に指揮した責任者、そういった者等への何らかのペナルティーが科せられて、次の予算審議等真剣にやると、そういう気持ちが生まれてくるものだと思いますので、ぜひそういう点からの再発防止と、事後の、処分という言葉がいいのかどうか分かりませんが、今後については厳然たる措置をとるという確認が再発防止につながるのではないかとお願いしたいと思います。

○松田委員 不採択なんですけれども、追跡調査を要求いたします。ただ、その中で、どこまで追跡をしてくれるのか。それが、今、先輩方もおっしゃったように、私たちの意に沿うような回答が出ない場合は、これは継続して審査すべきだと思うんですが、1つには、今回名前の挙がっている独占・寡占の業者、今のような形になっていくと、恐らく中には立ち行きのできないような業者も出てくるんじゃないでしょうか。そのときに、もしかして自分が握っている、もしあるとすればですね、秘密を暴露した場合に、この委員会は何だったんだろうか、調査委員会は何だったんだろうか。なおのこと私たちの存在が危ぶまれます。そういう意味においても徹底的に解明をすべきだ、そのように考えております。

○満行委員 今回不認定になりましたけれども、大きく常識を逸脱していると。競争原理の働かない予算執行が、これだけ大規模な金額が多くの職場で行われているということは驚きなんですけれども、ぜひ再発防止に向けて、執行部に対して強く主査会の中で申し上げてほしいなと思います。一番大事なのは、今回再発防止のために、県執行部は、県庁内に1カ所窓口を置いてそこで執行するとおっしゃっているんですが、地域に事務権限を落とすということも大事なことだと思うんです。宮崎で全部1カ所集中して物品を購入することになると、地域の疲弊というのが予想されますので、ぜひ地域地域の物品は地域で執行してもらうように申し入れてほしいなと思います。競争原理の働く中であれば、西臼杵だろうが、串間だろうが、都城だろうが、予算執行というか物品購入は可能だと思いますので、そういう見直しをお願い申し上げたいと思います。

○中野委員 分科会の大半は、守秘義務があるということで秘密会になりました。秘密会になれば、我々委員が満足できる回答、答弁があるものと思いましたが、全くそうじゃありませんでした。今後は、秘密会のあり方についてもきちんと整理をしていただいて、秘密会の場合には、少なくとも我々委員が理解できる答弁ができるようにしてほしいと要望しておきます。

○押川主査 たくさんの皆様方の要望が出ましたので、皆さん方の要望がすべて入るような形の中で努力をしていきたいと、そのように思います。

それでは、お諮りをいたしますが、主査報告につきましては、今の御意見を挿入しながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 では、よろしく願いをいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 何もないということですのでありますから、これで分科会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後4時57分閉会